

第四部 社會事業

概説……………四九

第一篇 社會事業行政……………四九

第一章 社會事業行政一般……………四九

第二章 私的社會事業の統制……………四九

第三章 私的社會事業經費と其獎勵助成……………五五

第二篇 社會事業施設……………四六

第一章 救護事業……………四六

第二章 失業保護事業……………四七

第三章 經濟的保護事業……………四七

第四章 セツルメント事業……………四七

第五章 司法保護事業……………四七

第六章 矯風事業……………四八

第三篇 兒童保護事業……………四八

第一章 妊産婦並に乳幼兒保護……………四八

第二章 貧兒保護事業……………四九

第三章 兒童の職業指導並に紹介……………四九

第四章 不良兒保護事業……………五〇

第五章 病弱兒保護事業……………五〇

第四篇 社會教化事業……………五〇

第一章 社會教育……………五〇

第二章 教化事業……………五〇

第三章 融和事業……………五一

第五篇 社會事業に關する調査……………五一

第四部 (社會事業) 統計表

第一表 社會事業費統計

- 其一 內務省關係社會事業費豫算調
- 其二 公私別社會事業施設費調

第二表 社會事業施設統計

- 其一 恤救狀況表
- 其二 養老事業狀況表
- 其三 育兒事業狀況表
- 其四 罹災救助基金表
- 其五 全國方面委員設立主體別・方面數表

第三表 職業紹介統計

- 其一 職業紹介所經營主體別道府縣現在數
- 其二 職業紹介所紹介數月別表
- 其三 昭和二年日傭勞働紹介數月別表

第四表 住宅統計

- 其一 住宅建設戸數調
- 其二 住宅組合調
- 其三 宿泊所調
- 其四 全國不良住宅地區調
- 其五 借地借家調停件數月別表

第五表 公益質屋統計

第六表 公益市場統計

第七表 簡易食堂統計

第八表 司法保護事業統計

- 其一 司法保護事業團體調
- 其二 全國保護會成績調

第九表 兒童保護事業統計

- 其一 妊娠婦保護事業調
- 其二 兒童相談事業調
- 其三 市町村兒童就學獎勵經理狀況表
- 其四 不良少年要視察人員調
- 其五 少年審判所保護處分別統計

第十表 圖書館統計

- 其一 圖書館累年表
- 其二 圖書館府縣別表

第十一表 青年團統計

- 其一 地方男子青年團一覽表
- 其二 地方女子青年團一覽表

概 説

最近我國の社會事業が、私的社會事業から公的社會事業に轉化する傾向を益々強めてゐることは、大きな特徴の一つである。大正七、八年以來の社會的經濟的逼迫は公私の社會事業施設の急設を促し、所謂社會事業の勃興は一種の流行若くは濫設の譏を免がれ得ない程度のものであつたが、益々深刻化する經濟界の窮狀は一般民衆の無産化を強め、延ては社會事業の範圍乃至對象の擴大を來さねばならなくなつた爲めに、從來の私的社會事業では其の經營が甚しく困難となつたそこで以前問題とされてゐた私的社會事業か公的社會事業かの問題は、更に進展して、最近では一般に社會事業の行詰りが社會事業家の間に叫ばれるに至つた。

かくして、この社會事業の行詰りを如何にして打破するか、本年の社會事業界の主要問題の一つとなつたのである。而して政府に於ても既に昨年から諮問機關として社會事業調査會を組織し、その研究調査によつてその問題の對策を講じてゐるが、同調査會は先以て從來の社會事業施設の整理並に改善に關する方策を立つるに志し、既に研究調査を終へたものに一般救護に關する體系、失業保護に關する體系、經濟的保護施設に關する體系、兒童保護施設體系、兒童扶助法案要綱、改正感化法案要綱、融和促進に關する施設要綱等がある、

且又政府の實際の施設としては不良住宅地區の改良、公益質屋の法的規定、妊産婦及幼兒の保護、義務教育終了兒童に對する職業の指導、貧困兒の扶助等に力を用ゐてゐる有様である。

第一篇 社會事業行政

第一章 社會事業行政一般

一 社會事業行政機關の管掌事務

社會事業行政事務は主として中央に於ては社會局の社會部に、地方に於ては學務部の社會課に屬してゐる。而して社會課は福島縣を除いた他の總ての道府縣に設けられ、そこに社會事業職員制による職員一四四人（社會事業主事二三人、同主事補一二人、昭和二年七月一日現在）及び社會教育主事が屬し、又六大都市を始め十六の主要都市にも社會課を置いて夫々事務を管掌してゐるが、その取扱事項は大體に於て内務省社會局のそれと同じである。

内務省社會局社會部分掌事務

保護課 一、罹災救助窮民救助其の他賑恤救済に關する事項。二、軍事救護に關する事項。三、感化院に關する事項。四、兒童保護に關する事項。五、他課に屬せざる社會事業に關する事業。六、震災救護殘務に關する事項。

福利課 一、住宅供給改善に關する事項。二、公設の浴場、質屋及簡易食堂、宿泊所、其の他福利増進に關する事項。二、社會教化事業に關する事項。

職業課 一、職業紹介其の他失業の救済及防止に關する事項。二、失業保護の調査に關する事項。三、移植民の保護獎勵に關する事項。

而して社會事業行政事務が主として社會事業關係法規を中心に取扱はれることは言ふまでもないことであつて、我國の社會狀勢の推移と共に社會事業も亦私的社會事業から公的社會事業に轉化しつつあり、従つて社會事業關係法規の制定も増化し、これが行政事務も次第に其範圍を擴められる。本年公布された法規は次の如くである。(附錄一參照)

- ◎不良住宅地區改良法(三月二十九日)◎公益質屋法(三月三十日) (法律第一四號) (法律第三五號)
- ◎不良住宅地區改良法施行期日(七月十二日)◎公益質屋法施行期日(七月十二日) (勅令第二二七號) (同上施行令(七月十二日勅令第三二八號) 同上施行規則(七月十二日) (內務省令第三三號) ◎公益質屋法施行期日(七月十五日) 同上第三條の規定に依る國庫補助(七月十五日勅令第二三二號) 同上施行規則(七月十六日) (內務省令第三四號)

二 事務協議會

社會事業行政事務遂行上必要なる各種の協議會が中央、地方ともに毎年開かれるが、中央に於けるその主なるものは地方長官會議、學務部長事務打合會、廳府縣社會課長會議、地方衛生技術官事務打合會等である。このうち廳府縣社會課長

會議が、直接行政事務を取扱ふ社會課の協議會であるといふ關係上本年十月開催されたこの會議に於ける社會局長官の訓示、諮問、指示、注意、協議事項を左に掲げ、尙ほ本年を第一回とする六大都市社會事業協議會を概説する。

1 社會課長會議に於ける社會局長官の訓示要旨及諮問、指示、注意、協議事項

社會局長官訓示要旨

「近時我國公私ノ社會事業ハ其ノ組織、内容、運営等ノ方面ニ於テ相當發達ヲ見ルニ至リマシタ。然シナガラ輓近産業經濟ノ發達ニ伴ヒ社會事情ハ益々複雑トナリ各種社會問題ハ都鄙ヲ通ジテ彌々繁キヲ加ヘントスルノ情勢ニアルノデアリマシテ之ガ匡救ヲ目的トスル社會事業ヘ新生面ヲ拓キ其ノ整備充實ヲ圖ルコトハ特ニ當面ノ緊要事ト申サネバナリマセン、即チ政府ハ社會事業ノ各部門ニ亘リ銳意調査攻究ヲ行ヒ一面昨年新ニ設置セラレマシタ社會事業調査會ニ對シテ兒童扶助制度、不良住宅地區改良事業、感化法改正、社會事業體系整備、融和促進施設等ヲ附議シ既ニ其ノ答申ヲ得タルモノニ付テハ國家財政ヲ考慮シテ立法施設ノ上ニ之ガ實現ヲ期スベク最善ノ努力ヲ拂ヒツ、アルノデアリマス、本年七月十五日ヨリ實施セラレマシタ不良住宅地區改良法、八月十日ヨリ實施セラレマシタ公益質屋法ノ如キニ依リマシテモ亦政府ノ意圖ノ存スル所ハ充分ニ之ヲ諒知セラルル所デアラウト考ヘルノデアリマス、殊ニ社會事業體系整備ノ問題ハ近時急速ノ發達ヲ遂ゲマシタ本邦社會事業ヲシテ組織的

統制ノ下ニ健全ナル發達ヲ遂ゲシムル上ニ於テ最モ緊要ナル事項デアリマシテ、目下同調査會特別委員會ニ於テ審議中ニ屬シテ居リマスガ既ニ同特別委員會ノ決定ヲ見タルモノモ少ナクハナイノデアリマス、事ハ固ヨリ社會事業ノ全般ニ亘リ、或ハ公私事業ノ分界ヲ明カニシ或ハ監督助成ノ方法ヲ確立シ或ハ事業ノ財源ヲ定ムル等今後ニ於ケル社會事業ノ進路ヲ闡明スルモノデアリマスカラ之ガ成案ヲ得マシタナラバ我國社會事業ノ將來ニ裨益スル所少カラザルベキヲ期待シテ居ル次第デアリマス：。

輓近農村社會施設ノ必要ガ漸次高調セラル、ニ至リマシテ其ノ施設セラル、モノモ亦漸次多キヲ加ヘ來リマシタコトハ本邦社會事業發達ノ趨勢ノ上ニ見逃シ難イ一新傾向デアリマス、惟フニ社會事情ノ變動ニ伴ヒ農村ニ於キマシテモ幾多社會問題ノ醸成セラル、コトハ亦免レ難イ時代ノ趨勢デアリマス唯之ガ對策トシテ農村社會事業ハ徒ラニ社會事業ノ外觀理論ニ拘ルコトナク現實ニシテ適確ナル農村社會獨自ノ必要ト研究トニ立脚シテ各地方ノ實情ニ適應セル施設ヲ行フコトガ最モ肝要デアリ從テ亦實際施設ノ態様ニ至リマシテハ固ヨリ相當多岐ニ亘ルベキハ勿論デアリマスガ特ニ兒童保護、保健救療、住宅改善、庶民金融等ノ方面ニ於ケル施設ノ如キハ之ガ實現ヲ期スルコト最モ緊要ナルモノト信ズルノデアリマス：。

時勢ノ進運ニ伴ヒ社會事業興隆ノ氣運ニ向ヒツ、アルコトハ洵ニ喜バシイ現象デアリマスガ一面經濟界ノ不況、財政緊縮等ノ影響ヲ受ケマシテ社會事業ノ運営ニ困難ヲ加ヘ惹テ或ハ事業ノ萎微不振ヲ招キ或ハ日進ノ時世ニ適順スル所ヲ忘レ舊態依然トシテ遂ニ事業ノ目的ヲ達シ難イト謂フガ如キモノモアル様ニ思ハレルノデアリマス、

第四部第一編 社會事業行政

各位ハ直接社會事業ヲ指導監督スルノ重責ヲ負フテ居ラレルコトデアリマスカラ之等ノ點ニ付テハ深ク留意セラレマシテ按配宜シキヲ制シ常ニ斯業ノ上ニ潑瀾タル生氣ト工夫トヲ加ヘ克ク時代ノ要求ニ適合セシムル様ニ努メラレタイノデアリマス。

勤儉獎勵ニ關シテハ從來各種ノ施設ヲ講シテ銳意之ガ實績ヲ收ムルニ努メツ、アル所デアリマスガ幸ニシテ各位ノ努力ニ依リ漸次其ノ成績ノ見ルベキモノアルヲ致シツ、アルハ邦家ノ爲慶賀ニ堪ヘナイ所デアリマス、然シナガラ國民生活ノ實情ニ付テ深ク之ヲ省察致シマスレバ今後一層本運動強調ノ必要ヲ認メザルヲ得ナイノデアリマシテ特ニ消費經濟ノ方面ニ於テハ個人的ニモ社會的ニモ尙改善ヲ要スルモノガ少クナイ様ニ思ハレルノデアリマス、教化ヲ基トスル此ノ種ノ運動ハ動モスレバ弛緩沈衰ニ陥リ易イモノデアリマスカラ各位ハ不斷ノ努力ヲ以テ各種機關ヲ督勵シ地方ノ實情ニ應ジテ新ナル工夫考察ヲ廻ラシ適切ナル方途ヲ講シ以テ常ニ精彩アリ正氣アル運動タラシムルニ努メラレタイノデアリマス。

差別ノ宿弊ヲ打破シテ共存共榮ノ實ヲ舉グルハ國運伸張ノ根幹デアリ又社會和平ノ基調デアリマス、政府ハ從來融和促進ニ關シ各般ノ施設ヲ講ズルト共ニ公私ノ融和事業ニ對シ助成ノ方途ヲ講シ以テ國民偕和ノ實績ヲ舉グルニ努メツ、アルノデアリマスガ、積年ノ陋習ハ深ク人心ヲ浸スモノガアリマシテ未ダ全ク之ガ芟除ヲ見ルニ至ラナイノハ洵ニ遺憾ニ堪ヘザル次第デアリマス、殊ニ近時社會事情ノ變遷ニ伴ヒ融和問題ノ解決ハ益々緊切トナツタノデアリマス、社會事業調査會ニ對シ融和促進ニ關スル諮問ヲ爲シマシタノモ此ノ時運ニ鑑ミ一層適切ナル施設ヲ講シテ國民融和ノ實績ヲ收メムトスル趣

意ニ他ナラヌデアリマス、各位ハ常ニ地方ノ實情ニ應ジ周到ナル注意ノ下ニ具體的計畫ヲ樹テ之ガ實行ニ一段ノ努力ヲ用ヒ中央地方戮力シテ國民融和ノ成果ヲ收メムコトヲ切望スル次第デアリマス。以上ハ私ノ所懷ノ一端ヲ申述べ各位ノ留意ヲ喚起シタニ過ギナイノデアリマスガ、社會事業ハ一ニ時代ノ推移ト社會ノ實情トニ伴ヒ施設宜シキヲ制セネバナラヌデアリマス、各位ハ克ク地方ノ實情ヲ查察シ銳意斯業ノ整備振作ニ努メ以テ社會福祉ノ増進ニ寄與セラレシコトヲ望ム次第デアリマス。」

諸問事項 ▲方面委員制度ノ確立ニ關スル意見如何。▲農漁村住宅ニ關シ改善ヲ要スト認メラルル事項及之ガ適切ナル改善施設如何。▲現下社會生活ノ實情ニ鑑ミ消費經濟ノ改善上特ニ留意スベキ事項如何。▲貴管下ニ於ケル職業紹介機關ト道府縣廳トノ聯絡狀況如何。▲内外移殖民ノ保護獎勵上將來特ニ留意スベキ事項如何。

指示事項 ▲救貧施設ノ改善ニ關スル件。▲農村社會事業ノ振興ニ關スル件。▲不良少年保護事業ノ促進ニ關スル件。▲私設社會事業ノ助成獎勵等ニ關スル件。▲軍事救護ニ關スル件。▲罹災救助ニ關スル件。▲公益法人監督ニ關スル件。▲社會事業統計ニ關スル件。▲住宅組合ノ指導監督ニ關スル件。▲公益賃屋ノ普及獎勵ニ關スル件。▲社會事業低利資金ニ關スル件。▲融和團體ニ關スル件。▲融和事業ニ關スル件。▲隣保事業ノ指導獎勵ニ關スル件。注意事項 ▲海外移民ノ衛生検査等ニ關スル件。協議事項 ▲融和事業ニ關スル件。少年職業紹介機關ト教育機關トノ聯絡方法ニ關スル件。

2 六大都市社會事業協議會

東京市の發案に係る六大都市社會事業管掌職員の懇談協議會は七月二十九、三十日の兩日、東京府商工獎勵館に開催された。協議の結果申合決定せる事項は次の如くである。

一、原則として今後毎年一回各都市交互の協議會を開催すること（次回は大阪市）。二、恤救規則による窮民の取扱範圍の擴張及行旅病人及行旅死亡人取扱法、精神病患者監護法恤救規則等に該當せざる者の救助法設定。三、職業輔導並に授産事業に對する國庫補助（二三に關しては東京市に於て起草し他の五大都市長の承認を経て東京市長より建議又は陳情すること）。四、牛乳配給に關する事項に就いては各都市に於て夫々研究すること。五、東京大阪兩市に於て題目を選びそれに對して各都市に於て共同社會調査を行ふこと。

更に、社會事業及統計調査の體系整備、社會事業の調査連絡に關する各都市互に可成便宜を計ること等の意見の交換をなし、區に社會事業管掌職員を設置すべきこと、不良住宅改良事業に關する件等の懇談をなした。

三 社會事業關係調査會並に委員會

社會事業に關して社會局關係の調査會並に委員會が設置されてゐる。社會事業調査會と勤儉獎勵中央委員會とがそれぞれある。中央にこれ等の調査會や委員會がある如く、地方にも亦設置されてゐる府縣がある。

社會事業調査會は、現下の社會事情が愈々社會施設の整備促進を要求することを認め、内務大臣の諮問に對し社會事業

に關する諸般の事項を調査審議するため昨年六月設置されたものであつて、同年七月以來本年十一月迄に回を重ねること本會議二回特別委員會三十二回に及び、政府提出の社會事業體系整備、兒童扶助制度、不良住宅地區改良事業、感化法改正及融和促進施設に關する諮問案を調査審議した。その中本年中に決定された要綱は改正感化法要綱、不良住宅地區改善要綱、兒童保護事業施設體系、經濟的保護施設體系、一般救護に關する體系、融和促進に關する要綱である。これ等要綱の全文は夫々の章に掲げてある。

勤勉力行の風を興すため勤儉獎勵の計畫を決定し、大正十三年八月組織され、地方に於ても亦道府縣を單位とする地方委員會を組織して右趣旨の普及徹底と計畫の實施に當つてゐる而して中央委員會は同年十月以來八回の委員會を開催し、其都度地方廳並に地方委員會に通牒した重要事項は十五に及んでゐる。本年決定された主要事項は、強調週間を年二回として一層具體的計畫遂行に意を用ふること、勤儉獎勵に關し婦人團體の活動を促進することであつた。

四 社會事業會館の建設

社會局が直 關係する社會事業施設團體には慶福會、同潤會、同潤啓成社、浴風會、兒童愛護會、中央融和事業協會、中央社會事業協會、教化團體聯合會等があるが、これ等施設團體の事務所は現在各所に散在してゐる事務並に事業の聯絡統一に不都合が多いので、社會局では社會局附近に社會事業會館を建設してこれ等の聯絡統一を圖ることになり、之が豫算約二十萬圓を大藏省預金部より借入れることになつた。

第四十六回帝國統計年鑑及第四十回内務省統計報告によれば、公的社會事業費の豫算額は左表の如く、最近五ヶ年間に於ては、毎年約二千萬圓である。無論この豫算は社會事業費の全部ではない。(その細別に就いては第四部統計表第一表(其一)參照。)而してこの道府縣及市町村の公的社會事業費の膨脹に對しては、その財源は地方債によるものであつて、大正八年以來社會事業費に充當された地方債は、大正十四年度末に於て一億二千四百萬圓に上り、その約七割は市債である。

計

七、三三、六六

一八、三〇、九五

一七、〇三、九一

一八、〇三、三三

一七、三三、七五

〔備考〕一、昭和二年度豫算は「社会局關係事務概要」に據る

二、道府縣市町村の項、昭和二年度は市町村を含まず

◎社会事業關係地方債

	大正十四年度末	同十三年度末	同十二年度末
道府縣	一三、六四、二五	二五、五二、八九	一八、三九、〇五
市	八六、五八、八九	五五、三二、一九	三七、一九、三三
町村	二三、九二、四六	九、五三、二六	六、四二、〇五
計	一二、二四、三三	九〇、二六、二五	六二、四一、五三

第二章 私的社会事業の統制

内務省所管の我國の社会事業數は大正十四年度末に於て總數三、五九八となつてゐる。之を種類別にすれば、社会事業に關する機關二二一。兒童保護八八六。經濟保護一、〇八八。失業保護二〇七。救護二三九。醫療保護三七二。社会教化三六四。其他二二〇である

これ等の社会事業施設の大部分は私的施設であつて、夫々官廳の監督を受け、内務報告例に依つて毎年事業施設の報告をなすのであるが、中央若くは地方行政機關との連絡統一は甚だ不充分であるので、大部分の府縣ではこれ等社会事業施設の連絡統一を主たる仕事として社会事業協會が設立されて居り、社会局の中央社会事業協會によつて統一され連絡がとれる形になつてゐる。

この社会事業協會は法人又は會員組織であるが、その大部分は會員組織であり、附帶事業として社会事業の調査研究、社会事業家の養成、社会事業の助成並に社会事業の實際施設をなしてゐる。大正十五年三月末の協會數は次の如くである

法人組織	協會數	經費	資産
會員組織	九	二六、〇三	七九、一三
計	三三	一六、二六	七九、八〇
	三三	四九、二二	一、五八、九三

而して本年設立されたるものは一月に（東京）江東社会事業協會、八月に茨城縣及高知縣、十一月に福岡縣の四であつた中央社会事業協會の本年中の主なる事業は、雜誌並に圖書（月刊雜誌「社会事業」、第一回全國兒童保護事業會議報告書、昭和二年版全國社会事業名鑑、兒童保護乳幼兒愛護デ―報告書、第一回全國方面委員會報告書、方面委員須知、公益質庫參考圖、社会事業パンフレット二種等刊行。）社会事業會議（第一回全國方面委員會會議―十月）。社会事業家の教養（第一回東北地方社会事業講習會、第一回九州地方社会事業講習會の開催。講義録「社会事業講話」の刊行等）等であつた、社会事業家共済事業は數年に亘る調査の結果、全國社会事業家共

濟組合の計畫成り、來年度から事業開始の豫定である。

尙ほ社會事業家の教養に就ては地方の社會事業協會若くは府縣其他に於ても短期の講習會が開催された。

第三章 私的社會事業經費

とその獎勵助成

内務省所管の社會事業施設數は、前章に述べた如く、總數三、五九八となつてゐるが、この内醫療保護中實費診療事業並に特殊療養施設を除き、外に他省所管の事業施設を加ふれば大正十五年三月末の總數は三、八三〇となる。而してこの内一、一二一は公的施設であり、二、七〇九は私的施設であるこの私的施設に要する一ケ年の經費は約三千六百萬圓（大正十四年度）に及んでゐるが（事業細別經費の統計は第四部統

計表第一表（其二）參照）、私的社會事業の多くは資産少く、一般に篤志家の寄附を以て經營してゐるので、事業の經營に就ては常に困難を感じてゐる。而してこれ等私的社會事業に對する助成機關が組織されてゐるが、この助成機關も其の數四一、一ケ年の經費一、一九〇、〇四八圓（大正十四年度）であつて、範圍が限定されてゐる上に規模が小さく、全般の事業に對する助成は到底不可能である。そこで政府では補助金を交付すると共に大藏省の預金部積立金並に簡易保險積立金の運用資金を、毎年社會事業施設に對して低利を以て融通することにしてゐる。更に又宮内省、内務省、文部省、慶福會等は私的事業獎勵の意味を以て、毎年成績優秀なる施設に對して助成金を交付することが例となつており、各府縣に於ても僅かではあるが補助金を交付して私的事業の助成をなしてゐる。

社會事業費調

（大正十四年）

	公的事業		私的事業		合計	
	施設數	經費圓	施設數	經費圓	施設數	經費圓
社會事業聯絡統一機關	一	一	三	四九、一六二	四	四九、一六二
同調査、養成機關	三	六、六五七	四	七三、二三三	七	七九、八九三
同助成機關	一	一、一七〇	四	一、一三〇、〇八八	五	一、一九一、二五八
救護事業	一〇八	四、七〇、一六〇	六三	二四、四四、一二六	一七二	一九、一六四、二八六
失業保護事業	一七〇	六、七四、九三三	二六	二、九九、二三九	一九六	九、七四、二三三
經濟的保護事業	五八	三、二八、六〇二	二〇	五、〇三、八五七	七八	八、三二、四五八

セツツルメント事業	一〇	二七、四元	五	八八、〇七七
司法保護事業	一	—	七元	五七、五三八
矯風事業	一	—	七	三九、三五六
児童保護事業	二四	一、三三、三八〇	四二〇	一、七四、九四九
社會教化事業	五	六、二七	二〇八	七、〇一、五六〇
其他の事業	三	四八、六六	一三三	四八、九三六
合 計	一、二三	一六、三〇、三三五	二、七〇九	三、八三、九八三

〔備考〕 本表は社會局の「社會事業一覽」(昭和二年版)其他に依つて作製したものであるが、一團體で數種の施設をなしてゐるものがあるので、その經費は或は重複してゐるものがあると思はれる。

一 慈惠救濟資金御下賜

二月七日御大喪に際し、特に道府縣の慈惠救濟資金を補はしむる思召を以て、内帑金百五十萬圓を御下賜の旨發表、同十日内務省は訓令を以てその頒賜額の決定を公布した。而して社會局は廳府縣長官宛「この恩賜金を特別會計とし、曩の恩賜金よりなる慈惠救濟資金と合せると否とは適宜とし、その元資金は永遠に之を保存し、その利殖金を以て主として私設社會事業を助成する等、御趣旨の普及貫徹を期する様」通牒を發した。

二 宮内省及内務省の獎勵助成

宮内省及内務省の社會事業獎勵助成金の下附は、恒例により二月十一日に行はれた。

宮内省の下附金中、内務省所管二百十二團體に五萬參千五百圓、文部省所管六十二團體に貳萬貳千圓、司法省所管百七十六團體に四萬四

千九百圓であり、外に拓殖局所管七十七團體にも下附された。内務省の助成金は、二百十二團體に對し五萬參千五百圓であつた。助成金下附團體事業別金額は次の如くである。

昭和元年度社會事業獎勵金下附一覽

感化事業、六團體、二、二〇〇圓。育兒事業、六四團體、一九、六〇〇圓。幼兒保育事業、四一團體、八、五〇〇圓。兒童(少年)保護事業、一團體、一〇〇圓。養老事業、七團體、一、九〇〇圓。救療事業、二二團體、四、八〇〇圓。病者慰安事業、一團體、二〇〇圓。窮民救助事業、二團體、三〇〇圓。授産事業、五團體、八〇〇圓。職業紹介事業、三團體、一、〇〇〇圓。宿泊保護事業、九團體、一六〇〇圓。隣保事業、一四團體、四、三〇〇圓。異常兒保護救養事業、四團體、一、二〇〇圓。貧兒教育事業、一二團體、一、六〇〇圓。婦人保護事業、五團體、一、三〇〇圓。勞働者教育事業、二團體、二〇〇圓。各種救濟事業、五團體、一、七〇〇圓。社會事業協會、三團體、一、〇〇〇圓。其他、五團體、一二、〇〇〇圓。合計

二一二團體、五三、五〇〇圓。

尙ほ、皇室より十二月二十八日次の八團體に對し特に事業獎勵の思召を以て四萬壹千圓を下賜された。

帝國水難救濟會、修養園、希望社、東京保護會、大阪養老院、鎌倉保育園、瀧之川學園、濟世病院。

三 恩賜財團慶福會の獎勵助成

恩賜財團慶福會は、本年も二月十一日私設社會事業助成のため司法省、朝鮮、臺灣兩總督府、關東廳を始め北海道廳外四十一府縣に亘り三十四團體に對し、合計金六萬圓を交附した。

又、震災善後施設補助として東京、神奈川、千葉、埼玉、山梨、茨城、静岡の私設社會事業團體の内、震災罹災者の救護又は福利増進を目的とする事業經營の將來が確實と認められた百十二團體に對し總額貳拾萬圓を交附した。

尙ほ昨年度から始められた私設社會事業家に對する終身獎勵金は本年は十三名に對し一名年額六百圓を交附した。これは私設社會事業従事者獎勵のため、三十年以上繼續して斯業に従事し、年齢六十歳を越へたるものに對し終身獎勵金を贈與するものである。

四 低利資金

(イ)簡易保險積立金貸付

簡易保險積立金の本年度貸付豫定額は五、五〇〇萬圓、中一、〇〇〇萬圓は自作農創定資金とし、其他を社會公共事業資金として貸付けすることに内定したが、その貸付額の査定に就ては積立金運用委員會は

一、資金還元の原則により當該地方の保險成績に應じて配當すること

二、自作農資金に對しては資金還元の原因によるも最高は四五萬圓に止め又最低を八萬圓とし、尙ほ小作事情土地分配狀況をも參酌すること

とし、第一回貸付は(八月十日)自作農資金一〇、〇〇〇千圓、社會公共事業に二〇、九三六千圓を、第二回は(十月十五日)九、一〇〇千圓を、第三回は(十二月二十一日)五、九二三千圓、合計四五、九五九千圓を決定した。

尙ほこの貸付の事業別金額及件数は次の如くであるが、本年度は農村振興方策として、更に從來よりも貸付範圍を擴張し、肥料共同購入資金、耕地整理事業、水利組合にも貸付けることとなった。

【社會事業施設】公設市場三件、五四九、〇〇〇圓。實費診療事業三件、二〇〇、〇〇〇圓。公設職業紹介所二件、二五、〇〇〇圓。公設質屋二〇件、五〇二、〇〇〇圓。小額生業資金貸付資金四件、一七、〇〇〇圓。住宅八件、二九〇千圓。公益浴場一件、二、〇〇〇圓。地方改善地區整理一件、九六、〇〇〇圓。就職旅費貸付及日傭労働者資金立替資金一件、五〇〇、〇〇〇圓。合計四三件、二、一八一、〇〇〇圓。【公共事業】三七五件、三一、六五五、〇〇〇圓。【農村振興資金】九七件、一二、一〇九、〇〇〇圓。【總計】五一五件、四五、九五九、〇〇〇圓。

(ロ)大藏省預金部積立金貸付

大藏省の發表によれば昭和元年十二月末現在の預金部資金の運用額は拾七億九百拾萬圓であつて、内社會事業資金は八千四百拾參萬貳千

圓、運用總額の四・八％に當つてゐる。而して昭和二年度の運用額は五月二十日の運用委員會で壹億參千八百拾參萬圓と決定されたが、内社會事業資金は壹千萬圓、中央卸賣市場資金は參百萬圓、合計壹千參百萬圓、總額の九・七％である。尙ほ十二月二十二日の運用委員會では、六大都市並に大阪府における失業救済工事費起債引受け、即ち大正十四、十五兩年度における救済工事資金借換五百萬圓、本年度新規引受貳百七拾五萬圓合計七百七拾萬圓を四分八厘にて融通することに決定した。

第二篇 社會事業施設

第一章 救護事業

茲に救護事業とは官公費による救護、院内救護特殊救護、一般窮民救護施設、及び方面委員の事業等を總稱して指すのである。

特殊救護を除いて一般的な救助は所謂救貧法によるものであつて、我國の救貧は隣保相扶の情宜によることを第一義とし、その救済範圍に餘りに嚴格なる制限が加へられてゐるために、これによつては到底充分なる活用を期し難い。従つて救貧法の改正は可成り以前から朝野の間に研究されて來たが今日まで未だ實現されなかつた。大正六年五月岡山に設けられた濟生顧問を最初として、到底各府縣に設置されるに至つ

た方面委員の制度は實にこの救貧法の不備を補ふために案出された制度とも考へ得る。而して方面委員の制度は最近殆んど全國に普及し既に法制化せられんとしてゐる。

斯くして最近救貧法改正の機運は漸く熟しつゝある、そこで政府は社會事業調査會に對して「一般救護に關する體系に諸問し、社會局ではこの答申を基礎として救貧法立法方針事決定した。右答申及立法方針は下に記すが如くである。

一 一般救護に關する體系に就き政府の諮問に關する社會事業調査會の答申した要綱は次の如くである

政府の諮問に對する社會事業調査會の答申した要綱は左の如くである。現行救恤規則は救助及其の費用負擔の主體不明にして被救助資格甚だしく制限的なり、又救助額過少なるのみならず救助方法に付き規定する所なく現下社會の需要に適應せざるを以て、左の要綱により救貧制度を確立することを要す

第一(一)廢疾、老衰、疾病、幼弱者を以て救貧の客體とし其の資格範圍を擴張すること。(二)救助は原則として被救助者の住所地市町村の義務とし國及道府縣は市町村の救助費に對し一定の補助をなすこと。(三)救助は居宅委託及收容救助の方法によること。(四)救助は現金現品給與又は醫療とすること。(五)救助の爲必要に應じ方面委員の如き機關を設くること。(六)道府縣又は市町村は必要に應じ養老院、施療病院、育兒院等の施設をなし國は之が助成の方法を講ずること。私人又は團體の經營する前項の施設に對しては國又は公

共團體に於て之が助成を爲すこと。

第二 老年、疾病、廢疾者に就きては漸次社會保險制度を確立し又は擴張すること。

第三 失業、勞働忌避者等勞働能力ある者は前各項による救貧制度より除外し特別なる方法を講ずること。

二 救貧法立法方針

社會局に於ては、前掲社會事業調査會の答申による「一般救護に關する體系」に基き、救貧制度を調査考究し三月二十九日左の如き大體の立法方針を決定した。

一、救貧の客體(イ)老衰者(現行法は七十年以上の老人に限るも更に體力、扶養者の有無等を要件をいれて資格範圍を廣めること)。(ロ)廢疾者(貧困にして扶養者なき廢疾者)。(ハ)罹病者(貧困にして扶養者なき罹病者)。(ニ)幼弱者。

一、救助の主體(救貧行政機關)原則として被救助者の住所市町村の義務とし、道府縣を第二次、國家を第三次救貧行政機關とし、國及び道府縣は市町村の救助費に對し一定の補助をなさんとするものであるが、補助の割合については社會事業の性質に鑑み國庫の負擔を比較的多額ならしむる意図である。

一、救助の場所被救助の場所被救助者自身の性能その他の狀態並にその環境に應じ居宅委託及び收容、救助の三方法を採用すること。

一、救助の方法 救助を要すべき狀態の如何により現金又は現品を給與し又は醫療を施すこと。

一、救助機關 被救助者の發見および救助の徹底をはかるため方面委

員の如き補助機關を設けること。

一、施設 道府縣又は市町村は必要に従ひ養老院、施療病院、育兒院等の施設をなさしめ國庫より助成の方法を講ずること、その他私設事業にも助成して公私共同して事業の達成に努むること。

併しこの制度實施に伴ふ經費は國庫負擔金のみでも五百萬圓に達するもので、財政困難の今日この實現は容易ではないやうに思はれる。

尙ほ十月二十六日社會局に於て窮民救護事務打合會が開催されたが出席者は社會局、東京府、市、警視廳、養育院、濟生會、浴風會の關係幹部十六名、協議題、打合事項は次の如くである。

【協議題】關係各方面に於ける窮民救護の現況及び之が聯絡を密にし救護の徹底を圖るに付改善を要すと認むる事項如何。

【打合事項】現在養育院費並に方面委員救助費は少額なるを以て市に於て養育院費繰入金の新設又は方面委員救助費の増額をなすこと。市に於て窮民救助規定を制定すること。養育院入院者の市内居住期間を緩和すること。從來の行路病人の取扱方は今直ちに急激に變更することなく、府の通牒の趣旨により漸次市に於て救助費を計上し窮民に該當するものは之により救助すること。公私救護施設は連絡を密にし經費又は收容に餘力ある限り救助に力むること。

一 官公費による救護

官公費による救護とは恤救規則によるもの、棄兒養育米給與方によるもの、行路病人及行路死亡人取扱法によるものを指す。

一、恤救規則による救護

明治七年に制定された恤救規則による窮民救護は人民相互の情宜によるを原則とし、その及ばざる者に對してのみ國費を以て救助するを趣旨とする。而してその救護範圍は、極貧にして獨身者たるを必要條件とし、極貧の原因は廢疾、七十歳以上の重病又は老衰、疾病、十三歳未満の幼弱であり、老者及び廢疾者に對しては一ケ年米一石八斗、病者は一日米男三合女二合、子供は一ケ年米七斗の割合を以て金錢で給與することになつてゐる。

この外道府縣又は市町村に於ては、恤救規則の不備にして時勢に適合せざるものあるに鑑み、或は恤救規則の救助に對して補給をなすもの別に救助規則を設けて恤救規則に該當せざる者に擴張して救助するものがある、而してその支出額の如きも遙かに國庫費よりも多額を占めてゐる大正十五年の恤救人員は一三、七〇七人、救助金は國庫費五七、一一四圓、地方費四〇三、五〇三圓、合計四六〇、六一七圓である。尙ほ被救助者別に就ては第四部統計表第二表(其一)を参照されたい

二、棄兒養育米給與方による救護

棄兒の貰受者若くは預り人に對し、棄兒が滿十三歳となるまで、その養育料として年々米七斗を給與するものであつて大正十五年の被養育棄兒は八三二人、その養育費は國庫費一

一、四〇〇圓、地方費九〇、五一三圓、合計一〇一、九一三圓である。

棄兒養育狀況(社會局關係事務概要に據る)

大正十五年	國庫費	地方費	私費	計	大正十四年
養育人員	五七九	(五九)	一九	四	八三
廢止人員	一三	(二)	九	七	一五
年末現在人員	五四	(四)	一〇	七	六九
養育費	二、四〇〇圓	七五、五四	一四、九	二〇、九三	二〇、七二

〔備考〕括弧内の數字は再掲人員

三、行旅病人及行旅死亡人取扱法による救護

之は歩行に堪へざる行旅中の病人にして、療養の資なく且救護者なき者又は之に準ずる者、同伴者並に行旅中死亡して住所、居所若くは氏名不詳にして引取人なき死亡人を救護するものであつて、その事務は被救護者所在地の市町村長之を取扱ひ、經費は本人又は扶養義務者をして辨償せしむるが原則であり、若しそれが不能の場合には救護地の道府縣が之を負擔するのである。大正十四年に於ける行旅病人及行路死亡人の取扱狀況は次の如くである。

・行旅病人救護狀況(社會局關係事務概要に據る)

(大正十五年)	新救護者	死	亡	道府縣費ヨリノ辨償金額
住所詳ナル者	三八六	一二三		一六、七二圓
住所詳ナラザル者	三、五四	一、〇三		三二、二四

計	七、四三三	二、三四四	五〇九、九六〇
大正十四年	七、二六六	二、二四三	四五六、二五一

行旅死亡人取扱状況(前同)

(大正十五年)	病死	變死	合計	道府縣ヨリ ノ別價金額
住所詳ナル者	四〇五	九六三	一、三六七	五、五二圓
住所詳ナラザル者	五五五	一、六六六	二、二二一	二七、五五
計	九六〇	二、六六六	三、六二六	三三、〇七六
大正十四年	九六六	二、六四四	三、六一〇	三三、七九

二、院内救護

現行救貧法による救護は前節に述べた如くであるが、更に廢疾、疾病、老衰、幼弱等を收容救護する施設がある、即ち老廢者のためには養老院若くは養育院、幼弱者のためには育兒院、疾病者のためには施療院若くは救護所の醫療救護等がそれである。このうち醫療救護は從來主として貧困者に對する施療を目的としてゐたが、最近では醫療費の乏しいものに低廉なる料金を以て、治療の便宜を與へんとする實費診療事業が漸く普及せんとする傾向にある。

一 養老院

大正十五年三月末の調査によれば、養老院の施設は全國に五二、收容人員二、一六六(内男一、五〇六、女六六〇)分明せる經費約一八七萬圓、即ち次の如くである。(府縣別に就ては第四部統計表第二表(其二)参照)。

養老事業現況(大正十五年三月末現在、社會局調)

	施設數	收容人員	經費	資産
公 營	七	九三〇	五、四七四	四、一七三、七三三
私 營	四	一、二四六	一、二八五、二二四	四、七三三、八八一
計	三	二、一七六	一、八六九、八七三	八、九〇六、五四三

大正十四年五月模範的養老事業施設として收容を開始された財團法人浴風會は、本年東京府高井戸町の設備が完成したので、二月一日から從來各地に委託されてゐた收容者の收容を開始した。六月末現在の收容者男九四名、女七〇名計一六四名である。

二 育兒院

大正十五年三月末の調査によれば、育兒院の施設は全國に一二一、收容人員四、六七七人(内男二、八二四、女一、八五三)分明せる經費約九八萬圓。即ち次の如くである。(府縣別に就ては第四部統計表第三表(其三)参照)

育兒事業現況(大正十五年三月末現在、社會局調)

	施設數	收容人員	經費	資産
公 營	三	八〇三	九、五五五	四、〇〇八、五二八
私 營	二八	三、八七四	八八〇、七六四	四、六三三、一三三
計	三一	四、六七七	九七九、三一九	八、六四一、六六一

三 施療院

大正十五年三月末の調査によれば、施療院の施設は全國に二百三十、收容人員若くは外來者診療二萬千三百六十六人、分明せる經費約五百三十五萬圓、即ち次の如くである。

無料診療事業現況（大正十五年三月末現在）
（内務省社会局調査）

施設	施設数	收容人員若くは一日診療数		経費	資産
		人	円		
公 營	三	四、八五	二七、三六	六七、二二	
私 營	一五	一七、一八	一、三三、六三	一〇、七〇、五七	
計	一八	二二、〇三	一、六〇、九九	一一、三七、七九	

【備考】 経費及資産は分明せるもののみを計上した

三、特殊救護

一般窮民救護事業の外に特殊なる窮民救護事業がある。兵役に徴集され死亡若くは傷痍又は疾病のために、本人若くはその遺家族の生活を救護する軍事救護、非常災害罹災者を救護する罹災救助、船舶遭難を救護する水難救護等の事業である。

一、軍事救護

（イ）軍事救護法による救護

大正十五年度軍事救護成績（社会局調）

（被救護者別）	戸数	人員	金額	給與金額	
				一戸當	一人當
傷 病 兵	四	△五七	四、六二	九、五三	八〇・三
下士卒の家族	九、七三	二六、三四〇	九、五二、八四三	九・三	三三・三
傷病兵の家族	六八〇	三、〇〇三	一〇、九五四	一四・九	三三・三
下士卒の遺族	九〇九	一、六三二	六、三五六	七・五	四・二六
傷病兵の遺族	二二〇	五三三	二、七〇七	一〇・三	四〇・三

合 計 二、五五五 三、五五一、二五〇、五五〇 九・五〇 三三・五

大正十四年度 二、七三六 三、三五四、一〇六、六三二 八・七〇 三〇・四

【備考】△印は救護を受ける傷病兵の家族人員

戸数合計と被救護者別の戸数合計とは原表に相違してゐる

救護種類	戸数	人員	金額	一人當救護並給與額
生業扶助	一	一	一	一
醫療救護	二、七〇	三、五五	二〇、八〇	五九・六
現金給與	二、三三三	三、三六	一、二五、五九	三三・九
現品給與	二	二	八三	四一・〇
臨時救護	（一）	（一）	八〇	四〇・〇
合 計	二、五五五	三、五五一	一、二五、五五〇	三三・五

【備考】 括弧内數字は二種以上の救護を示す

（ロ）癪兵院法による救護

傷病兵の癪兵院入院は、主として軍人恩給法施行令第二十四條の規定による第三項症以上の者にして、自己の資産又は勞役により自活すること能はず、且つ適當なる托養者を有せざる者、又は複雑なる介護を要する者は、希望により入院を許可されるのであつて、收容されたるものは國費を以て終身扶養される。而して大正十五年三月末現在に於て癪兵院入院者は九十三人である。

（ハ）軍事救護施設

社會局の調査に依れば、大正十五年三月末現在に於て軍事救護施設は三九であるが、癡兵院を除いては何れも私團體の經營である。而してその保護の種類は現役軍人、癡兵並にその遺家族の生活保護若くは慰問であつて、その保護人員及經費等は次の如くである。

施設數	保護人員	經費	資産
大正十五年三月現在	三	四、五九	六、三六、〇〇
	人	圓	圓

避難所費	食料費	被服費	治療費	小屋掛費
五、六八	二〇、七六	九、八〇	八、三三	三〇、五二
圓	圓	圓	圓	圓

三 水難救助

水難救助に對しては水難救護法があつて、市町村長をして遭難船舶の救護事務を司ることを規定してゐる。而してその救護に要せし費用は船長若くは船舶所有者より納付せしめ、若し救護其の効を奏せざるときは救護費用は國庫より支給されるのである。

この水難救助の施設としては帝國水難救濟會がある。大正十五年に於て救難所百五ヶ所、會員十二萬人、資金七十八萬圓、十萬圓の救難費を支出してゐる。その救助成績は次の如くである。

救難所數	救助回數	船體	人命	船體・物見積價格
大正十五年	一五	三六	一、七三	六、四七、八八・六

〔備考〕(一)、癡兵院を除く
三ヶ所、資産の不明のもの九ヶ所

二 罹災救助

罹災救助基金法による大正十三年度中の救助費は約百四十萬圓であつて、その費用別は次の如くである。尙ほ累年數に就ては第四部統計表第二表(其四)参照

罹災救助基金救助費目別調(第四十六回帝國統計年鑑)

同十四年	同十三年	施設數	一ヶ年の救助人員(延)	經費	資産
七	五	二五	二六	一、二五	二、五三、九七・四〇
圓	圓	圓	圓	圓	圓

四、一般窮民救護施設

社會局の調査に依れば、大正十五年三月末現在に於て一般窮民救護施設は一四一、内公營一五、私營一二六である。而してその救助人員、經費、資産等は次の如くである。

施設數	一ヶ年の救助人員(延)	經費	資産
公營	五	四、六三	一四、五八
私營	二六	一、七三	四、八八、九三
計	三二	六、三六	一九、四六、五二
〔備考〕	救助人員不明のもの四五、經費不明のもの二〇、資産の不		

五、**明のもの三二。**
方面委員制度

一、概況

昭和二年九月末の社會局調に依れば、方面委員は總數五十
四、一道三府三十六縣に互り、未設置の地方は青森、福井、
島根、徳島、大分、宮崎、沖繩の七縣に過ぎない、今これが
設立主體別に就て見るに、道府縣立二八、市立一七、町立二
私立（社會事業協會、在郷軍人會等の團體）七、合計五四で
あるが、その施行區域は（一）府縣に全般に互るものと（二）都
市若くは人口比較的大なる町村に限るものと（三）一都市中特
に細民の居住地に實施するもの等の如く區々であるが、大多

取扱件數種類別（昭和元年中）

金品給與	保健救済	職業其他ノ紹介周旋	兒童保護	相談指導	戸籍整理	保護救済	其他	計
八〇、三三三	八〇、五五七	七、〇三三	七、〇八八	二五、九〇〇	六、七〇九	一五、五二〇	七四、八六三	二九六、二三

更に本年中に新に方面委員制度の設置若くは實施された地
方は次の如く八ヶ所である。

▲三月山梨縣 ▲四月高知縣、富山市 ▲五月富山縣 ▲七月千葉縣、兵
庫縣 ▲八月熊本市 ▲九月奈良縣

二、社會局の方面委員令要綱と大阪府の改正案

方面委員制度は前項に示す如く、殆んど全國に普及したが
其の發達は全く地方の任意に委ねてある爲め、その統制運用
上遺憾の點尠からずとして、社會局に本制度の一層の發達を

數は（二）に屬し（一）に屬するものは十四（三）は四府縣に過ぎ
ない。従つて區劃標準も一定してゐない、人口若くは戸數の
密集程度を標準とするもの、行政區劃、衛生組合區域警察管
轄區域小學校通學區域に依るもの等多岐に互つてゐる。今こ
れ等の設置方面數、委員數、委員一人當平均世帯數、取扱件
數、經費を示せば次の如くである。尙ほ道府縣別に就ては第
四部統計表（其五）を看らねたい。

方面委員 設置數	方面數	委員數	委員一人當 平均世帯數	取扱件數	昭和二年 度豫算
四	二、五二〇	三、八四九	八七	二六、二三	三三、〇六

圖る爲め、其の經營主體、地區、人選、任務等に關し法制を
整備するの必要ありと認め、本年十月開催の廳府縣社會課長
會議に左記要綱を提出して方面委員制度の確立に關する意見
を諮問した。

社會局の方面委員會要綱

- 一、市町村ハ方面委員ヲ設置スルコトヲ得ルコト
- 二、方面委員ハ名譽職トシ左ニ掲グル市町村長ノ事務ヲ補助スルコ
ト一、住民ノ生活狀態ノ調査並改善ニ關スル事項。二、窮民救助

罹災救助、失業者保護ニ關スル事項。三、兒童保護ニ關スル事項。四、社會教化ニ關スル事項。五、其ノ他社會事業ニ關シ必要ナル事。

三、方面委員ハ左記各號ノ一ニ該當スル者ニ付市町村長之ヲ選任スルコト一、社會事業ニ從事スル者。二、教育ニ從事スル者。三、神職僧侶其ノ他諸宗教師。四、官公吏。五、醫師及産婆。六、前各號ノ外市町村長ニ於テ適當ト認ムル者。

四、方面委員ノ定數ハ地方長官ノ認可ヲ經テ市町村長之ヲ定ムルコト

五、方面委員ノ任期ハ三年トスルコト。

方面委員其ノ職務ヲ執行スルニ不適當ナリト認ムルトキハ市町村長ハ之ヲ解任スルコトヲ得ルコト。

六、市町村長ハ各方面委員ニ就キ其ノ擔任區域ヲ定ムベキコト。

七、市町村長必要アリト認ムルトキハ市町村ノ區域ヲ二以上ノ方面ニ分ツコトヲ得ルコト。

八、前項ニ依リ方面ニ分チタル場合ニ於テ市町村長ハ其ノ方面内ノ事務ヲ統轄スル爲關係方面委員ノ中ニ就キ方面常務委員一名ヲ定ムベキコト。

九、市町村ハ方面委員會ヲ置クベキコト但シ方面常務委員ノ定メアル市町村ニ於テハ方面常務委員會ヲ置キ方面委員會ニ傳フルコトヲ得ルコト。

十、方面委員會又ハ方面常務委員會ハ第二ニ掲グル事項ニ付市町村長ノ諮問ニ應ジ又ハ意見ヲ開陳スルコト。前項委員會ノ招集決議

第四部第二編 社會事業施設

其ノ他會議ニ關シ必要ナル事項ハ市町村長之ヲ定ムルコト。

十一、市町村長ハ方面委員ニ對シ職務ノ爲要スル費用及勤務ニ相當スル報酬ヲ給スルコトヲ得ルコト。前項費用知價額及報酬額ハ地方長官ノ認可ヲ經テ市町村長之ヲ定ムルコト。

十二、方面委員ニ關スル經費ハ市町村ノ負擔トスルコト。

十三、本令施行ノ際現ニ市町村ノ設置スル方面委員ハ本令ニ依リ設置シタルモノト看做スコト。

十四、本令施行ノ際現ニ道府縣ノ設置スル方面委員ニ付テハ當分ノ内本令ヲ準用スルコト但シ本令中市町村又ハ市町村長トアルハ道府縣又ハ地方長官トスルコト。

十五、市町村長ハ道府縣ノ方面委員ニ委嘱シ本令第二ノ事務ヲ行ハシムルコトヲ得ルコト。

大阪府では經營主體は地方公共團體とし、市町村長の行政事務とは獨立し、委員は地方長官が任命し、委員の任期は長期を可とする等の點から、この社會局案に反對し、次の如き改正案を起草して修正に努めた。

大阪府の要綱改正案

一、道府縣知事は必要と認むる市町村に方面委員を設置することを得ること。

二、方面委員は名譽職とし左の調査及實行に従事するものとする。と。イ、關係區域内の一般的生活狀態を調査しこれが改善向上の方法を攻究すること。ロ、要救護者各個の狀況を調査してこれに對する救濟方法の適否を攻究しその徹底に努むること。ハ、現存

救済機關の適否を調査しその區域に新設を要すべき救済機關を攻究すること。ニ、日用品の需給状態を調査し生活安定の方法を攻究すること。ホ、その他特に調査實行を委嘱する事項。

三、方面委員はその市町村に定住するものゝ中適當と認むるものにつき地方長官これを選任すること。

四、委員の定數、任期、委員會その他必要なる事項は内務大臣の認可を経て地方長官これを定むること。

三、方面委員協議會

方面委員に關する協議會若くは總會は栃木、愛知、和歌山、秋田、大阪、東京、岐阜、福岡等の各地に開かれたが、この中、東京市に開かれた第一回全國方面委員會議は方面委員制度及全國的連絡に關する決議をした重要な會議である。

第一回全國方面委員會議、財團法人中央社會事業協會の主催で、

十月二十一日及二十二日の兩日東京日本青年會館に開催された、出席者は協議員三百二十八名、參加員二百十八名である。協議會は守屋社會局社會部長を課長として、四十九條の議案を逐條審議したが結局議案全部を三部の委員會に移して更に審議された。本會議に於て議決された主なるものは次の如くである。

一、方面委員制度の經營主體は地方公共團體(道府縣市町村)をして經營せしむること。而して既設團體は之を認むること。

二、制度助成に關し經營主體に對し國庫補助の途を開くやう其の筋に建議すること。

三、方面委員制度に關する法規を制定せられむことを其筋に建議す

ること、但し各地方に於ける制度の實情及び沿革を尊重し、過去多年に亘り涵養せられたる純眞奉仕の美風を損し、或は委員活動の範圍を局限し之が事業遂行を障礙し、又殊更に法規を以て其の組織並に發達傾向に變更を與ふるが如きことなきやう極めて大綱の規定に止められんことを認む。

四、救貧法未だ制定せられざる爲方面委員の取扱上困難すること多し、法令制定までの間現在の恤救規則の範圍を擴張し、給與額を増加するやう其の筋に建議すること。

五、全國に於ける方面委員の相互連絡を圖り、之が普及發達を期するため適當なる機關を設置せられんことを其筋に建議すること。前項機關實現に至る迄は中央社會事業協會に於て其の衝に當らんことを望む。

四、方面委員講習會

十月二十三日から三日間、財團法人中央社會事業協會主催の第一回全國方面委員講習會が、社會局大會議室で開催された。出席者約四百名、講習課目は下の如くである。社會事業と方面委員、方面委員制度概観、方面委員關係法規、方面委員制度と防貧施設、方面委員の實際と社會調査。

尙ほ愛知縣でも八月二十六日から三日間、講習會が開催された。

五、方面助成會

方面委員の事業を財政的に援助する方面助成會若くは後援會は、既に東京、大阪、三重等の府縣に設置されてゐるが、本年は高知市に設置され、兵庫、秋田ではこれが計畫中であ

る。

高知市方面助成會の規程によれば、公私團體が、規定により救助し難き窮民、又は公費の救助を受ける迄の期間、次の標準により救済金を給與するのである。

(イ)生計費補給一人一日三十錢以内、(ロ)療養費補給實費(ハ)出産費補給五圓以内(ニ)葬儀費補給五圓以内(ホ)養育費補給十四才未満の子女を養育する貧困寡婦及之に準ずるもの一人一ヶ月五圓以内

尙ほこの他に失業保護罹災救護に關する給與規程も掲げてゐる。

第二章 失業保護事業

一 施設一般

失業に對する國家及び公共團體の施設對策としては、職業組合事業が恒久的施設として擧げられる唯一のものであり、その他には、冬季の失業期に於て、六大都市が土木事業の施行に依つてなす所の自由労働者の救済、職業補導及授産、生業資金融通、職業再教育及び失業共済等僅かに應急的努力をなしてゐるに過ぎない。

職業紹介所取扱ひ就職率(求職者に對する就職者の割合)は大正十年の四八%から逐年低下する状態であつたが、本年度においては二七%といふ最低記録を示してゐる。知識階級の就職率も極めて不成績で平均九%に過ぎない。たゞ日雇労働

者のそののみが高率を持続してはゐるが前年よりも低下してゐる。

職業紹介法による職業紹介所数は、昭和二年十二月末現在において全國二二一(第四部統計表第三表其(一)参照)で本年一ケ年の取扱数は、(日雇労働者を含まず)求人數六二四、五五〇人、求職者數七九四、六八六、就職者數二一五、六〇八人であつて、これを前年度と比較すると次表の如くやゝ不成績である。(昭和二年月別統計は第四部統計表第三表(其二)を見られたい。)

	求人數	求職者數		就職者數	雇傭率	就職率
		登録數	再來數			
大正十五年	七六、七〇	七六、六五		三三、五三	三〇、六	二六・五 %
昭和二年	六四、五九	七四、六六		二五、六六	三四、五	二七・一 %

日雇労働の紹介成績も次の如く、一般紹介と同様にやゝ不成績であつた。(月別統計は第四部統計表第三表(其三)を見られたい。)

	求人數	求職者數	紹介件數	雇傭率	就職率
大正十五年	二、五三	二、四二	二、四二	九七	九八
昭和二年	二、三六	三、二二	三、二二	九八	九八

職業紹介所の事業としての失業對策は前年と大變化はない社會局は職業分析に適性検査所を設くる計畫をなしたが豫算不成立のため其儘に終り、一般に各紹介所間の聯絡を取らん

とする協議、季節的紹介、その他紹介所附屬の事業として借家案内、法律相談などの施設をなす等は例年と變りはなく、其他の失業保護施設にも注意すべきものはなかつた。

又社會事業調査會の失業保護施設に關する體系に付ての答申は下の如くである。

失業の防止及救済の徹底を期せむとせば産業の健全なる發達教育制度及方針の改善、失業保險又は失業救済基金制度の樹立等根本的施設を要すべきもの尠からず、而して之が根本對策の確立に付ては特別なる調査機關に依る審議に俟つて可なりと認むるも社會事業の見地よりすれば左記要綱に依り失業保護施設に關する體系を確立するを要す。

第一、職業紹介 職業紹介に關しては既に大正十年以來職業紹介法其他の關係法規制定せられ其の體系の確立を見たり。而して其の機能を一層發揮せしむるに必要な將來の改善方策に關しては職業紹介委員會答申の趣旨を參酌し適當の措置を講ずること。

第二、失業救済事業 季節的又は異常失業に際し官公營事業の起興繰延又は繰上を爲し以て労働需給の調節を圖るべく而して其の事業に關しては國庫補助、低利資金の融通等之が助成の方法を講ずること。

第三、職業輔導及授産 1. 職業輔導及授産施設は原則として地方公共團體公益法人をして之を行はしめ國は其の施設に對し低利資金を融通し、或は國庫補助を爲す等之が助成の方法を講ずること。

2. 生業資金、労働用具、設備等の生産資料の融通又は貸與は原

則として地方公共團體をして之を行はしめ國は低利資金の融通國庫補助等之が助成の方法を講ずること。3. 戦争、業務又は災害等に依る不具廢疾者に對しては原則として國に於て之が職業再教育に關する適當なる施設を爲すこと。4. 私人又は團體の經營する前二項の事業に對しては必要に應じ國又は地方公共團體に於て相當之が助成の方法を講ずること。

第四、職業選擇及指導 新に就職せむとする青少年の職業選擇を謬らざらしむることは失業防止の上よりするも肝要なるを以て之が施設に關し特に左の事項に留意すること。1. 職業の選擇及指導に關する施設は原則として市町村をして之を行はしめ國は職業紹介所の例に倣ひ施設に對し相當之が助成の方法を講ずること。

2. 私人又は團體の經營する前記の施設に對して必要に應じ國又は地方公共團體に於て相當之が助成の方法を講ずること。3. 國は適性検査に關し適當なる中心機關を設置すること。

第五、失業共済 失業保險制度の確立に付ては労働保險調査會等に於て相當講究すべきものなるも差當り現今の共済組合を改善し失業共済の方途を講ずると共に特に主要都市關係地方公共團體をして日傭労働者に對して適當なる失業共済施設を講ぜしめ國は之が監督並に助成の方法を講ずること。

附帶事項

一、移植民の保護獎勵 移植民の保護獎勵も亦失業緩和上有効なる一方策たるを失はず因て之が實施上特に左の事項に留意すること。1. 移植民思想の普及並に内外移住地事情の紹介に關し海外博物館其他適當なる施設を爲し國營を原則とすること、地方公共團

體、公益法人其の他適當なる團體の經營する前記の施設に對し國は相當之が助成の方法を講ずること。2. 内外移住地事情の紹介に關し濫に虚偽若は誤大の宣傳を爲す者の取締に付き適當なる方法を講ずること。3. 國は良質移住民の養成に關し移植民學校其の他適當なる施設を爲すと共に地方公共團體公益法人其の他適當なる團體の經營する前記の施設に對し相當之が助成の方法を講ずること。4. 公益職業紹介所と移植民に關する諸般の施設との間に於ける相互の密接なる連絡を圖ること。5. 海外移植民の出發前並に輸送中に於ける保護、教養、衛生、保護等に關し國は植民收容所移民監督官其の他適當なる施設を爲すこと。6. 内外移住地に於ける衛生、教育、金融等に付き地方公共團體、公益法人、其の他適當なる團體の經營する施設に對し低利資金融通、國庫補助等之が助成の方法を講ずること。7. 移民保護に關する國際諸會議の決議其の他時運の進展に適應する爲め現行法規の改正整備を圖ること。

附帶決議 失業の防止及救済の徹底を期するには幾多の方法あるべきも就中現行教育制度及方針に關し根本的改善を謀るを以て刻下の急務なりと認む仍て政府は速に此れが適當なる具體的方策を樹立せられんことを望む。

二 政府の施設

福岡地方職業紹介事務局設置 昭和二年四月八日付勅令第七一號による職業紹介事務局官制改正の結果として四月十六日より福岡市役所内に事務局設置され事務を開始した。局長は久田宗作、管轄區域

は九州、沖縄、山口の九縣。既に五月二十日及び十月二十日の二回に亘り、同事務局管内職業紹介所長會を開き各種の諮問協議を行つた。

俸給生活者職業紹介事務取扱要綱 俸給生活者の失業對策については一昨年十一月中央職業紹介委員會に對し諮問をなし、これに對し中央委員會は昨年三月答申をなしたのであるが(前年度本年鑑參照)、本年五月に至り中央職業紹介事務局長は各地方事務局宛大要左の如き通牒を發して知識階級職業紹介専門の事務擔任を規定した。(俸給生活者職業紹介事務取扱要綱)(大要)

(一)俸給生活者職業紹介として取扱ふ範圍は學歷中學校又は同程度以上の學校卒業者又は之と同等以上の學力ありと認むる者(例へば高等試驗令第七條に依る資格認定試験合格者專門學校入學試験檢定規程に依る試験合格者等)たること(二)中央及地方職業紹介事務局に於ては俸給生活者職業紹介事務取扱擔任者を置くこと(三)地方職業紹介事務局長は所屬員中より適當と認むる者に俸給生活者職業紹介事務取扱擔任を命し中央職業紹介事務局長に其の官職氏名を報告すること、之を變更したるとき亦同し(四)中央職業紹介事務局長は所屬職員中より適當と認むる者に俸給生活者職業事務擔任を命し又は前項の報告を受理したるときは他の地方職業紹介事務局長に通報すること(五)俸給生活者職業紹介事務取扱擔任者は其の各管内に於ける求人の開拓、調査、求職者の身許調査其の他職業紹介に關する事務に従事すること(六)中央及地方職業紹介事務局は職業紹介所

を督勵し官公署、銀行、會社、工場等各方面に亘り求人の開拓調査を行ひ各種事業團體と職業紹介機關との聯絡を圖り俸給生活者の職業紹介に努むること(七)中央及地方職業紹介事務局並に俸給生活者職業紹介所及職業紹介所俸給生活者専門部に於ては少くとも毎月一回以上求人及求職者連名簿を作製し相互交換聯絡を圖ること(八)各局所に於て求人開拓を行ふ場合は求職者連名簿其他參考書を提示し職業紹介事業の理解を得ると同時に職業紹介に努むること(九)官公署以外の求人者に關しては其の經歷又は沿革資産及信用程度等を詳細調査すること但し其の必要なしと認むるものに在りては之を省略することを得ること(十)求職者に關しては少くとも原籍性行特種技能經驗卒業學校及前勤務先等に就き其の身許調査を爲すこと、但し戸籍謄本、證明書等提示證憑書類に依り判明せるものは之を省略するを得ること(十一)前二項の調査を爲したる結果支障なしと認むるときは求職者の履歷書其の他必要な書類を求人者に送付し以て適確なる職業紹介を行ふこと(十二)中央地方職業紹介事務局又は職業紹介所に於ては各種學校と連絡を圖り其の校出身者の職業紹介に努むること(十三)各局所に於ては失業したる俸給生活者の職業轉換を容易ならしむる爲各地方に於ける再教育機關と連絡を圖ること(十四)各局所に於ては俸給生活者にして失業した者に適當なる内職を調査し之が就職の斡旋に努むること(十五)俸給生活者職業紹介所及職業紹介所俸給生活者専門部に於ける取扱成績は前月分を翌月十日迄に職業紹介法施行規則の規定に依るの外別表に依り地方職業紹介事務局長に報告し地方職業紹介事務局長は之を取纏め毎月十五日迄に中央職業紹介事務局長に報告すること。(別表略)

少年職業紹介事業改善施設要綱 「第四部第三編第三章兒童の職業指導並に紹介」の項を見られたし。

全國職業紹介所長會議 二月二十八日、三月一日社會局において開催。協議事項は「少年職業紹介」「知識階級に屬する職業紹介」「職業紹介相互の連絡に關する諸件」尙ほ九月二十八、九日には同じく社會局において六大都市職業紹介所事務打合會が開かれ、諮問事項として「俸給生活者の職業紹介」「職業紹介法施行規則中改正」「冬季失業救済事業労働紹介」「少年職業紹介」に關する件の意見が開陳された

三 府縣の施設

府縣の施設といつても無論上に述べた政府の施設方針に従ふものである。本年度特記すべきことは營利紹介業取締規則の施行細則、これは大正十四年に公布された取締規則によるもので、本年中その制定を見たのは大阪府及び京都府であり、大阪は本年一月一日より京都は二月二十一日より施行された。

尙ほ島根縣においては明治四十三年制定の現行周旋業取締規則の全部を改正發布した。(八月二十三日縣令第五十號九月一日より施行)出稼人供給組合、北海道漁期における約三萬人の出稼漁夫の勞務需給は從來圓滑を缺き年々漁期の問題となつてゐたものであるが、この對策として本道社會課の立案のもとに標記組合を各支廳三十ヶ所に亘り設置し更に十一月には各組合の本道聯合會が組織され第一回の全道組合長會議を催した。

尙ほ秋田縣においても、北海道漁場出稼人夫の各供給組合が本年一

月聯合會を組織した。

福井縣においては縣外出稼人二萬餘人のためその紹介斡旋を行ふため縣の補助を以て保護組合設立の氣運に向ひ十月二十七日三十六ヶ町村の代表者打合會を開いた。

四 公共團體其他の施設

本年度公共團體その他の失業對策施設の主なるものゝみを舉ぐれば次の如くである。

大阪市職業紹介委員 大阪市においては新に「大阪市職業紹介委員規程」なるものを作り 市内各方面の人 十名を委員とし、任期二年、次の仕事につき市長補助及び諮問に對する申答をなすこととなり七月十九日第一回の會合をなした。【事項】職業紹介の求人開拓、職業少年の指導と保護、紹介されたるものゝ就職後の保護、雇傭條件の改善、その他職業紹介事業の進展に關する事項【委員】一般勞働

（職業紹介公報五一號）

昭和二年失業救濟事業計畫調

公共團體	事業種目	事業費豫算	勞力費豫算	國庫補助所要額	勞働者使用見込人員	事業日數	一日平均使用人員
東京市	道路、下水、水道	一、二九三、一〇八・〇〇	四七、六三・三	三三、八〇八	二五、五八	二〇	二、二三
京都市	溝渠、河川	五、八四九・〇〇	四七、七〇・〇〇	三三、八五〇	二九、六〇〇	二〇	二、九六
大阪市	道路、水路	四九四、九七・〇〇	一五、四四・四九	八二、七三三	九五、二七七	二〇	七、九四
神奈川縣	プール築造	二、五〇〇・〇〇	一六、一〇八・七五	八、〇五五	七、八三九	一〇七	七、四
横濱市	下水、水路、道路	三、六六、三六・四	二五、一九・三〇	一七、六〇〇	一六、九六	二〇	一、四二
神戸市	道路、下水、河川、側溝	七、六、〇〇・〇〇	二六、五三・三〇	三〇、七六六	一六、八二七	二〇	一、四九
名古屋市	下水	五、二、二七・〇〇	二四、四六・〇〇	二二、二七三	一六、七九	一六	一、二五
計		三、五三、〇〇・六	一、四六、一六・七	七、八、〇八五	八六、八六七		七、一八九

部十三名知識階級部十一名、日傭勞働部六名、少年部十九名
日傭勞働者失業救濟事業 この特殊なる失業救濟事業は大正十四年冬から實施されて來たものである。震災後における極度の不況が遂に同年末に至つて需給關係をして全く不振に陥らしめ、特に冬期に於ては日傭勞働者の就職難に苦しむもの多く、示威運動をなすもの又は當局に陳情をなすものがあつた。この狀況が大正十四年始から夏頃まで打續いた結果、政府も之が對策を議す所あり、遂に大正十四年八月内務大藏兩大臣打合せをなし、冬期を中心とする季節的失業時に於ける失業勞働者を救濟するため、失業者の最も多い六大都市關係地方公共團體をして失業救濟を目的とする公營事業を興さしめることゝなつた。

右の昭和二年度における事業計畫は次表の如くである。

而して本年度に於ける労働者の登録者数は、次の如く、昨年度に比して各市につき増減がある。全體としては未だ大阪市の概況を知り得ないため嚴密には述べ難いが、昨年の總數二九、九七一一人から大阪市使用人員を除いた三二、四四一人と比較すると本年度に於て一、七五二人の減少を示してゐる。

登録者數

本年度 前年度

東京市	八、三七人	三、七二二
大阪市	一	(七、五〇)
横浜市	三、三九三	二、七三二
神戸市	四、六八	二、二五三
京都市	五、九〇	五、三
名古屋市	三、七二〇	四、三六三
合計(大阪を除く)	三〇、六八	三、四二

御大喪廢葬期間の失業者救済 恩賜財團慶福會は宮中の御内意を拜

し御大喪期間即ち昭和元年十二月二十五日より六日間と昭和二年二月七、八兩日の二回に三萬六千六百九十八圓七十錢を給與し、六大都市及びその隣接町村に於ける労働者及びその家族の事業休止のため生活困難に陥るものに限り、一人一日四十錢、一家族總數一日一圓以内の救済を行つた。

海事協同會 本年四月に開始された海事協同會は海上労働問題の解決を目的とするものであるが、主として海員の職業紹介事業を行ふこととなつた。從來の有料紹介はこのため大打撃を蒙るべく又當局

もこの種有料紹介は禁止する方針であり、かつこの協同會の成立によつて海員救済會の紹介事業も消滅する形となり、従つて逓信省は從來救済會に支給した七萬圓程度の紹介事業補助を協同會に振替へる結果として、海員紹介は全く協同會の獨占事業になる筈である。

第二章 經濟的保護事業

經濟的保護施設は社會事業施設の諸部内中最も新しい施設であつて、歐洲大戰後に於ける少額所得者の生活難に對する保護施設、即ち從來の救済的施設に對して防貧的保護施設である。而してこの部内に屬する施設は住宅供給、公益質屋、公益市場、簡易食堂、授産、小資融通等であるが、これ等の施設に關して不良住宅地區改良法及公益質屋法の制定は本年の重要な事項である。

一 住宅の供給

一、概説

我國の住宅問題は、從來の單純なる住宅不足の問題から、最近漸く經濟問題と變り又量の問題から質の問題に移りつゝあるやうに見受けられる。それは敷金の問題や爭議が重に家賃を中心として起れることや、不良住宅地區改良、農漁村住宅改善等々が問題となつて來たことに依て知られるであらう。而して住宅の不足に對して政府は公營住宅の建設及び公益團體の住宅經營を獎勵すると共に、自助的組織による住宅供給

の途を開くために住宅組合法を實施し他方一般借家人保護の目的を以て借地借家法並に借地家借調停法を制定したのであるが、更に又質の問題に對しては、社會事業調査會の答申を基礎として不良住宅地區改良法案を作成し之を第五十二議會に提出して其協賛を得、本年七月十五日より實施することゝした。

敷金問題 從來家主は普通借家人から多額の敷金をとつてゐるが、然もこの敷金に無利子であり、甚しきは一定の期間以内に移轉した場合はその幾割かを差引くところさへあつて家賃の問題と共に常に爭議の中心をなしてゐる。これが對策として社會局では法律の規定を設けて敷金に法定利子を附けさしてはといふ意見もあるが、其制定は社會の實情に照し時期尙早として之を見合せ、先づ一般家主の自覺を促すために公營住宅の敷金に利子を附せしめる方針に決定したといふことである尙ほ現在敷金に利子を附けてゐる公營住宅は愛知縣西尾町(年五分)福井縣勝山町(年六分)福島縣白河町(有價證券を代用せしめ、その利札を借家人へ交付する)佐賀縣名護屋村の四町村であり、又普通の家主では住友會資會社(年五分)だけである。尙ほ議會では本年も借家法の改正案が提出され、それに敷金の利息を年三分六厘とすることが規定されてゐたけれども、審議未了に終つた。

農漁村住宅改善 農漁村の住宅改善に就ては、既に各地に

住宅改善講が組織されてゐるので社會局としては先づこの組合に、期間を三ヶ年として資金を貸與し、その利子は社會局の補助として助成せんとするさうである。

二、住宅供給の現況

(イ)公益住宅

社會局の調査によれば大正十五年三月末現在に於て經營團體數二一三、建設された住宅は一九、〇二二戸(内五七%は公營住宅)、經費四、七二〇、九五〇圓であつて、その設立主體別は次の如くである。

(府縣別建設戸數に就ては第四部統計表第四表(其一)を見られた

い)

	建設戸數	經費
公營	二〇、九四〇	九四、七三〇
公益團體營	八、〇八二	三、七五、二三〇
計	一九、〇二二	四、七二〇、九五〇

尙ほ大正十四年六月現在の建築費及平均坪當單價は、大正十五年「經濟的保護施設概況」によれば次の如くであつた。

經營團體	經營個所	戸數	建築費	平均坪當單價
一五七	三三三	一四、一三七	一七、七〇七、九七	一〇三圓

而して昭和二年度の低利資金融通決定額は六、〇〇二、〇〇〇圓、この建設戸數は三、〇〇三戸であり、大正八年以來の融資額並建設戸數累計は八二、六七六、四三三圓、四〇、八一七戸に上つてゐる(昭和三年版社會局關係事務概要)

(ロ)住宅組合

昭和二年九月末現在(社會局調)に於ける住宅組合は次の如くである。府縣別に就ては第四部統計表第四表(其二)を見られたい。

住宅組合數	組合員數	出資金額
一、九七二	三、八五五	五、七三三圓

(ハ) 共同宿泊所

獨身労働者其他に對する共同宿泊所の施設は、大正十五年三月末現在に於て一四一、一日平均宿泊者八、七四五人、この經費約八十五萬圓である。設立主體別にすれば次の如くである。府縣別に就ては第四部統計表第四表(其三)を見られたい。

(昭和二年)	受理件數	
	舊受	新受
	一、〇七五	二、〇三二
		二、四六六

四、不良住宅地區改良法の制定

從來我國は住宅組合法に依つて住宅の量的供給を企圖して來たのであるが、最近住宅問題の中心が漸く量的供給から質的改善に轉化して來たのに促されて本年三月不良住宅地區改良法が公布され、七月十五日から施行されるに至つたことは我國の住宅政策上一新時代を劃するものと謂ひ得る。

今同法の概要を左に摘録するが全文は「附録」に就て看られたい。尙ほ大正十四年六月内務省社會局の調査によれば、全國の不良住宅密集地區は二一七ヶ所、區内居住世帯數約七二一〇〇〇その人口約三一萬であつて、内六大都市及びその隣接町村に屬するもの一八ヶ所、居住世帯數二六、〇〇〇その人口

施設數		經費	
公立	私立	公立	私立
三	二〇九	二、九三三	六、九七〇
	二四二	五、七三二	七、七三三
		八、四四五	八、四二二

三、借地借家調停件數

官報所載の統計を綜合すれば、本年中の借地借家調停件數は次の如く、新たに受理したるもの一〇、三八一件、調停成立件數八、五四件。調停成立は總受理件數の約七四%に當る。(月別統計は第四部統計表第四表(其五)参照)。

既済件數		未済件數	
調停	其他	調停	其他
二、二二六	一、五七〇	二、〇五〇	八六六

約四萬を占めてゐる。(第四部統計表第四表(其四)参照)

不良住宅地區改良法の概要

一、改良事業の主體 道府縣又は市町村等の公共團體を原則とするが公益法人も主務大臣の認可を受けて主體たり得る。
二、要改良地區 地區の指定は、事業施行者の申請により及び主務大臣の職權に依るもので、その指定される地區は、不良住宅が一團をなして密集すること、衛生、風紀、保安等に關し有害又は危険の虞れあることを要する。

三、改良事業 地區内外の狀況によつて適當に安排さるべきでその事業内容は一時收容設備土地整理及び住宅建設である。而して一時收容設備は地區内に現に居住する者を一時收容するに必要な設備で特別の事情あるときは認可を受け設備せざることを得る。地區

内土地の整理は地區内の土地の區劃形質の變更、道路下水の施設、地上物件の除去、其他必要なる事業を行ふもので、住宅の建設は地區内居住者の居住に充つべき住宅を、現にその世帯數を下らざるだけ、同一地區内に建設することを原則としてゐる。尙ほ事業着手は認可のときより三月以内である。

四、住宅の管理方法 事業施行者は住宅の管理方法を定め、監督者官廳の認可を受けなければならぬ。

五、改良事業に對する助成 國庫は勅令の定むる所により事業施設者に對し、その經費の二分の一以内を補助する。

不良住宅地區改良事業施行方針

不良住宅地區改良事業の施行方針については、長岡社會局長の衆議院委員會における説明の中に見られる。即ち次の如くである。

「不良住宅地區の改良は繼續費になつてゐないから財政の都合によつて豫定計畫に多少の變更は免れ得ないが(一)六大都市の代表的不良住宅地區は明年度から向ふ十ヶ年間に同法により改良する、その豫定戸數は一萬三千世帯である。(二)その他都市の代表的不良住宅地區は昭和十二年度から向ふ十ヶ年間に改良し漸次農村、漁村まで及ぼす腹案で、その實行方法としては毎年約百三十萬圓を豫算に計上して爾後乃至千四百戸づつの改良を企圖するが、明年度はその準備の都合上五百戸にとゞめその施行都市は東京、愛知、兵庫、大阪などの豫定。(三)、建築様式は木造二階建と鐵筋コンクリートの三階建アパートメントの二様式とし土地の特殊事情に適應するやうにする。(四)一世帯は建坪およそ七坪の豫定で家賃は從來支出してゐる限度即

ち平均凡そ五圓位で電燈燃料は居住者の負擔とする。(五)事業施行者たる、府縣市町村などの財政を壓迫しないやうこれに要する經費を大藏省預金部から低利で融資するやう交渉中で鐵筋築造のものについては融資期間二十ヶ年を三十五年に延長すべく内務省社會局から大藏省へ交渉してゐる。したがつて公共團體は財政的には壓迫されない見込みである。

社會局に於ては三月六大都市所在府縣の學務部長該都市助役と尙協議會を開き初年度には大體次の四ヶ所から着手することに決定した東京市(三河島町)大阪市(下寺町)神戸市(新川)名古屋市(下奥田)

二 公益質屋

一、概説

庶民金融機關とし擧ぐべきものは貯蓄銀行、信用組合、無盡業、金貸業、質業等であるが、質業を除いては擔保方法、貸付を受ける者の資格範圍等に夫々制限があり、又實際貸付額即ち貯蓄銀行の貸付一日平均額八百四十七圓(大正十三年末)市街地信用組合の貸付一口平均額八百三十五圓(大正十三年度)から見ても、無産階級の金融機關としては充分の作用をなしてはゐない。唯、質屋業の一口平均貸付額約六圓餘大正十三年といふこと、入質口數の多きこと質屋數の多きこと等から見て、現在無産階級の金融機關は實に質業であると考へられる。けれどもこの質屋業も從來營利的のものであつて、利子算定の方法、利率高(普通四割以上)質物時價の算定、流質處分

方法等の點から、甚だ入質者は不利益であり、従つて最も多く無産者が不利益を爲けてゐる。そこで晩近（大正元年以來）公共團體若くは公益團體に於て社會的施設として經營されるに至つた公益質屋が、次第に活用される様になり、昭和二年十月末には施設數七十五を數ふるに至つた。

そこで政府は更に一層その普及を圖るために、公益質屋法等を制定して議會の協賛を経、その制度を確立した。而してこの法案提出の前後、營利質業者は貸付制限額引下げに就て各地に反對運動を起したが更に本議會に提出されんとしてゐる質屋取締規則の改正案についても取締の緩和に就いて頻りに運動を試みてゐる。

二 公益質屋現況

社會局の調査によれば昭和二年十月現在に於ける公益質屋の總數は七五、中市營三三、町營一二、村營一四、私營一六であるが、貸付資金及貸付金額に就て見れば大正十五年三月末現在に於て次の如くである。府縣別に就ては第四部統計表第五表を見られたい。

	施設數	貸付資金 圓	貸付金總額 圓
公 營	四	一、四四、三六	三六、〇七
私 營	二七	一三三、五〇	一〇八、九二
計	三二	一、四七、八六	七五、九六

〔備考〕（一）、貸付資金不明のもの公營三、私營三、貸付金不明のもの公營七、私營三、（二）貸付利率は月八厘五毛から二分五厘までで二分が普通である

而して公營質屋法の實施に伴ひ、同法に基く各府縣の公益質屋設立の認可申請數は、次の如く合計三十五ヶ所で、この内本年度に認可、經費補助をなすものは十六、七ヶ所とし、他は明年度に繰越すことに決定した。

北海道四、京都二、大阪一、兵庫一、長野一、愛知二、群馬一、宮城一、岐阜一、秋田四、岡山一、廣島一、愛媛一、高知一、佐賀二、福島二、熊本四、宮崎一、沖縄四、 合計三五。

三、公益質屋法の制定

公益質屋の制度を確立し、以てその普及發達を圖るために金融制度準備委員會の決定せる要綱を基礎として立案された政府提出の公益質屋法案は、五十二議會の協賛を経て、三月三十日法律第三十五號を以て公布され、八月十日から施行された。

公益質屋法（附錄一參照）の骨子とする所は、其の形態を從來の質制度に採り而かも其の公益的機能を發揮するに於て遺漏なからむことを期するに在るが、同法の概要を左に摘録すれば

一、經營主體 市町村及公益法人に限定する。

二、公益質屋に對する助成 設立者に對しその設備に要する經費の二分ノ一以内を補助する。

三、貸付金額 一口に付き十圓、一世帯に付き五十圓を超ゆるを得ないが、地方長官の認可を受けた場合は此の限りでない。即ち少額の生業資金の融通も可能である。

四、貸付利率及利子計算方法 利率は一月に付百分ノ一・二五を超へざるが原則であるが、特別の場合地方長官の認可あれば此の限りではない。又利子計算は月を以てし、一月に満たざる日数が十六日以上なるときは之を一月とし、未滿なるときは半月として計算する。

五、流質期限 質契約成立の日より四ヶ月。

六、流質物の處分 流質期限後は何時たりともその質物を處分することを得るが、賣却したる代金が元利金及手数料を償ふに足らざる場合もその不足分を追徴しない。併し殘餘金ある場合は之を質置主に交付しなければならぬ。

七、既設の公益質屋に對しては、同様本法に依る公益質屋と看做し、その質契約も本法の規定に拘らず仍其の効力を有するのである。

尙ほこの原案第四條は「貸付金額ハ一口ニ付二十圓一世帯ニ付百圓ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ生業資金トシテ貸付ヲ爲ス場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス」となつてゐたが、この規程は民業を壓迫するものであるとして委員會に於て政友本黨及政友會は一口十圓、一世帯五十圓に修正し、結局此修正案及左の如き憲政會の希望條項が採用されて可決されたものである。

憲政會の希望條項

- 一、本案を施行するに當り政府は公益質屋を普及擴張し庶民金融機關の整備に資すること。
- 二、政府は速に質屋取締法を根本的に改正し質置主の利益を保護し庶民階級金融機關の機能を完ふせしむること。

三 公益市場

社會局の調査に依れば昭和元年末現在に於ける公益市場總數は三五八、一ヶ月平均總賣上高六、八九五、二八三・八九圓で一市場一ヶ月平均賣上高一九、二六〇・五六圓に當る。經營主體別に就て見れば次の如くである。府縣別に就ては第四部統計表第六表を見られたい。

（大正十五年三月末現在）		一ヶ月平均總賣上高	一市場一ヶ月平均賣上高
公益	二六四	五、三三、四八二	三、九七
私益	四	七二、〇六	一四、二五二
計	三八	六、三六、五九	二〇、三六
昭和元年末	三六	六、八五、二三	一九、二六〇
備考	一、賣上高不明のもの公營七、私營二、		

二、昭和元年末の賣上高は下半期分

尙ほ大正十二年十一月一日より施行された中央卸賣市場法による京都市中央卸賣市場は、同十四年六月開設認可を受けて以來開業準備を進めてゐたが、本年十二月六日開場式を舉行し、同十一日から業務に開始するに至つた。これ六大都市に於て中央卸賣市場開場の嚆矢である。又神戸市中央卸賣市場は三月三十一日を以て左の如く開設認可があつた。

開設者神戸市、名稱神戸市中央卸賣市場、位置神戸市船大工町、濱新町、關屋町及新在家町の内市電車線以東及右地先埋立敷地約一萬七千坪取扱品目魚類、肉類、鳥類、卵、野菜、果實。

四 簡易食堂

社會局調査によれば、大正十五年三月末現在に於て簡易食別にすれば次の如くである。府縣別に就ては第四部統計表第堂は七八ヶ所、一日平均入場者四一、七七六人同上賣上高五、七表を見られたい。

施設數	一日平均入場人員	同上賣上高	經費	一ヶ所一日平均入場人員	一ヶ所一日平均賣上高	一ヶ所平均經費
公營	五	三、六三	四、三三	五	五	二、四二
私營	三	九、二三	八七	三	三	一四、七九
計	八	四、七六	四、三三	八	八	三、三六
大正十四年上半期	七	四、六四	四、九三	六	六	一

〔備考〕 入場人員不明のもの公營七、賣上高不明のもの公營十四、私營九、經費不明のもの公營二二、私營一二、休止中のもの公營四。

食事の料金は大正十四年六月末現在に依れば一食三十錢を最高とし、普通は十五錢から二十錢である。六大都市に於ける料金は次の如くである。

東京	京都	大阪	横浜	神戸	名古屋
朝 二〇 晝 一五 夕 一五	一五	三一 一〇 一五	一〇 一三 一五	三	一五 一三
市營	一〇	二〇	四	六	八
私營	一〇	二〇	四	六	八
計	二〇	四〇	八	一二	一六

〔備考〕 經費不明のもの私營四、資産中市營は大阪市營二ヶ所のもの、私營にして不明もの一六。

第四章 セツルメント事業

社會局の調査によれば昭和元年末現在に於けるセツルメ

而して本年開設されたものは次の四ヶ所である、一月清水隣保館(清水市)。六月、神戸市民館(神戸市)。七月、東浦善隣館(大津市)。八月、豊

ント事業施設は總數五六その經費は八九八、〇七七圓であつて、これを府縣別にすれば東京三一、神奈川一〇、大阪五、愛知三、廣島二、長崎、岡山、山形、鳥取、徳島各一である。又これを經營主體別に就て見れば次の如くである。

崎隣保館（大阪市）。計畫中のもの愛知、滋賀、東京、大阪、福岡の府縣に於て九ヶ所であるが、先年來託兒所を中心としてセツルメント事業を行つて、櫻風會託兒所では同所の諸事業に關係する特志家及同所勤勞者の夜學生徒と共力して、櫻風會託兒所に於ける諸事業を助成するため西窓會を組織し次の目的のために使用する西窓洞が八月十五日東京府北多摩郡砧村に設立された。

- 一、櫻風會託兒所幼兒の林間保育。
- 二、櫻風會託兒所復習會並に日曜學校兒童の校外教育。
- 三、櫻風會集鴨夜學校生徒のリクリエーション・スクール。
- 四、櫻風會託兒所及附帶事業（復習會、日曜學校、夜學校）に於ける職員の休養。
- 五、西窓會々員並に家族の保養。
- 六、櫻風會託兒所を中心とする各種事業並に關係者の使用。

第五章 司法保護事業

司法保護事業は司法省の所管に屬し、保護會なる施設によつてなされる。その目的は社會的信用を失墜した出獄者を指導して之を自立せしむることに在るので、保護會は所在刑務所と密接なる聯絡を保ち、出獄當時に於ける一時的保護又は收容所、若くは家庭（間接保護）に於て適當なる保護の途を講ずるのである。而してこれ等保護會は輔成會によつて統制されてゐるが、大正十五年度に於ける保護會數は七三九、この會員八七、四七二人、經費一七四、五三八圓を要し（第四部統計表第八表（其一）参照）その保護成績は次の如くである。累年比較に就ては第四部統計表第八表（其二）を見られたい。

第四部第二篇 社會事業施設

	保護人員	解除人員	年度末人員
收容保護	四、七三三	三、二四三	一、〇〇七
間接保護	二八、一八二	二、〇四四	一六、七三三
計	三三、九一五	一五、二八七	一七、七四〇

【備考】一時保護人員三三、〇八四を加ふれば總保護人員は六六、〇一八である。

本年保護事業に關する主要なる事項は、御大喪に際して下された大赦令により、免囚者の増加に對する間接保護の問題が中心となり、東京に間接保護委員制度が實施されたことである。

一 司法保護事業功勞者選獎と助成金の交付

輔成會は毎年保護事業功勞者の選獎並助成金の交付をしてゐるが、昭和元年度に於てやつたのは次の如くである。

（イ）司法保護事業功勞者選獎—三月二十四日司法大臣から選獎された功勞者は大阪市長安徳會會長井上作次郎、福山市福山保護會副會長水野琢秀、東京齊修會理事河野純孝の三氏で、何れも多年至難なる釋放者保護事業に従事した人々である。而して賞狀並に金杯一個を授與された。

（ロ）司法保護事業助成金—輔成會は二月十一日保護事業設備費其他二十三件に對し六萬七千五圓の助成金を交付した。尙大阪毎日新聞社長本山彦一氏は、同新聞社株主より功勞金として贈られたる中より東京府、神奈川縣、埼玉縣、千葉縣の保護團體二十三

箇所へ大阪毎日慈善團東京支部を経て八月十日金五千圓を寄附した

二 司法保護事業家協議會

司法保護事業家の協議會若くは研究會、は昨年も全國的な輔成會主催の司法保護事業講習會(十月三十日から五日間、福岡市)地方的な控訴院管内聯合研究會(四月名古屋控訴院管内於津市、五月長崎控訴院管内於福岡市、札幌控訴院管内於札幌市、六月大阪控訴院管内於京都市)府縣聯合研究會等が開催されたが、尙この外に、大阪毎日新聞慈善團主催の近畿(一月二十二日)並に東京近畿(九月十日)司法保護事業懇談會及び大阪社會事業聯盟の釋放者保護協議會(二月十六日)が開かれた。これ等協議會の概要は次の如くである。

三 保護事業職員養成所開設

輔成會第八回保護事業職員養成所は十月二十日より滿二ヶ月間開設された講習生二十七名、聽講生八名、講習科目は次の如くである。

社會政策、犯罪心理學、社會事業一般、監獄法、少年法釋放者保護事業一班、矯正院法、釋放者保護事業の現状、社會教育、釋放者保護實務、職業紹介、歐米に於ける保護事業の現状、少年審判所に就て、東京に於ける少年犯罪の現状、感化事業、隣保事業、變態心理、少年矯正事業、社會思想及社會運動、思想犯人の處遇、各種の釋放者保護實驗談。

四 財團法人安立園創立

釋放者にして扶養者なき老廢者を收容保護する保護會の必要は従前

より高唱され又考案されてゐたが、これまでは大正十四年大阪に設立された小西壽樂園あるのみであつた。然も小西壽樂園は名古屋以西の人々を收容することになつてゐるので、關東及東北地方に於けるこの種の施設の必要に迫られ輔成會及自立會の援助によつて二月五日東京府中町字菊道に財團法人安立園が設立された。而して本園は東京、宮城控訴院管内の刑務所よりの釋放者にして、六十歳以上の扶養者なく且つ自活能力なき者及び六十歳未満の者と雖も不具廢疾にして扶養者なく且つ自用を辨じ能はざる者を收容することになつてゐる。尙ほ七月末日から收容を開始したが、當分病者は收容所の設備なきため收容はしない。收容前に於ける旅費其他一切の費用は同園の負擔ではないさうである。

第六章 矯風事業

矯風事業とは國民の風紀衛生の改善に關する社會施設をいふのであつて、社會局の調査によれば大正十五年三月末の斯種社會施設は總數六七、全部が私設であつて、其經費三九三、三五六圓、資産八一二、〇四八圓である。

以下専ら禁酒及廢娼に關する運動の概要を述べるが、禁酒運動は主として禁酒會の同盟機關たる日本國民禁酒同盟の指導によつてなされ、廢娼運動は主として廊清會及キリスト教婦人矯風會によつてなされてゐる。而して本年の主たる運動は、禁酒運動としては二十五歳禁酒法制定に全力が注がれたかの感があり、廢娼運動に於ては公娼制度廢止法並に婦人兒

童賣買禁遏國際條約を中心とする運動を擧げねばならぬ。

一 禁酒運動

一、二十五歳禁酒法案の提出

次代の國家を負ふて起つべき青年男女の心身を純潔剛健ならしむる趣旨から、昨年、同様な未成年者飲酒禁止法改正法律案が第五十二議會に提出された。その改正の要點は從來の未成年者飲酒禁止法を飲酒取締法と改稱し、年齢を引上げて二十五歳未満の者にも適用せんとするものである。而して昨年は衆議院では可決されたが會期なきたため貴族院にて葬り去られ、本年の衆議院では特別委員會で可決されたが、本會議で八十七票對百三十九票の差で否決された。

二、人口食糧問題調査に關する建議

日本國民禁酒同盟は十月二十四日の緊急理事會の結果、人口食糧問題調査會に對して次の建議をなした。

【建議】人口食糧問題調査事項中に禁酒問題を加へ其の審議を進められ度きこと。【理由】酒類の醸造、販賣、輸出入並に飲用に關する取締制限若くは禁止は國力の消長に緊切の關係を有するを以て輓近世界の各國は銳意禁酒政策の樹立に努め其の實施解決に力を致しつつあり、既に米、芬兩國の如き國家禁酒法を布き最近國際聯盟も第八回總會議題中にアルコール問題を入れ之れが解決に當らんとしつつあり、之れを我國の現狀に見るに禁酒問題の解決は急務中の急務にして殊に人口食糧問題の見地より特に其の急速實施の要あるを痛感すいま人口食糧問題に關する範圍に於て禁酒問題解決の急なる所以を略記すれば左の如し

一、酒造用米の問題、二、勞働能率の問題、三、生活難救済の問題、四、民族優生の問題（説明略）

三、全國酒なし日の舉行

日本國民禁酒同盟の全國酒なし日は、九月一日全國の禁酒團體三百四十餘と共に舉行され、講演會、路傍宣傳、示威行進、學校に於ける訓話、ラヂヲ放送、印刷物配布等の方法により、全國的に排酒運動がなされた。而して長尾半平氏を委員長とする二十五歳禁酒法期成同盟はこの全國酒なし日の舉行に際し、全國の此種二十五團體に檄して左記決議をなし、第五十二議會に否決された多年の懸案である二十五歳禁酒法案の可決に更に努力することになった。

「我等は帝國の將來と現下の世態に鑑み次期議會に二十五歳禁酒法の必成を期す」

左の理由——一、心身の完成は二十五歳以後にあり（發育期の途中を限度とする現行法では心身の保護も良習慣の固定も徹底せぬ）。二、産業上にも種族蕃殖上にも最旺盛なる生産年齢者の飲酒による能率低下と惡遺傳を避くるため。三、青年團全員に及ぶを得。四、軍隊を禁酒せしめ得。五、學生を禁酒せしめ得。六、二十五歳を一區劃とする社會習慣と一致し適用上にも便となる。

四、禁酒會大會

（一）日本國民禁酒同盟第八回大會

日本國民禁酒同盟第八回大會は四月十三日から三日間名古屋市中に開催され、大正十五年度の事業報告、エストニア萬國禁酒大會經過報告

の後、各種の協議を終り、市内數ヶ所に排酒の宣傳がなされた。而して昭和二年度の運動目標は次の如く定められた。

昭和二年度運動目標 一、禁酒教育の普及（小、中學校へ酒害教材提供）。二、禁酒立法の完備（二十五歳禁酒法を第一として）。三、郷土の禁酒化（禁酒村を作る運動）。

（二）全九州禁酒聯盟大會

九州沖繩各縣聯合禁酒團體大會は十月二十五日鹿児島市に於て開催され、全九州禁酒聯盟が成立し、同聯盟の名により酒類飲用嚴禁必要の宣言を發表した。

二 廢娼運動

昨年娼妓の待遇改善問題が高調されて以來、各府縣警察部では其管内の娼妓取締規則を改正し、娼妓の自由廢業に從來の如き干渉を加へず、因業な樓主に對しては警告を發し、或は營業停止を命ずる等、娼妓待遇改善に注意を拂ふに至つた併し中央の内務省では改正取締規則の審議を進めてゐるといふことだけで、遂に本年には發表されなかつた。而して山岡新警保局長の意見によれば、公娼制度が他國の性解決策に優れること數等で、體面論に基く廢止説には絶対に反對であるその改善の主眼は娼妓の人格を認めるといふ點にある、そして貸座敷制度を改めて住み易い家としてやりたい。要するに具體的改善案は其内徹底的な改善を確定したいと云ふにあると傳へられた（五月二十六日中央新聞）。

然るに廢娼運動は、娼妓待遇改善問題が高調されるに従つて益々盛んとなつた。本年に於ける運動に關係の主なる事件を掲ぐれば

▲二月九日樞密院の婦人兒童賣買國際條約に關する制限年齡留保撤廢決議 ▲二月十二日帝國議會に公娼制度廢止請願書類提出 ▲三月一日帝國議會に公娼制度制限並廢止法律案提出 ▲五月五日藝妓屋設置反對陳情書の警視總監への提出 ▲六月十日第一回廓清會婦人矯風會聯合年會 ▲六月十日廓清會第十四回定期總會 ▲九月岡山公娼廢止期成同盟會成立 ▲十月十一日長野縣廢娼期成同盟會發會式 ▲十月十六日埼玉縣廢娼期成同盟會創立總會 ▲十月十七日全國廢娼デー ▲十月二十三日模擬國際聯盟總會 ▲十一月十二日海外醜業婦救濟問題報告會等である。

以下のこれ等特に主要と思はれるもの一、三を説明する。

一、公娼制度制限並廢止法案

第五十二議會に對しても下掲の公娼制度制限並廢止の法律案が三月一日提出された。賛成者は一時百四名に達したが、反對運動のために次第に取消を申込まれ四十名に減じたといふ。而して議會は遂に議事輻輳のため上程に至らずして閉會になつた。

公娼制度制限並廢止法案

第一條 何人ト雖新ニ娼妓名簿ニ登録シ又娼妓稼ノタメニスル貸座敷營業ヲナスコトヲ得ス

第二條 本法施行ノ際現ニ娼妓タリ又娼妓稼ノタメニスル貸座敷營業ヲナセルモノハ昭和七年五月一日ヨリ之ヲ爲スコトヲ得ス

第三條 本法施行ニヨリ貸座敷營業主ノ蒙ル損害ニ對シテハ勅令ノ

定ムル處ニヨリ之ヲ補償スルモノトス

附 則

一、本法ハ昭和二年五月一日ヨリ實施ス

一、本法ハ第二條効力發生ト共ニ明治三十三年內務省令第四十四號
娼妓取締規則ハ之ヲ廢止ス

理由 公娼制度は一種の奴隸制度にして人道に悖り風紀衛生教育上
有害無益の惡制度也之れ本案を提出する所以也

二、公娼制度廢止請願

廓清會矯風會聯合は全國各支部、教會及友誼團體を表示する爲に意
志を兩院に通じ國民の請願書に署名を求め、集まつた三一、五八七枚
を二月十二日貴衆兩院に提出したが採擇され「参考送付」として政府
に送達された。

公娼制度廢止請願書

公娼制度ハ人格ノ尊嚴ヲ知ラザリシ封建時代ノ遺風ニシテ人道ニ反
スルノミナラズ世界ノ大勢文化ノ進運ニ伴ハザル幼稚有害ナル惡政
策ト被存候ニ付速ニ御廢止相成度此段謹而請願仕候也

理由

一、公娼制度ハ人身賣買ト自由拘束ノ二大罪惡ヲ内容トスル事實上
ノ奴隸制度ナリ。一、公娼制度ハ貞操ノ賣買ヲ公認スルガ爲メニ男
女道德ノ根底ヲ破壊シ、淫蕩ヲ誘發シ、家庭 傷ケ社會ノ風紀ヲ紊
亂ス。一、公娼制度ハ花柳病ノ蔓延ヲ防止スル事ナク公娼少キ地ニ
却ツテ花柳病少キハ全國統計ノ明示スル處ナリ。一、公娼制度ハ私娼
ノ發生ヲ促シ公娼多キ處ハ私娼モ多ク、公私娼競フテ淫風ヲ煽揚ス
ルハ亦統計ノ明示スル處ナリ。

三、廢 娼 日

十月十七日例年の通り故島田三郎氏を記念し、廓清會の主張を宣傳
するため全國各地に「廢娼日」が舉行された。

主張 一、我等は人道より事實上の人身賣買制度たり奴隸制度た
る公娼制度の廢止を期す。二、我等は風教上より公然婦人の貞操蹂
躪を認許するが如き機關の廢止を期す。三、我等は衛生上より恐る
べき花柳病防止の爲めに此の有害無効なる政策の廢止を期す。

四、廢娼運動團體大會

(一)廓清會第十四回大會

六月十日日本青年館に安部理事長を議長として開催され事業報告の
後議事に入つたが、その主なる議案は次のものであつた。

新花柳指定地不許可方針確立陳情の件——現在の如く許可方針なる
時はその許可權が何人にあつても、結局松島事件の如き東京府下七
ヶ所の新指定地認可の如き不祥事を生み、引いては國政上に害毒を
流す虞れあるが故に新指定地を許可せぬやう當局鞭撻のため我等の
態度を陳情すること。

(二)廓清會婦人矯風會聯合第一年会

六月十日日本青年館に開催され、左の決議文が可決された。而して
翌日代表者は決議文を携へ各關係當局に提出した。

決議 一、帝國政府は婦人兒童賣買禁止の國際條約に加盟しながら
之に抵觸する制度の更正を行はず、依而速に條約明文の指示する處
により國內の法制を改正すべし。二、普通選舉の實施を機とし衆議
院議員及府縣會議員の改選に方り、各候補者に公娼制度に對する賛
否を明かにせしめ、有娼論者は徹底的に排斥すべし。

五、婦人兒童賣買禁止國際條約に關する運動

(イ)婦人兒童賣買禁止國際條約の年齡制限撤廢

一千九百十年の醜業を行はしむるため海外に渡航する婦女賣買禁止に關する國際條約に對し、我國はその賣買制限年齡を滿十八歳に留保して批准したのであるが、當時の樞密院の希望條件たる「成るべく速かに國際條約通り制限年齡を二十一歳にすること」に對し、從來政府は審議を進めてゐたが、本年に至り内外の情勢に従ひこの制限年齡の留保を撤廢することに決定し、樞密院は二月九日政府の原案を承認した。而して政府は其翌日直ちにジュネブの我國代表宛に留保取消の訓電を發した。

(ロ)婦人兒童賣買禁止國民委員會の創立

二月二十六日婦人兒童の賣買を國際的に禁遏するために婦人兒童賣買禁遏國民委員會が創立された。目下の加盟團體は十一團體であるが全國の教化團體、教育團體、社會事業團體及社會運動團體に對して加盟を勧誘することになつてゐる。而して事務所を東京市神田區三崎町一ノ四、三崎會館内に置き、その目的を達せんがために國際部(本會と目的を同じうする國際的機關と聯絡を計り且つ協力す)、國內部(國內に於ける婦人兒童の賣買を禁遏するために必要なる事務を處理す)を置き、委員長に安部磯雄氏、副委員長に小崎千代子、秋山花子の兩氏を置き、評議員は委員長、副委員長を選出せざる他の團體代表者一名宛とし、幹事に村上雄策(國內部)千本木道子(國際部)の兩氏を委嘱した。

(ハ)婦女禁賣問題同志大會

一、昨年九月政府が婦人兒童賣買禁止に關する國際條約を年齡制限

留保の上批准せんとするに當り、同年十一月この制限留保撤廢の目的を以て成立した婦女禁賣問題同志大會は、本年二月九日樞密院に於てこの年齡制限の留保撤廢が可決確定されたに對し、この國際條約を單なる條約とせずこれに生命を與へることが必要であるとして、同二十六月青山會館に開催され左の如き決議をなした。

決議 帝國政府は營利の目的にて醜業に従事せしめんがため、婦女子を勧誘、誘引、拐去することを以て人道違反であるとする婦女賣買禁止の國際條約に加入し、此種犯罪の既遂未遂並に豫備を中外に亘りて嚴重に取締らんと約束して居る、故に差詰の立法上、其他に左の如き措置を執られたし。——一、海外出稼醜業婦の誘引又は賣買を取締るべき現在の刑法及關係法規は前記の義務を履行するに付不充分と思はれるから此際宜しく適當の補足改修を加ふるやう取計らはれ度し。二、方今内地より朝鮮滿洲臺灣等に醜業の目的で誘引拐去、賣買せられる婦女子は實際少くない。仍て右條約の根本主義を尊重する爲又海外出稼醜業婦の誘引、拐去、賣買の禁止を確實にする爲、此等の犯行を充分に取締り以て件の婦女子を救護せられ度し。三、年期を定め事實上婦女子を買入れ、其の貞操を商品として公然販賣させ其收入を搾取して飽く所なき犯罪的營業を嚴禁せないのみか、今尙國家が法令を以て許可を與へ剩さへ税金を徴收して之を保護して居るは時代錯誤の施設にして國家の體面に關し且刑法第百八十二條を全然無意義の空文と化し去るのみならず右婦女禁賣條約の根本主義に戻り別して之に似寄りたる海外出稼醜業婦賣買の取締りにも障害を與ふるものであるから速に斯かる制度の撤廢を圖られたし。四、醜業に由る收入を以て債務返済の資に充つる貸借契約

は民法に謂ふ善良なる風俗に戻るは勿論人身賣買の端を啓くものなるに付、又人身自由を拘束するの契約は婦女禁賣條約の本旨に背くものであるから、共に違法無効なる旨を法文で明示するやう取計らはれたし。

(二) シンガポール醜業婦問題同志大會

シンガポールに於ける日本人醜業婦約百名に對する英國官憲の退去命令に對し、矯風會より守屋東女史はこれ等の救済のため九月同地へ出張、醜業婦二十一名を同伴して歸朝したが、十一月十二日東京國民講堂に於てその報告會が開催され、次の如き決議をなした。

決議 我國の海外出稼醜業婦は日本帝國の聲望威信を失墜するの甚だしきものなれば、帝國政府は速かに是が召還を斷行すべし。

理由 英國政府は明年度を期しマレー半島の公娼制度廢止を決意し支那人娼妓の一掃を布達せり、然るに日本人娼妓に對しては一等國としての面目と情誼とを重んじ帝國政府の自發的召還を希望しつゝあり。故に國際信義の上より見ても、直ちに友邦の期待に添ふべき當然にして何等躊躇すべき理由なし。政府は速かに國民の輿望を納れて醜業婦人を召還すべきものなり。シンガポール醜業婦問題同志大會

第二篇 兒童保護事業

兒童保護事業の範圍は、妊産婦並に乳幼兒の保護から學齡兒童の保護までを包括してゐる。而して一般に社會事業施設

の形態が救貧から防貧へ、救済から保護へと轉化したと同様に、兒童保護事業も亦育兒院の如き救済施設から乳幼兒死亡防止施設にまで進展した。然も現在では妊産婦並に乳幼兒保護事業に最も力が注がれて居るので、一般には乳幼兒保護事業が兒童保護事業を代表するかの如く考へられてゐる位である。

本篇で兒童保護事業として取扱ふものは、妊産婦並に幼兒保護、病弱兒保護、貧兒保護、兒童の職業指導及不良兒保護に關してであるが、これ等の事業が何れも最近急速な發展をした關係上雜然として統一なきを憂へ社會事業調查會によりその施設體系が決定(十一月一日)されたことは、斯業促進上一つの道標とも言ふべきである。

兒童保護事業施設體系

一、妊産婦保護事業 に付ては漸次市町村の經營を獎勵しその經費に對しては國庫補助又は低利資金の融通により助成をなすを必要と認む。

二、乳幼兒保護 (イ)託兒所は更に國庫補助等による助成方法、職員資格、待遇等に關し制度を樹立するの要あり(ロ)兒童健康相談所乳兒院、牛乳配給所等の施設は市町村にこれが設置を獎勵し國庫補助又は低利資金の融通により助成をなすの要あり、又兒童および妊産婦の健康相談に關する施設に付ては保健衛生調査會決議に依る小兒保健所指針に依るを適當と認む。

三、病弱兒保護 は國庫補助又は低利資金の融通に依り漸次都市に對

	施設數	取扱人員	經費	資産
公營	六	七、〇〇七	三、六六四	一四
私營	四	二、七五五	六、六六六	七、二七
計	一〇	九、七六二	一〇、三三〇	七、二七
備考	取扱人員不明のもの公營六、私營一七、經費不明のもの公營五、私營一四、資産の明かなるもの公營なし、私營八			
本年新設の児童健康相談所は、東京、京都、千葉、群馬、秋田、滋賀、奈良、愛媛の八府縣に於て左記十二ヶ所であつた。▲一月桐生第一、第二健康相談所 一月伊勢崎健康相談所 ▲二月千葉巡回児童健康相談所 ▲三月日本赤十字社愛媛支部児童健康相談所 ▲六月東京市巡回児童健康相談所 ▲七月京都府桑田郡赤坊健康相談所 ▲八月平澤町育兒相談所 ▲八月愛國婦人會滋賀支部児童相談所 ▲十一月信貴山小兒保健所				
更に乳幼児に對する一般保護施設は託兒所の施設がその重なるものである。社會局の調査によれば昭和元年末現在に於ける託兒所は二九三、取扱児童二〇、七六八人、この經費九三六、六六〇圓である。				
●●				

二、官營とは官營工場に於けるもの

三、括弧内の數字は當該事項分明せる施設數

本年新設の託兒所は北海道(二)、大阪(二)、京都(一)、福井(一)、宮城(一)、合計七、内二が公營である。尙ほ農林に於ける児童保護施設の一として農繁期託兒所が最近各府縣に設置されるやうになつたが、本年設置されたのは兵庫(五五)、埼玉(一一)、三重(一五)、奈良(二五)、愛知(六)、岡山(一八六)、岐阜(二〇)、新潟(一三〇)等の各縣であつた。

二 公營産婆設置案

産婆の數は第一篇職業婦人態の章に於て既に述べた如く毎年増加してゐるが、これが公布の狀態を見れば、都會地に集中する傾向が著しい。即ち大正十四年に於ては市部(産婆數一五、〇五五人)は人口一萬當り産婆數二・六七人、郡部(産婆二七、九六五人)は五、九七人に當つてゐる。

最近傳ふる所によれば、社會局は斯くの如く産婆の分布が地方に薄きを憂へ、これ等の開業産婆のみを以てしては、到底地方に於ける妊産婦及び乳兒保護の目的を達することは困難であるとして、一ヶ年約百五十萬圓の豫算を以て、醫師産婆のない町村(昭和二年六月二十一日調に依れば開業醫師なき町村二、九〇九、開業産婆なき町村三、六一一)に之を配置し、小都市又は大農村に無料診療所を設置し、醫師に對しては年額約一千圓、産婆に對しては約百五十圓を足留料として國庫から補助し、無料診療所はその經費の全額を國庫から支出し

て公益法人又は公共團體をして之が經營をなさしめる計畫である、而して本年七月の各新聞紙に公表されたる所によればその公營産婆の實施は大體左記要綱によるといふ。

(イ)公營産婆は市町村又は公益團體に於て設置若くは囑託し、無料又は低廉なる料金で妊産婦の診察をなさしむること。(ロ)公營産婆は町村内の妊産婦を巡回して、五ヶ月以上位になれば必ず月一回は往診し、種々の相談に應ずること。(ハ)公營産婆の經費は町村費若くは寄附金又は府縣よりの補助金に依らしむること。(ニ)町村に依つては住民の所得又は財産に應じ、分娩一回に付て五圓、三圓、二圓等の等級を設けて費用の徴収をなし得ること。

三 小兒保健所と母性及小兒保健講習會

内務省は我國の乳幼兒死亡率低減の方策に關し、曩に保健衛生調査會に諮問して得たる乳幼兒保護施設に關する答申を基礎として、都市に於ける小兒保健所設置を各府縣に奨勵してゐる。この小兒保健所の計畫に關しては、大正十五年十二月各地方長官宛通牒が發せられたが、その目的とするところは一定地區に於ける妊産婦の健康相談と小兒の定期健康診断を行ひ、兼てこれ等妊産婦又は小兒の家庭を訪問し、其の日常に於ける家庭生活の衛生的監視指導に當るのであつて、醫師一名、保健婦一名乃至三名及看護婦からなり、一年に約四百の出産を見得る程度とされてゐる。

大阪乳幼兒保護協會ではこの計畫に従ひ、大阪市内に百三十三ヶ所

の小兒保健所を設置する計畫を立て、その最初のものが十二月一日市港區市岡元町に開設された。この小兒保健所は醫師、保健婦、助手各一名から成り先づ出生届があつた家へ保健婦が訪問し、醫師の指揮に従つて種々の相談に應じ、發育不良のものは醫師の診断を受けしめその不良の程度に應じて、保健婦は小兒の満一歳になるまで訪問を續けてこれが面倒を見るのである。

尙ほ内務省は小兒保健所指針の趣旨を明かにし、一般公衆に對し妊産育兒に關する思想啓發、施設の普及奨勵を講ぜしむるために、母性及小兒保健の指導奨勵の衝に當るべき各府縣の衛生技術官、並に之に準すべき者を招集して、三月八日から九日間東京に於て母性及小兒保健講習會を開催した。出席者は地方長官の推薦者七十二名(内衛生、社會課長九名、衛生技術官五十名、其他十三名)であつた。

講習科目は次の次くである。

衛生行政と母性及小兒保健事業の地位、母性及小兒保健と各々の立法關係、各國の母性及小兒保健事業比較觀察、國際統計上より見たる生産、死産、母性及小兒保健、我國の母性及乳幼兒死亡の統計的觀察、健康保險と母性及小兒の養護、英國の母性及小兒保健所見學所感、小兒保健所指針に就て、母性及小兒と遺傳との關係、妊娠分娩產褥と社會醫學的觀察、乳幼兒並小兒の發育と社會的環境の關係、小兒期の主なる疾病と社會的環境の關係、小兒期急性傳染病と社會的環境との關係、乳兒の人工養養と離乳期の食物、小兒の衣服と住居、牛乳の本質と育兒用良乳供給事業、濠洲に於ける小兒保健施設、保健婦の養

成と其の職務、小兒精神異常と社會的關係、母性及小兒と保健的榮養、ビタミンと疾病との關係、母性及小兒の結核と社會施設、小兒期に於ける寄生蟲と其の處置、小兒嗜好品及玩具と有害調味及着色料の關係、母性及小兒と運動競技、其他。

四 乳幼児保育並妊産婦乳幼児保護の社會施設最低標準

我國の乳幼児死亡の高率であり、下層階級の育兒の知識が甚しく低いに鑑み、昨年十二月の第一回全國兒童保護事業會議の決議に基き、これが對策として先づ輿論に訴へ、妊産婦並に乳幼児保護に就ての一般知識の向上と適當なる社會施設の普及徹底を計るために、五月五日全國的乳幼児愛護デーが開催された。而してその實施要綱中に乳幼児保育の標準及妊産婦乳幼児保護に關する社會施設の最低標準が掲げられ、又大阪乳幼児保護協會もその事業として、十一月三日から「一切を乳幼児死亡率の低減運動へ」の語標を掲げて乳幼児保護週間を催したが、その實施要綱中に、乳幼児保護に於ける社會的施設の最低標準を發表した。

乳幼児保育の最低標準(中央社會 業協會)

(一)乳幼児保育の最低標準——1.出生前を正しくせよ。2.初生兒の眼は大切にせよ。3.乳兒は度々醫師の診察を受けしめよ。4.小兒保健所、兒童健康相談所等を利用せよ。5.乳兒の榮養に注意せよ。可成母乳にし止むを得ざる理由あるものに限り人工榮養を用ひ、

牛乳の調理は醫師の指示に従ひ、授乳は時間を正しくせよ。6.入浴、睡眠、着物、襁褓の取扱は正しく且つ清潔を主とせよ。7.離乳期の食物に注意せよ。8.乳兒の疾病の場合は直に醫師の診察を受け、素人療治を排せよ。9.種痘を忘るな。

(二)幼兒保育の最低標準——1.幼兒の心身の發育に注意し時々醫師の健康相談を受けしめよ。2.小兒保健所、兒童健康相談所を利用せよ。3.保護者は兒童の身體發育の記録を備へ参考とせよ。4.家庭にて幼兒保護の不充分なるものは託兒所、幼稚園等を利用せよ。5.幼兒の食物に注意し榮養は充分に合理的にせよ。6.幼兒の玩具に注意せよ。7.幼兒の遊戲運動は合理的にせよ。8.幼兒の間食は特に注意せよ。9.幼兒の睡眠、入浴、衣服に充分注意せよ。10.不具又は病弱兒童は可成病院、療養所等に就て相談して保護を充分ならしめよ。11日光浴をせしめよ。

妊産婦乳幼児保護の社會施設の最低標準(中央社會事業協會)

一 法規の制定又は改正によるもの——(一)出生届に關する法規の改正。届出に關する期間の短縮、場所の便利、手續の簡略に就て考慮すること。(二)兒童扶助に關する法規の制定。(三)妊産婦保護に關する法規の制定。(四)私生兒保護に關する法規の制定。

(五)被虐待兒童保護に關する法規の制定。(六)異る取締に關する法規の制定。

二 施設によるもの——(一)普通兒童に對して左の施設を要す(尙之等施設は出來得るだけ特殊兒童にも利用すること)。イ、巡回産婆。ロ、妊産婦休養所。ハ、妊産婦相談所。ニ、妊産婦榮養供給所。ホ、産院。ヘ、乳兒院。ト、牛乳供給所。チ、巡回看護婦。

リ、母子保養所。ヌ、家庭補助機關。ル、乳幼児健康視察員。ヲ、児童健康相談所。ワ、乳幼児施療所（齒及び眼を含む）。カ、児童病院。コ、晝間乳幼児保育所。タ、晝夜間乳幼児保育所。（二）特殊児童に對し左の施設を要す——（イ）國家又は公共團體に児童保護局、民間に児童保護協會（貧困所産婦又は孤寡婦、遺棄兒、孤兒、貧窮兒、私生兒等に對する自宅給與、家庭委託、又は收容保護をなすもの。（ロ）被虐待児童保護協會。（ハ）虐弱児童保養所。（ニ）精神鑑別所。（ホ）精神薄弱兒教養所。（ヘ）盲聾啞及吃音兒に對する幼稚園。（ト）不具兒整能所。

乳幼児保護に於ける社會的施設の最低標準 大阪乳幼児保護協會

一、妊産婦並に母體の保護。一）少くとも妊産婦の一割が巡回産婆の家庭訪問によつて保護せられ而して其の保護の方法は概して次の諸項に準據すること——（一）保護を必要とする家庭に對し妊娠中一回乃至三回、産褥五日以内に一回、更に其の後の五日以内に一回の家庭訪問を爲すこと。（二）必要に應じ妊産婦をして適當なる診療を受けしめること。（三）其の家庭が特に經濟的保護の必要ある場合に於ては之を扶助機關若くは方面委員に通報すること。（四）其の他妊娠中少くとも一回乃至三回醫師の検診検尿及必要ある場合はワツルマン氏検査等を受けしむることに努め尙分娩後十日間は産婦をして安靜を保たしむる爲の家庭保護に付き留意すること。（五）巡回保護に當りては常に小兒保健所其他公私の保護施設と聯絡を保つこと。（二）前項第三號の保護は小兒保健所の保護婦又第四號の保護は小兒保健所の保護婦及一般産婆にも之を行はしむること。（三）少くとも出産の一割が收容施設によつて保

護せらるゝこと。（四）結核及花柳病に對する豫防並に治療の施設を増進し且脚氣に對する豫防法を宣傳すること。

二、乳幼児の保護。（一）少くとも出産の七割が小兒保健所によつて保護せらるゝこと（本協會小兒保健所設置計畫參考）。（二）少くとも乳兒の一割に對し小兒用牛乳を廉價若くは無料にて供給する方法を講ずること。（三）乳幼児死亡數の三分の一を標準として之を收容し得るの小兒病院就中乳兒病院を設置し且其の二割五分は無料の病床とすること、尙其の病院には托兒設備をなすと共に小兒無料診療所を附屬せしむること。

三、一般施設。（一）産婆學及小兒科學の講習を行ふこと。（二）小兒看護婦及保護婦の講習及養成の施設を設くること。（三）文書、講演、個人的口授其他種々なる方法により母體衛生及母性保護並に乳幼児の衛生殊に營養及傳染病豫防に關する智識を普及増進する方法を講ずること。（四）女學校に於ける育兒科教程の改正を行ふこと。

四、法制。左記事項に關する法制の制定並に改廢を行ふこと。

（一）出産の簡易且迅速なる届出。（二）乳幼児を有する貧困なる家庭就中寡婦及之に準すべき状態にある母に對する公の扶助。（三）工業及鑛業其他勞働上に於ける母性の保護就中妊産婦の勞働に付ての完全なる制限並に其の生活に對する公の保護。（四）私生子に對する法律上の差別撤廢及父の認知に付ての特別法規並に認知せられたる父に對する養育義務の強制。（五）孤兒棄兒及迷兒の保護並に里子及貰子に對する公の監督。（六）兒童虐待に對する制裁並に兒童を被虐待の状態より脱せしむるための特別の保護。（七）

産婆に對する特別の規定及小兒保護婦の資格認定。(八)産褥保險
(九)母親金庫。(十)衛生醫官及衛生視察婦の設置。

五 大阪乳幼兒保護協會創立

大阪府市は共に從來母性及乳兒保護に努力して來たが、未だ充分ではないとして、更に官民協力の有力な團體を組織して乳幼兒死亡の低減をはかるために、七月二十三日大阪乳幼兒保護協會が創立された。本會の目的とするところは、乳幼兒保護に關する事業並に施設の相互聯絡を圖り、以て其改良發達を期し、一般育兒に關する知識を普及するに在る。而してこの目的を達するためには(一)乳幼兒保護に關する醫事法制其他の研究及調査、(二)乳幼兒保護に關する講習會及講演會の開催、(三)保護醫及保護婦の養成、(四)雜誌(月刊乳幼兒發行)及印刷物の刊行、(五)小兒保健所の設置並普及(六)其他評議會の特に必要と認めたる事業等を行ふ。會長に大阪府知事副會長に大阪市長を戴き、事務所は大阪府廳社會課内に置いてある。

尙ほ本會の本年中の主たる事業は乳幼兒保護週間及小兒保健所の設置であつた。

六 託兒所令

第一回全國兒童保護事業會議の決議により、建議中の幼兒

第四部第三篇 兒童保護事業

保育の改善に關する幼稚園令改正並に託兒所令制定に就ては、政府もその制定の必要を認めて目下審議中であるに對し、東京府社會事業協會兒童保護事業分科會は、託兒所令制定要綱を内務大臣に送附し、大阪社會事業聯盟研究部第一部會では、實際的立場から同令に對する意見託兒所令要綱を發表した。又江東社會事業協會はかねて託兒所の擁護運動を起すため、各所の託兒所を調査中であつたが、それ等の託兒所には組織設備、事業内容等不完全なるものが少くないとして託兒所準則案を發表した。

(一)東京府社會事業協會兒童保護事業分科會の託兒所令制定要綱

一、託兒所は其の保護者が適當に保育すること能はざる事情にある生後六十日以上乳兒及三歳未満の幼兒を預り心身の健全なる發達を遂げしめ兼ねて家庭生活を援助するを以て目的とすること、但し特別の事由あるときは生後六十日未満又は尋常小學校就學の始期に達する迄の者を入所せしむること得。

二、本令に依るにあらざれば託兒所を設置すべからざること。託兒所なる名稱を用ゐずと雖も五名以上の乳兒十名以上の幼兒若は合して十名以上の育幼兒を保育し其の内容に於て託兒所と類似の行爲を爲す場合亦同じきこと、但し産院、乳兒、育兒院、病院等法令に別段の規定あるものは此の限りにあらず。

三、託兒所の設置廢止並重要なる事項の變更は地方長官の認可を受くべきこと。

四、託兒所には醫師、相當員數の保育婦、及同助手並特に必要ある場

合は乳母を置くべきこと。

五、醫師は醫師法に依る醫師にして小兒科の素養ある者たること、保育婦は高等女學校卒業者又は之と同等以上の學力ある者幼稚園保姆の免許狀を有する者若くは産婆看護婦の免許狀を有する者にして三ヶ月以上實地に就き乳幼兒の保育に適する教習を受け且地方長官の檢定に合格したる者に限るべきこと。助手は一ヶ年以上乳兒保育の經驗ある者たるを要すること。

六、託兒所の定員は乳兒數三十人幼兒數五十人以下とすること但し特別の事情あるときは此の限りにあらず。

七、保育婦一人の保育する乳兒數は約五人以下幼兒數は約二十人以下とし之に適當數の助手又は乳母を配すべきこと。

八、託兒所は晝間保育を原則とす、但し特別の事情あるときは夜間保育し又は短期間に限り晝夜に亘る收容保育を行ふを妨げざること。

九、乳幼兒の健康營養(自然、人工)身體保護に付必要なる設備並幼兒の年令及其の事情に適應せる訓練を施すべき相當の施設を爲すべきこと。

一〇、醫學上の診査監督並治療及傳染病の豫防に關して充分なる設備を要すること。

一一、託兒所に於て保育料乳代又は食費其の他の費用を委託者より徴收せむとするときは地方長官の認可を経て其の額を定むべきこと、其の之を變更せんとするとき亦同じ。

一二、託兒所に於ては其の目的達成上必要と認むる社會事業を附設するを得ること。

一三、國及公共團體は相當の補助金を交付すること。

一四、本令に規定するもの外必要なる事項にして幼稚園令を準用し得る點は之が準用を規定すること。

一五、本令發布の際現に存し託兒所類似の内容を有する施設にして直に本令に據り難き事情あるものに關しては相當猶豫期間を定めて漸次之に據らしむるか又は地方に依り特別を認め得る附則を設けると。

十六、尙別に私人の養兒預兒行爲に對する取締令を制定せられたきこと。

(二)大阪社會事業聯盟研究部第一部會の託兒所令要綱

一、託兒所は六歳未満の乳兒を預り心身の健全なる發達を遂げしむると共に家庭生活を保護するを以て目的とすること。

二、本令に依るにあらずれば託兒所を設置することを不得ること。十名以上の乳幼兒の預託を受け之を保育するものは凡て託兒所と見做す。

三、託兒所の設置、廢止及乳幼兒の健康並營養上の保護に關する設備事項は地方長官の認可を受くべきこと。

四、託兒所には左の職員を置くべきこと——イ、所長。ロ、所醫。ハ、保姆。

五、乳兒の預託を受くる場合には必要に應じ乳母を置くこと。

六、保姆の資格は地方長官の檢定に合格したるものたること。右の資格は全國に通じ有効なること。左記該當者は無試験を以て保姆の資格を與へ得ること。一、高等女學校卒業若くは之と同等の學力を有するものにして一ヶ年以上實地に就き保育の經驗を有する者。二、幼稚園保姆の資格を有する者。三、産婆若くは看護婦の資格を有す

るものにして一ヶ年以上實地に就き保育の経験を有する者。四、育
兒を保育する保母は前各號の一に該當するの外特に一ヶ年以上乳兒
保育の機關に於て経験を有する者。但一號及三號の経験年限を要せ
ず。

七、保母の待遇は幼稚園令に依る保母と同等となすこと。

八、託兒所に於て保育料其の他の費用を委託者より徴收せんとする
きは地方長官の認可を経るを要すること。

九、保母一人當りの擔任限度は右の標準に依ること。乳兒―五人以内
滿二歳乃至三歳―十五人以内。滿四歳乃至五歳―三十人以内。五歳
以上―五十人以内。

一〇、其他法令を通じて事業の監督取締よりも其の保護を主眼とする
様規定すること。

一一、託兒所なる名様を用ひず保育園其の他適當なる名稱を用ふこ
と。

(三)江東社會事業協會の託兒所規則案

第一條 託兒所は貧困者の家庭生活を援助するを以つて目的とし其の
乳兒又は幼兒を保育するものとす。

第二條 託兒所の業務は左の二項とす。一、保護者を中心とする隣保
事業。二、保育事業

第三條 託兒所鄰保事業の項目は人事相談、職業相談、生計補助、教
化等とす。

第四條 託兒所の保育要項は家庭生活の型式に準據し營養、保健、安
靜に重きを置き之れが達成の爲めに健康診斷、休息、遊戲等の方法
を以つて正しき心身の保育をなすものとす。

第四部第三篇 兒童保護事業

第五條 託兒所の執務時間は午前六時頃より午後六時頃迄とす。

第六條 保育料は一ヶ月一圓五十錢を越へざることとす。

第七條 託兒所に入所し得るものは勞働又は勤務に従事し或は從事せ
むとする目的を有し貧困なる生活をなす者の乳兒又は學令未滿の幼
兒とす。

第八條 前項規定の貧困者とは一家の總所得が所得稅法第三種所得中
の最低階級以下に屬する者にして當該託兒所に於て貧困と認めたる
者とす。

第九條 託兒所の乳幼兒數は百人以下とす。但し特別の事情ある時に
は百二十人迄増す事を得

第十條 保母一人の保育する乳兒數は約三人とし乳兒數は約二十人以
下とす。

第十一條 託兒所に於ては所長及適當なる員數の職員を置き一切の業
務を管掌するものとす。

第十二條 託兒所従業員は小學校卒業以上の學力を有し一年以上社會
事業に従業したる者とす。但し必要に依り前項の規定に據らずして
職員定數の二分の一を超過せざる範圍に於て見習職員を置く事を得
第十三條 託兒所は毎月一回保護者會を開き且つ家庭訪問をなし保育
並保護者の生活問題の解決に努むる事とす。

第十四條 託兒所に於ては毎月一回入所兒童の健康診斷をなし病氣豫
防並治療に對し援助を與ふる事とす。

第十五條 託兒所は兒童保護者に對し病氣豫防並治療其他一般的衛生
に關し援助を與ふる事とす。

第十六條 託兒所に於ては左記の設備をなす。一、屋外遊戲場。一、

保育室。一、事務室。一、樂器及其他遊戯器具。一、前項以外の必要設備。

第十七條 託兒所に於ける屋外運動場は少くとも一人當一坪を標準として設定する事とす。但し事情に依り一人當一坪以下の割合となす事を得

第十八條 兒童を託兒所に入所せしめんとする者は兒童の住所姓名生年月日及保護者家族の住所、姓名、職業、生活内容其他參考事項等を當該託兒所に届出で許可を受くる事とす。

第十九條 左に該當する場合は兒童の入所を拒絶するものとす——一、入所兒童定數に達したる時。二、保護者が理由なく生活或は職業に緩怠なりと認められたる場合。三、兒童が傳染性疾患に罹り又は病傷の爲め託兒所に於て保育し得ざる者と認めたる場合。四、保護者が理由なく託兒所の指導に従はざる場合。五、託兒所が拒絶を適當なりと認めたる場合。

第二十條 託兒所は毎月一回家庭收入調査表、乳幼兒保育狀況報告、託兒所、鄰保事業報告を監督官廳へ提出する事とす。

第二十一條 託兒所經營に關する費用に自治團體及國庫に於て夫々三分の一以上に相當する額を助成する事とし殘餘の三分の一以上は一般寄附及其他の收入を以て充當する事を得るものとす。

第二十二條 託兒所に於ては本準則に抵觸せざる範圍に於て細則を定むる事を得るものとす。

七 東京市社會局主催兒童保護事業に

必要なる醫學的知識第一回講習會

各種社會事業の根本をなす兒童保護施設は、年と共に益々隆盛となりつゝあるが、斯る事業殊に託兒場、兒童健康相談所等に於ては各種の技能を必要とするも、就中醫學的知識はその最たるものゝ一である。従つて日常斯る事業に携はる上に直接必要な簡單なる知識を短期間に實地に就て習得せしめ一層斯る方面の充實を期するものであるといふ趣旨のもとに東京市社會局は十月二十日より一週間兒童保護事業に必要な醫學的知識第一回講習會を開催した。講習科目は次の如くである。

一、助産の部（分娩豫定日計算法産前に用意すべき物品—産後の注意—妊娠調節につきて）。二、乳幼兒の生理の部（乳幼兒の正しき發育及其の検査法乳幼兒の糞硬検査乳幼兒の尿検査）。三、乳幼兒の榮養の部（標準榮養量計算法—食品榮養價值—牛乳調理法—牛乳良否鑑別法、離乳期、食餌調理法）。四、傳染病の部（麻疹猩紅熱、赤痢、疫痢、チフス、デフテリア、トラホーム、流行性扁桃腺炎、百日咳、性病に對する注意）。五、寄生蟲の部（顯微鏡使用法—寄生蟲卵につきて）。六、消毒法の部（病毒菌の毒力につきて、消毒藥につきて、手、衣服等、家屋、便所の消毒）。七、一般看護法の部（繃帶法—灌腸—洗法—吸入—濕布法—洗眼—點眼法—皮膚病の處置—出血—其の他腸の救急處置—調劑大意—蟲齒につきて）。

第二章 貧兒保護事業

貧兒とは廣く社會の扶助を要する兒童を稱する言葉である

とされてゐるが、この意味に於ける貧兒の保護事業は兒童保護事業の根本をなす事業であると言へやう。従て貧兒が從來單に恤救規則並に各府縣の特別獎學資金及特志家の施設によりてのみ保護されてゐたのに對し、政府はこの種保護事業の制度を確立する必要を認めて、最近兒童扶助法を制定せんとしてゐるのも當然である。

一 兒童扶助法案

從來我國に於ける貧兒保護の制度は制限的の不備なる棄兒養育米給與方及び恤救規則（これ等の施行實績に就ては第二編第一章參照）あるのみであるが、現在の如き社會狀態では貧困兒童數は益々増加の傾向に在り、大正十五年六月の調査に依れば貧困兒童及び之を養育する寡婦數は十三萬人を超過するの實狀にある。従つて政府は前内閣以來、之が保護に關する制度を改善して、根本的な救済を圖る必要を認め、貧困兒童保護制度制定の計畫を立て、社會事業調査會の答申を基礎として十二月兒童扶助法案を制定し、來議會へ提出することとなつた。法案要綱は次の如くである。

法案要綱

- 一、十四歳未満の子を自己の家庭にて養育する寡婦及びその十四歳未満の子または十四歳未満の孤兒にして貧困のため生活すること能はざるものは本法によりこれを扶助すること
- 二、婦女が左記各號の一に該當する時は本法の適用についてはこれ

第四部第三篇 兒童保護事業

を寡婦と見なすこと（イ）夫の所在が三月以上分明ならざる時（ロ）夫が入監したる時（ハ）夫が疾病、不具癡疾又は老衰のため勞働すること能はざる時（ニ）離婚又は婚姻取消ありたる後に子の父が死亡し、又は前各號の一に該當する事由生じたる時（ホ）内縁の妻その夫が死亡したまたは第一號乃至第三號の一に該當する事由が生じたる時

三、棄兒、遺兒または迷兒の本法の適用については孤兒と見なすこと。子が左記各號の一に該當する時また同じ（イ）父及び母の所在が三月以上分明ならず入監したまたは疾病不具、癡疾もしくは老衰のため勞働すること能はざる時（ロ）母死亡し父前號の該當する事由が生じたる時

四、寡婦が虐待不行跡その他の事由により子の養育をなすに適せざる時はこれを扶助せざること。

五、本法による扶助は扶助を受くべきものゝ住所地の市町村長これをなすこと、但し住所地分明ならざる時は現在地の市町村長これをなすこと

六、本法による扶助に關する費用は當該市町村の負擔とすること

七、市町村長必要ありと認めたる時は本法により扶助を受くる兒童を公私の育兒所その他適當なる施設又は家庭に委託しその養育をなさしむる事を得る事

前項市町村長の處分を拒みたる時は兒童に對して本法の扶助を爲さざることを得ること

八、扶助の種類は現金給付現品給付および醫療とすること

九、本法による扶助の程度方法及び兒童養育に關し必要な事項は

命令をもつてこれを定むることを得ること

十、市町村長は明治三十三年法律第五十一條に依るの外第七により委託に附せられたる孤兒、棄兒、遺兒その他父及び母が親權を行ふこと能はざる兒童に對し勅令の定むるところにより自ら後見人の職務を行ふところの場合には後見人は親權を行ふことを得ざること

十一、市町村は兒童保護委員を設置することを得ること

十二、兒童保護委員は名譽職とする事、兒童保護委員は本法による市町村長の事務を補助する事

十三、兒童保護委員の選任および職務執行に關する規定は命令をもつてこれを定むること

十四、兒童保護委員に對しては命令の定むるところにより職務のため要する費用及び勤務に相當する報酬を給する事を得る事

十五、國庫及び道府縣は扶助に關する費用に對し左の割合により補助すること。國庫四分の二道府縣四分の一

十六、扶養義務者が資力あるに拘らず本法の扶助をなしたる時は市町村長はその費用の全部又は一部を扶養義務者より徴收することを得ること前項の費用を指定期限内に納付せざるものある時は國稅滯納處分の例により處分することを得ること

十七、本法又は本法に基きて發する命令により市町村長のなしたる處分に不服ある者は地方長官に訴願し、その裁決に不服ある者は内務大臣に訴願することを得ること

十八、本法の扶助を受ける者は救恤規則により給與を受けることを得ざること。軍事救護法により救護を受けるものは本法による扶

助を受けることを得ざること

二 就學保護事業

大正十三年度學齡兒童總數九、三七四、二六七名中就學兒童は九、三一八、四四四人、不就學兒童は五五、八二三で、學齡で學齡兒童百中不就學兒童は〇、六〇に當り、前年度よりも〇、一六を減少した。

今不就學兒童を就學の猶豫及免除に分てば次の如く、就學の猶豫は全不就學兒童の六〇、五二%に當る。

不就學兒童調(大正十三年度)

就學猶豫		就學免除		計
男	女	男	女	
一四、三七五	一九、四六	一一、〇〇〇	一一、〇三三	二五、三七五
計	三三、七九一	計	二二、〇三三	三〇、四八
不就學兒童百中	六・三三	不就學兒童百中	三・四七	一〇〇
備考	一、就學猶豫は病弱、發育不完全及貧窮のため就學せしむべき時期に就學すること能はずと認められたるもの			
二、就學の免除は瘋癲白痴、不具癱疾及貧窮のため就學すること能はずと認められたるもの(小學校令第三十三條)				

就學兒童の保護施設は社會局調べによれば大正十五年三月末に於て二四、何れも私營事業であつて其經費一〇八、九〇九圓資金一一一、六四一圓である。施設數二四

三 兒童就學獎勵助成

第二章 児童の職業指導並に紹介

小學卒業児童の職業指導並に紹介は大正十四年内務、文部兩省の共同通牒に基き、昨年三月から始められ本年はその第二回である成績は次の如くである

大正十五年	連絡したる紹介所 と小學校數		卒業児童數	就職希望者數	紹介所 申込者數		就職者數	申込者百中 就職者
	紹介所數	小學校數						
大正十五年	一〇九	一、九三五	三四、八二二	四九、七二二	一六、四〇七	六、三〇二	三八・八	
昭和二年	一三七	二、六二二	四九、二四四	七一、五五五	二五、〇六九	九、六六五	三四・六	

少年職業紹介の主旨とする所は、成年者のそれとは異なり少年の性能に適應する永續的社會生活への合理的基礎を與ふるものであつて、職業教育的見地からなされなければならぬ。

従つて文部省は特に児童の個性を尊重して職業指導に當るやう訓令を發し、更に少年職業指導に關する協議會を開催して、職業指導の要旨並に教育機關と職業紹介機關との關係を明かにすると共に職業指導設置要綱を確定したが、内務省では中央職業紹介委員會の答申により、職業紹介事業の立場からその改善施設要綱を決定した。

かくして、本年は児童に對する職業指導並に紹介の政府の方針及施設要綱が確立したのであるが、この機運を助長して斯業の普及發展を圖る爲めに、民間では少年職業指導研究會が東京に創立された。

尙ほ社會局關係の少年職業紹介に關しては、府縣及都市に

於ける職業紹介委員會若くは少年職業紹介委員會、或は職業紹介所の事務打合會等が屬々開催されて、少年職業紹介に關する各種の答申若くは決議をなしてゐる。

一 児童生徒の個性尊重及職業指導に關する文部大臣の訓令

文部省訓令第二十號（十一月二十五日）北海道廳府縣児童生徒の個性尊重及職業指導に關する件

學校に於て児童生徒の心身の傾向等に稽へて適切なる教育を行ひ更に學校卒業後の進路に關し青少年をして其の性能の適する所に向はしむるは時勢の進歩と社會の推移とに照し洵に喫緊の要務に屬す隨て學校に在りては平素より児童生徒の個性の調査を行ひ其の環境をも顧慮して實際に適切なる教育の調査を施し各人の長所を發揮せしめ職業の選擇等に關し懇切周到に指導することを要す是の如くして國民精神を啓培すると共に職業に關する理解を得しめ勤勞を重んず

る習性を養ひ始めて教育の本旨を達成するに至るものなるを以て自
今各學校に於ては左に掲ぐる事項に就き特に深く意を用ふべし

一、兒童生徒の性行、知能、趣味、特徴、學習情況、身體の情況、
家庭其の他の環境等を精密に調査し教養指導上の重要な資料とな
すこと。一個性に基きて其の長所を進め卒業後に於ける職業の選擇
又は上級學校の選擇に關しては適當なる指導をなすこと。

一學校は前掲の教養指導等に關し父母及保護者との連絡提携を密接
にすること。

地方長官は克く以上の旨趣を體し其の目的の達成に力めむことを望
む

右訓令に對し文部省は次官の名を以て更にその實施に關する左記留
意事項を各地方長官宛通牒した。

一、兒童生徒の個性環境等觀察調査の方法及記入の様式に關しては
學校當事者をして特に研究工夫せしむること。一、學校當事者をし
て職業紹介所等との連絡を密接ならしむること。一、師範學校實業
補習學校教員養成所等に於て生徒教養上訓令の旨趣に就き特に留意
せしむること。一、學校職員等に對し適宜個性調査に關する講習を
爲すこと。一、訓令の旨趣は之を父兄保護者等に徹底せしむること

二 少年職業指導協議會意見書

四月五、六の兩日に亘つて、文部省は少年職業指導協議會を開催し
た、會する者は文部省、内務省、東京府、職業紹介事務局、學校等の關
係者。關屋普通學務局長の挨拶に「——少年職業指導は單に少年求職
者に對する職業の選擇紹介をなすといふことに止らず、之を根本的に

考へると教育上の問題であつて、特に職業を尊重し其の知見を擴め職
業に關する思想を明確にして以て少年將來の活動能率を増進し、惹
いては社會生活上に適應せしめ、人生に於て誤らない途を進ましめる
ことを要諦とせねばならぬ。この見地から……本省は大正十四年に社
會局と共同して、少年職業紹介に關する通牒を發したが、その實績を
舉ぐる尙甚だ遺憾な點が尠くないので、各位の御會同を煩はして腹臆
なき御意見を拜承し、一層教育の進展を圖りたい」と述べ、次の協議
事項を審議した。

協議事項——職業指導の教育的意義。學校教育及社會教育上職業指
導に關する施設振興、職業指導機關。性能檢查。職業指導研究資料
刊行。職業に關する社會的調査。

この審議會では東京高師教授田中寛一博士を委員長とする特別委員
を擧げ更に具體的成案を作ることになつたが、特別委員會は數回の
會合の結果一つの意見書草案を作製し、六月七日の總會に於て決定
された。

少年職業指導協議會意見書

一、少年職業指導の必要——輓近時代の進展と産業の發達に伴ひ
職業は益々専門的に分化し其の種類は多岐多様となりしを以て適當
なる職業の選擇は一層困難を加ふるに至れり。國家社會の進展に應
じ國民をして其の實生活に適應せしむべき資質を養ひ、其の向上發
達を期するを以て教育の本旨なりとせば教育上此の趨勢に對して深
く留意し、少年子女の爲に職業指導の施設を講じ、以て能く各人を
とて適當なる職業を得しむるは最も緊要とする所なり。然るに從來
教育の實情を察するに、動もすれば此の情勢を閑却し少年は勿論其

の保護者教育者等にして深く子弟の境遇及個性等を顧慮することなく、或は徒に上級の學校に進ましめ或は進むべき學校の選擇を誤り其の結果屢々中途にして退學するの止むなきに至り縱令卒業し得たりとするも適所を得ること能はず爲に近時最も憂慮すべき社會事業象たる就職難を誘致し又は轉職失業等の機會を多からしむること憾しとせず。斯の如きは實に教育の本旨に悖り青少年をして其の前途を誤らしむるのみならず、惹いて國家社會の進運を阻害すべき一大原因をなすものと謂ふべし。是教育上特に少年の職業指導に關する施設を振興せざる可らざる所以なり。

二、少年職業指導の要旨——少年職業指導は青少年に對し、職業に關する正當なる理解を得しめ且之に關する思想を明確ならしむると共に心身の諸傾向を科學的に考察して、一方職業の準備をなし且選擇並就職を適切ならしめ、就職後の向上發展を圖り他方上級學校に入學せんとするに際して之を善導するを以て要旨とす。畢竟するに少年職業指導は職業に關する教育的指導學校選擇に關する指導職業の選擇紹介後の輔導に分る、少年職業指導の本旨にして達成せらるゝに至らば各人をして能く其の才能及境遇に適應せる教育を受けしめ、或は適材をして適所を得しむることゝなり、惹いて社會生活を安定し國民の活動能率を増進し、國家産業の健全なる發達を促すに至るや言を俟たざるべし。

三、少年職業指導上教育機關と少年職業紹介機關との關係——少年職業指導は其の本質上主として教育的見地より之を行ふべきものと雖も、之が實施に當りては單に教育上の施設によりてのみ達せらるべきものにあらず。各種の社會施設と相俟つて兩者互に密接な

る連絡を圖り、以て其の成果を全からしめんことを要す。即學校教育及社會教育の任務は、進んで上級の學校に入學せんとする者に對しては父兄及保護者と協力して其の選擇を誤らしめず、卒業後直に職業に従事せんとする者に對しては其の選擇に對して適切なる指導を與へ各種の社會施設と聯絡して的確なる職業を選ばしむると共に就職後の輔導を援助する等將來の向上發展に對し教育的指導を與ふるに在り。少年職業紹介機關の任務は教育機關と連繫を保ちて、少年求職者に對し的確にして永續的な職業の選擇紹介教育機關と連繫して就職後の輔導をなし其の就職を確保せしむるに在り。

四、教育上少年職業指導に關する施設要項——(一)文部省の施設すべき事項(イ)少年職業指導に關する法規の制定、其の内容、A、道府縣並に市(人口三萬以上の町村をも含む以下之に同じ)に於ては少年職業指導に關する事務を行ひ之に従事する職員を置くこと。B、小學校及實業補習學校並中等學校に於ては、其の職員中に學校及職業指導に當るべき係員を置くこと。C、職業指導に關する詳細は細則に依ること。(ロ)本省に少年職業指導に關する機關を設けること。(ハ)少年職業指導事務に従事し又は従事せんとする者の爲に講習會を開催すること。(ニ)少年職業指導に關する参考書及教科書を刊行すること。(ホ)少年職業指導に必要な經費に對しては國庫より補助金を交付すること。(二)道府縣並市の施設すべき事項(イ)道府縣學校部内に少年職業指導に關する課又は掛を置くこと。(ロ)市の教育局内に少年職業指導に關する課又は掛を置くこと。(ハ)少年職業指導に關する講習會を開催し刊行物を頒布すること。(二)道府縣及大都市に於ては兒童の身體並性能の調査機關を設けること。(三)學校に於け

る少年職業指導に關する施設(イ)教授 A、高等師範學校、師範學校、其の他各種の教員養成所に少年職業指導に關する學科を加ふること。B、高等小學校の兒童及尋常小學校の上級兒童に對しては適當の時期を選び特に職業指導に關する必要な事項を教授すること。C、實業補習學校、實業學校及其の他の中學校に於ては職業指導上必要な事項を教授すること。(ロ)訓練、職業に關する道德的訓練の徹底に力むること。(ハ)指導施設 A、小學校及實業補習學校並中等學校に於ては職業指導に關して職員中に係員を置くこと。B、學校に於て適當なる方法により兒童生徒の環境個性及希望職業等を調査して之を關係者の閱覽に供すること。C、學校に於ける係員は身體及性能調査機關並職業紹介機關と連絡して、其の卒業兒童生徒又は半途退學者の職業及學校指導を行ひ必要な場合は就職後の輔導に助力すること。A、職業及學校指導並就職後の輔導に關しては父兄保護者同窓會少年職業紹介機關等との連絡に留意すること。(四)社會教育に於ける少年職業指導に關する施設(イ)青年訓練所に於て職業科の内容を充實し一層の効果を大ならしむること(ロ)道府縣又は市等に於て各種の職業に關する講習會、展覽會等を開催すること、(ハ)青年訓練所、男女青少年團體其の他各種修養團體等に於ては職業指導に就て助力すること。(ニ)父兄及雇傭主等に對し職業指導に關する講習會を開催すること。(ホ)職業指導に關する刊行物を頒布すること。(ヘ)男女青少年團體に時々團員をして工場、會社、商店農場其の他を參觀せしむる等適切なる方法に依り職業に關する思想を明確ならしむること。(ト)公私立圖書館に於ては職業指導に必要な圖書を蒐集し之を閲讀し易からしむる爲特別の方法を講ずること。(チ)博

物館に於ては職業指導に必要な事項に關して陳列講演其の他の適切な方法を講ずること。(リ)博物館其の他に於て職業指導に關する展覽會を開催すること。

三 少年職業紹介事業改善施設要綱

昨年の十二月十八日內務大臣は中央職業紹介委員會に對して、少年職業紹介の實績を挙げ得る最も適切なる施設に關する諮問をなしたが、同委員會は特別委員を設けて慎重審議を重ねた結果、本年三月二十三日次の如き施設要綱を答申した。而して社會局は九月五日地方長官及地方職業紹介事務局長宛之に關して通牒するところがあつた。

少年職業紹介事業改善施設要綱。少年職業紹介の事業は。成年者職業紹介の事業とは根本に於てその任務とする所を異にするものにして、此に在りては就職機會の普遍的確保を以て趣意とするに反し、彼に在りては寧ろ教育との關係を考慮し、各人の性能に適する永續的職業を與ふるを以て任とすべきものとす。此の根本方針にして明確に認識樹立せられざるときは、却て少年求職者の前途を誤り、又勞働者全般の不幸を醸し、將來失業者數を増加せしむる虞れなきにあらず。右の方針を貫徹する爲め左の四點に留意するを要す。

(一)少年職業紹介事業は義務教育期間延長の方針と背馳するを許さず、故に尋常小學校卒業者が、更に進んで高級の教育を受けることなく、求職者となることは、決して之を歓迎す可きにあらず、高等小學卒業者に在りても出來得べくんば補習教育又は各種の職業教育

機關に向ふことを獎勵す可きものとす。(二)家計状態の眞に之を許さざるが爲めに、進んで教育を受くこと能はずして、職業を求むる少年に就ては、出來得る限り公設少年職業紹介機關を利用せしむることに努むるを要す。(三)少年職業紹介機關の任務は、單に紹介の一事に止まらず、進んで就職前後に於ける各般の指導誘掖に努め求職者をして永續的職業の準備を充實せしむるに存することを明かにするを要す。(四)少年職業機關は、小學校其他教育機關と相互聯絡を保ち、提携協力し以て職業紹介並に指導に努むることを要す。

現在の少年職業紹介事業は、以上の根本的見地に鑑みて改善を加ふ可き餘地少からず、其の概要を擧ぐることに左の如し。

一、少年職業紹介並に職業指導を行ふため市町村をして少年紹介所を特設し、又は職業紹介所内に少年部を設置せしめ、且つ其の事業の經營に關し少年職業委員を置かしむること。二、少年職業委員は小學校教員、職業紹介所職員、醫師並に少年の雇傭に利害關係を有する者の中より之を依嘱し、少年職業紹介及指導保護に關する重要事項に付、市町村長の諮問に應じ且つ其の事務を補助せしむること。三、少年職業紹介所又は職業紹介所少年部に於ては、大要左の施設を爲すこと——(イ)少年職業紹介事務に従事する専任職員を置くこと。(ロ)適性検査に關する設備を爲し、成るべく醫學的検査及心理學的検査に關する知識技能を有する専門職員を配置すること。(ハ)各種職業に關する調査を行ひ、職業選擇に資すること(ニ)勞働市場に於ける少年勞働者需給の状況を調査すること。(四)職業紹介所は少年の雇傭に就き、少なくとも左の各號を調査すること——(イ)事業經營の状態。(ロ)就業場設備の良否(ハ)業務上危險の有無。(ニ)

職業に對する將來の進路。(ホ)勞働條件の適否及雇傭條件履行の確否。五、職業紹介所に於て求職少年を紹介し、就職決定したるときは、各職業に就き適當なる方法を以て、就職後に於ける心得を指示し、又は豫備知識を得しむる爲、適切なる施設を講じ指導に努むること。六、職業紹介所は、其の紹介に依り就職したる少年に對しては、就職後少くも十八歳に達するまで、隨時左の調査を行ひ指導保護すること——(イ)現在に於ける業務の適否(ロ)雇傭條件履行の状況。(ハ)就職後業務練達の程度。(ニ)就職後精神及身體上に及ぼせる影響(ホ)職業に對する感想。(ヘ)其他必要と認むる事項。七、少年職業紹介、並に指導の實績を擧ぐるに遺憾なからしむる爲左の施設を爲すこと——(イ)尋常小學校の最終學年に在りては、適高なる職業指導を行ひ、高等小學校に在りては、特に職業教科の實績を擧ぐることに努め、且つ教員中より職業指導に關する擔任者を定め、之をして職業紹介機關との聯絡の任に當らしむること。(ロ)職業紹介所職員及小學校教員に對し、一層職業紹介並に指導上必要なる知識の涵養を圖り、其の實績を擧げしむる爲、適當なる施設を講ずること。(ハ)中央及地方職業紹介事務局は、少年職業紹介に關する専任職員を置き、職業紹介所を指導監督すること。九、政府は雇傭者をして雇傭少年に對し教育其の他一般的修養の機會を與へ職業的知識並に技能を修得せしめ、且つ身體の健全なる發達を計ることに留意せしむるの方途を講じ、必要な制度法令(例へば少年勞働者保護法徒弟教育に關する法令、補習教育に關する制度等)の改善完備を計ると共に少年職業監督官を置き、右趣旨の徹底的實行を圖ること。十、政府は職業適性研究に關する機關を特設し、各種職業の科學的調査研究並

に専門職員の養成を行ひ、且つ地方公共團體又は私人に於て之を施設を爲したるときは其の經費に對し相當助成の途を講ずること。

四 少年職業指導研究會

近時文部、内務兩者に於ては職業指導網の大成を圖らんとする機運に向つたが、民間に於ても之を助長し、其の普及發展に努力しなければ、職業指導組織有終の美をなすことは望み難いとの理由から、少年職業指導に關する研究會が創立された。大日本職業指導協會がそれである。

大日本職業指導協會

四月以來數回開催された文部省主催の職業指導協議會に於て、出席内務省並に文部省關係者の間に、職業指導の研究並に發達を圖る何等かの團體を創立しやうとの意見が出たが、それが具體化して我國情に適應する科學的職業指導組織の基礎を樹立し、職業的陶冶の思想を振起し、此の組織をして混沌たる社會、教育、產業界の指針たらしめやうと云ふ抱負を以て大日本職業指導協會が、六月十日文部省内に創立された。

本協會は、本邦に於ける職業指導の發展を圖るを以て目的とし、事業を遂行するために四部を設け、各部に委員若干名を置き、總務部では本會事業の根本計畫の任に當り、研究部は職業指導に關する研究及調査の任に當り、事業部は職業指導に關する講習會、講演會、展覽會等の開催及び職業指導上の相談に應じ、編纂部は本會發行に係る指導書、研究書、教科書、小冊子、雜誌等の編纂事務に當るものである。

第四部第三篇 兒童保護事業

第四章 不良兒保護事業

不良兒保護事業の主たるものは少年法による少年審判所並に感化法による感化院の施設であるが、年々不良兒の増加によつて（不良少年要視察人員に就ては第四部統計表第九表（其四）参照）政府並に各地方廳は之が取締り乃至保護に腐心してゐる。而して最近少年審判所の増設計畫及び感化法の改正が、具體化されるに至つた。社會事業調査會の審議に成る改正感化法案要綱の制定は本年の主要なる事項である。

尙ほ不良少年保護に關する協議會の開催は例年のことであるが、感化院保母研究會は本年を最初とする。尙ほ現行感化法規則並國立感化院規則の改正によつて感化院長の權限が擴張された（附錄一法規參照）。

一 少年審判所

少年審判所は、現在では東京及び大阪に設置されてゐるが本年中に兩審判所に於て取扱はれた件數を官報に依つて綜合すれば、總受理件數一四、九三一一中保護者處分に付したるもの四、七〇〇件外に二種以上の處分を併科したものの五、四七六件であり。前年に比すれば一八五件を減少し、併科したものは一七七件を増加してゐる。保護處分別に就ては第四部統計

表統計第九表(其五)を参照されたい。

少年審判所取扱成績表

(昭和二年中)	受理件數	保護處分件數	審判不開始件數	未済件數
刑罰法令に觸れたる者	二、五九三	四、五六六	八、八三七	五七
△刑罰法令に觸れる虞れある者	三三九	△五、三二五	九七	二七
計	二、九三二	△四、七〇〇	八、九三四	六五

大正十五年中 一六、四六六

- 備考 一、△印は二種以上の處分を併科したもので外數
二、保護處分には訓誡、校長訓誡、書面誓約、保護者引渡、保護團體等に委託、少年保護司視察感化院送致、矯正院送致病院送致又は委託を含む

全國感化院統計 (昭和二年三月末現在) (感化教育會調査)

	感化院數	收容定員	現在人員	委託人員	假退院	改善退院	經常部	臨時部
國立	一	一〇〇	六	三	三	九	五、六七四	一〇、〇〇〇
官公立	三六	一、六七	一、二九一	三七七	一六	二、七三〇	五〇三、三六六	一三、七五〇
私立	二六	六六	五九	五九	三	一、五二六	二〇五、〇三七	一〇、五二一
計	六三	一、八三	一、八五四	四六六	四四	四、四四一	七二二、〇六七	三三、三〇一
大正十五年三月末現在	三	一	一、九五九	一	一	一	七二、四九六	一
備考 一、不明のもの公立一、私立九計一〇 二、官公立に臺灣及朝鮮の感化院二を含む			△二八二					

この他に退院者の保護施設が六つある。大正十五年三月末現在に於て保護者數は其中三ヶ所で三一五人の在院者であつた。

二 感化事業施設の現況

社會局の調査によれば、全國の不良少年要視察人は昭和元年に於て九、一八八人、内約六％は視察解除、三％は感化院入院、而して年末現在七、一七五人であつて、この八％の五七九人が感化院へ收容の必要あるものとしてゐる(第四部統計表第九表(其五)参照)然るに昭和二年三月末現在に於ける感化院總數六三、收容定員二、四八三人、現在人員一、八七四人であるから、この感化院へ收容の必要あるものを收容しても、猶ほ三〇人を容れ得ることになる。全國感化院統計は次の如くである。

三 改正感化法案要項

社會局は最近不良少年の増加に鑑みて感化行政の刷新を圖

るために、社會事業調査會の答申した要綱を基礎とする改正感化法を制定し、第五十四議會へ提出することに決した。而してこの改正案の實施に要する費目、即ち兒童保護員設置に關する補助、代用感化院府縣移管に伴ふ經費、及不良兒委託費補助に充るため約八萬圓を追加豫算として要求することになつてゐる

改正感化法案要綱(社會事業調査會答申)

- 一、感化院は國立道府縣立の外團體又は私人之を設置し得ること
- 二、國立感化院は内務大臣之を管理すること
- 三、北海道及府縣には感化院を設置すること、前項感化院の設置及廢止に關し必要な事項感化院の設置及廢止に關し必要な事項は命令を以て之を定む
- 四、道府縣立感化院は地方長官之を管理すること
- 五、團體又は私人にして、感化院を設置又は廢止せむとするときは命令の定むる所に依り地方長官の認可を受けしむること
- 六、道府縣には兒童保護員を設置すること、兒童保護員は名譽職とすること、但し特に必要ある場合に於ては有給と爲すことを得ること、兒童保護員は感化事務に付地方長官を補助すること
- 七、兒童保護員の選任、職務執行其の他必要な事項は命令を以て之を定むること
- 八、名譽職兒童保護員には命令の定むる所に依り職務の爲要する費用及勤務に相當する報酬を給することを得ること
- 九、本法に依る感化は左記各號の一に該當する者に付之を行ふこと――

一、(一)十四歳未滿のものにして不良行爲を爲し又は不良行爲を爲すの虞あり且つ適當に親權又は後見を行ふ者なく地方長官に於て感化の必要を認めたる者。(二)十八歳未滿の者にして親權者又は後見人より感化を出願し地方長官に於て其の必要を認めたる者。(三)少年審判所より感化院に送致せられたる者。

十、第九に掲ぐる者にして左記各號の一に該當するときは内務大臣之を國立感化院に入院せしむることを得ること(一)性狀特に不良なるとき。(二)前號に該當せずと雖内務大臣に於て特に入院の必要ありと認めたるとき。

十一、第九の各號の一に該當する者あるときは地方長官は左の處分を爲すべきこと但し少年審判所より送致せられたる者に對しては第二號及第三號の處分を爲す限りに在らざること(一)道府縣立感化院に入院を命ずること(二)認可を受けたる感化院其他適當なる團體又は私人に委託すること。(三)兒童保護員の監督に付すること、前項第二號及第三號の處分を併せ之を爲すことを得ること。地方長官は道府縣立感化院長又は兒童保護員の具申に依り前二項の處分を取消又は變更することを得ること。

十二、第十又は第十一に依る内務大臣又は地方長官の處分は滿二十歳を超えて之を繼續することを得ざること。

十三、感化院長は内務大臣又は地方長官の命令又は委託による在院者に付其の許可を受け條件を指定し假に之を退院せしむることを得ること。感化院長は假退院者指定の條件に違背したるときは内務大臣又は地方長官の許可を受け之を復院せしむることを得ること。

十四、行政廳、學校長又は兒童保護員第九第一號に該當する者ありと

認めたるときは之を地方長官に具申すべきこと

十五、地方長官國立感化院に入院せしむべき者と認めたるときは之を内務大臣に具申すべきこと。

十六、行政廳必要ありと認めたるときは第九第一號又は第二號に該當する者には内務大臣又は地方長官の處分決定に至る迄感化院其他適當なる團體又は私人をして一時保護を爲さしむることを得ること、第九第一號に該當する者に付ては前項處分の外假に之を留置することを得ること、留置の期間は五日を越ゆることを得ること

十七、感化院長は在院者及假退院者に對して親權を行ふこと。在院者の父母又は後見人は在院者及假退院者に對し親權又は後見を行ふことを得ること。第九第二號に該當する者の財産の管理に關しては前二項の規定を適用せざること。

十八、感化院長は命令の定むる所に依り在院者に對し必要なる檢束を加ふることを得ること

十九、内務大臣又は地方長官は扶養義務者より在院委託及一時保護に要したる費用の全部又は一部を徴收することを得ること。前項の費用を指定の期限内に納付せざる者あるときは國稅滯納處分の例に依り處分することを得ること

二十、第十第十一及第十三の處分を受けたる者の親族又は後見人は其の處分の取消又は變更を内務大臣又は地方長官に出願することを得ること。

二十一、第九第一號に該當する者に對する第十又は第十一の處分又は第十九第二項の處分に不服ある者及第二十の出願を許可せられざる者は訴願を提起することを得ること

二十二、道府縣立感化、院兒童保護員委託及一時保護に關する費用は北海道地方費及府縣の負擔とすること。前項一時保護に關する費用は所在地市町村費を以て一時之を繰替ふること

二十三、國庫は道府縣の支出に對し勅令の定むる所に依り六分の一乃至二分の一を補助すること、第五に依り認可を受けたる感化院の支出に付又同じきこと

二十四、認可を受けたる感化院の校舎、寄宿舎、圖書館、作業所及附屬建物の敷地並運動場、實習用地其他感化教育の用に供する土地に付きては納稅義務者の申請に因り地租を免除すること但し有料借地に付きては此限に非ざること

二十五、地方長官は認可を受けたる感化院を監督し之が爲必要なる命令を發し又は處分を爲すことを得ること

二十六、認可を受けたる感化院認可の條件に違背し又は地方長官の命令若は處分に從はざるときは地方長官は認可を取消すことを得ること

二十七、地方長官は感化院長の具申に依り感化院に於て教育を受けたる者の學力を考查し小學校の教科を修めたるものと認定することを得ること

二十八、舊感化法第四條の規定に依る代用感化院は本法施行の後五年間仍從前の例に依ることを得ること。

四 少年保護の協議會

一、感化院長會議

本年二つの感化院長會議が開催された。その一は第十二回九州沖縄

各縣感化院長會議で、十月四日から三日間長崎に於て、その二は第六回愛知以西二府十六縣感化院長會議で、十月二十一日から三日間津市に於て何れも感化教育の實際問題に付き協議された。

二、社會局の不良少年保護關係者打合會

第一回——七月十二日開催、出席者は社會局、司法省、文部省、東京府市、警視廳、裁判所、少年審判所、少年院、武藏野學院等の係長十五名。

【協議題】——關係各方面に於ける不良少年保護の現況及之が聯絡上必要と認むる事項如何

第二回——十月七日開催、出席者前に同じ。

【協議題】——(イ)十四歳未満の不良少年を地方長官より送致すべき場合には其の手續を迅速にせられ且圓滑ならしめられたし。(ロ)少年審判所に於て感化院送致の保護處分を爲したる少年に對する收容手續を簡易にせられたし。(ハ)感化院送致の少年に付少年審判所より少年法第五十七條に依り成績報告を求めたるときは速に提出せられたし。(ニ)觀察少年に對し少年審判所が行ふ觀察處分と警察官の觀察とは往々にして競合する場合あり、此の場合に於ては少年審判所と聯絡を執り保護觀察處分上必要あるときは快く觀察を中止せられたし。(ホ)學校に於て不良少年あることを認知したるときは少年審判所と協力して保護の徹底を期せられたし。以上司法大臣官房保護課長東京區裁判所少年係、東京少年審判所長、多摩少年院長、各提出、(ヘ)學校に在學する児童生徒にして警察官署の處分若くは少年審判所の保護處分を受け又は感化院に收容せられ退院したる者あるときは其の處分及び成績等に付警察官署少年審判所及び感化院より當該

學校長に通知する等聯絡の途を講じたし(以上文部省普通學務局長提出)(ト)小學校長は十四歳未満の者にして不良行爲を爲し又は不良行爲を爲すの虞ある者は地方長官に報告し廳内保護機關と協力の上保護したし。(チ)感化院に於て院内保護中の少年が十四歳を超え逃亡中刑罰法令に觸るゝ行爲を爲し少年審判所の手に移りたるときは少年審判所は當該感化院長の意見を聴取したる上にて處分を決定せられたし。(リ)地方廳に於て院外保護中の少年が十四歳を超え刑罰法令に觸るゝ行爲を爲し少年審判所の手に移りたるときは少年審判所は取扱者の意見を聴取したる上にて處分を決定せられたし。(ヌ)本府社會課に於ては大正九年以來管内各警察を巡回し不良少年を發見し保護し來りたるも今後該兒童の發見を容易にし保護の普及徹底を計るため管内各警察署長は十四歳未満の者にして不良行爲を爲し不良行爲を爲すの虞ある者は地方長官に報告せられたし(以上東京府學務部長提出)(ル)司法警察職務規範第二百二十二條に少年に對する被疑事件に付ては犯罪事實輕微にして處罰の要なしと思料する場合と雖も微罪處分を爲さずして事件を検事に送致すべしとあり右に對し犯罪事實偶發的にして且輕微の者に對しては警察署より直ちに少年審判所に送致する様致したし。(以上警視廳不良少年係提出)(オ)不良少年保護事務に關する調査聯絡機關を設置致したし(以上東京市社會局保護課長、東京市幼少年保護所長提出)

三、大阪社會事業聯盟主催近畿少年保護協議委員會

少年の不良化防止、保護の方法に就き、大阪社會事業聯盟は京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山の二府三縣の司法、文部、内務、各省の關係事業者の會合を求め、十一月十五、六日大阪府廳に於て協議會を開

催した、參會者約百五十名、來賓として小尾文部省社會教育課長及小澤内務省囑託臨席、協議題の主なるものは次の如くである。

【協議題】――(A)環境不良にして悪化の虞ある學齡兒童及び遺棄状態にある少年の保護に關し適切な具體的方法如。何決議――(一)學校と社會事業家との連絡を一層密接ならしむること、(イ)兒童保護に關係ある各會議には相互出席すること、(ロ)時々協議會を開催すること、(ハ)相互の視察をなすこと、(ニ)小學校を中心として保育所、寺院、公園等に學童俱樂部を組織し又は遊園地を附設すること、但し適當なる指導者を置くこと、(三)一定の時間一定の道路を車止めし兒童の一時遊園場たらしむること、但し特定の指導者を置くこと、(四)感化院改正の實現を當局に促すこと、(五)兒童保護の宣傳を爲すこと、(イ)保護機關の紹介、(ロ)兒童保護に關する常識の涵養、(家庭會の開催)講演會の開催、(六)船上生活者及其に準すべきものの爲め適當なる場所に兒童二十人を限度としたる寄宿舎を設置すること、(七)家庭依托を獎勵すること、(B)一定の住居生業なき浮浪兒に對する授産及教化につき良方策なきや。決議――精神的並肉體的訓練を行ふ爲めの授産施設として適當な收容所の設置を促すこと、(C)保護教養に適せざる低能其他精神缺陷ある少年に對する最良の保護方法如何。決議――次の通大阪社會事業聯盟の名を以て本會の決議として建議すること、(イ)政府に於て特種教育令を發令せられ道府縣に低能兒教兒教育を實施せしめられたし、(ロ)國費を以て、教養に適せざる低能兒其他精神缺陷兒童の特別收容所を置せられたし、(ハ)要保護少年の分類を適當にし之れに適應せる教育保護機關を政府に於て完備せられたし、(D)要保護少年一時保護所を各府縣に開設せられんことを慫慂する

こと。設置要項決定――(一)府縣に於て速かに綜合的少年保護所を設置せられたきこと、(二)右保護所は要保護少年の基本的調査並に一時的保護を目的として左の事項を行ふこと、(イ)少年保護機關相互の聯絡、(ロ)要保護少年の鑑別、(ハ)要保護少年の身元其他に關する調査、(ニ)要保護少年を保護機關に引渡す迄の一時保護。

四、感化院保姆研究會

昨年徳島市に開かれた感化院長會議の決議により、感化事業に携はる保姆會議の嚆矢たる愛知縣以西二府十六縣感化院保姆研究會が、十月一日より三日間大阪府立修徳館に於て開催された。出席者四十名何れも保姆の實務に關する緊切なる三十四の事項に就て協議した。

五 少年保護講習會

少年保護事業従事者のために催された講習會の主なるものは、感化教育會主催の兒童保護講習會(七月、東京に於て五日間)西本願寺主催少年保護講習會(七月、大阪に於て六日間)知恩院社會課主催少年保護事業講習會(十月、京都に於て七日間)等である。

第五章 病弱兒保護事業

身體虛弱なる兒童に對する保護は主として林間學校若くは臨海保養所の施設に依て行はれる。社會局の調査によれば斯種の施設は大正十五年三月末に於て一二である。

施設數	收容人員	經費	資産
公營 一		一	一
三三			

私營	二	一、四三三	二、〇七四、六四四
計	三	一、五五五	二、〇七四、六四四

備考 この外に虚弱児に對する給食施設（日本營養協會）がある。

給食六一、一七八人分

而して本年の病弱児保護に關する新しい事項の主なるものは次の如きものである。

一 兒童愛護會の虚弱児保護

關東大震災地兒童並に其他一般兒童の保育及教養上、必要なる施設を講ずる目的を以て、大正十五年六月十日設立された財団法人兒童愛護會は虚弱兒童保護施設として千葉縣一宮町海岸に一宮學園を建設中であつたが、本年三月竣工、四月十日に開園された。收容兒童百名の豫定。而して收容兒童の選定に付ては、關係府縣即ち東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、静岡、山梨の管内學齡兒童中、發育概評丙と認められたる者、又は就學猶豫兒童等の調査により、本會に於て轉地保育を最も必要と認める密集地域内居住者を選出し、更に身體検査、生計、環境、狀況を考慮の上決定する。

入園兒童に對しては、入園後直に詳細なる身心の診査を行ひ、兒童の身體狀況と精神發育狀況に應じ、夫々適當なる取扱方を定める、更に此學園は、小學校令に據る尋常高等教科併置の私立小學校であつて全體を四學級に編成の上夫々授業時間數は法規の許す限り之を短縮し、之によりて身體の疲勞を來さないやうに努めてゐる。

二 東京市虚弱兒童取扱規定

東京市教育局に於ては十二月十五日市區學校衛生技師會議を開き、身體虚弱兒童の取扱上、並監察兒童並要注意兒童に關する内規を設けることとし、之が疾病異常概目を次の如く規定した。

要監察、要注意兒童疾病異常概目

一、監察を要するものに掲ぐる疾病又は異常ある兒童に對しては繼續的に監察を要す。腺病質、發育概評榮養共に丙、貧血、重病後（急性傳染病及慢性患後）、結核又は結核の疑あるもの、トラホーム及類似トラホーム、細胞性結膜炎、急性加答兒性結膜炎其他。

二、取扱上注意を要するもの——次に掲ぐる疾病又は異常ある兒童に對しては常に學校に於て授業並座席配置等其の取扱に關し特種の注意を要す。視力聽力障礙、腺樣增殖症、脊柱不正及胸廓異常、精神發育不全、其他。

三 日本赤十字社夏季兒童保養所

本年に於ける日本赤十字社夏季兒童保養所は二十五支部三十五ヶ所收容兒童三七九〇名、他の團體と共同施設のもの二支部五ヶ所、その收容兒童一七四〇名、他の團體施設の保護事業に對し經費の一部若くは人員物件を以て援助するもの三支部三十四ヶ所であつた。これを前年度に比較すれば單獨經營に於て二支部五ヶ所、收容人員に於て六百名を増加し共同施設に於て一支部六ヶ所を他團體施設保養所援助に於て四支部十一ヶ所を減少した。他の團體施設の保養所に援助を與へたのは一、四六三圓、看護婦二名、寢臺衛生材料であつた。

第四篇 社會教化事業

第一章 社會教育

我國では年來國民教育の基礎たる初等教育の普及に努力されてゐるが、最近の壯丁學力調査の結果によれば、この初等教育すら完了しないものが總數の約一〇%、殆んど無學に等しいものが總數の約二%に當つてゐる。かゝる無學の人々と不充分なる學力に悩める多數の青年並に成人とを對象として行はるゝ補習教育、青年訓練、成人講話等の諸施設が即ち社會教育施設であつて、その本旨は各個人の資質を向上せしめて社會生活を幸福にするに在りと云はれて居る。

社會教育が多少組織的に實施されるやうになつたのは最近大正九年文部省並に地方廳に社會教育に關する吏員が設置されて以來のことであつて、その事業は内務、文部兩省の共同によつて運ばれてゐる。

本章で取扱ふのは、社會教育行政、圖書館及青年團に關する事項であつて、青年訓練所に關しては第五部第二編に就て見られたい。

一 社會教育課長並主事會議

社會教育行政に關し、文部省は道府縣社會課長會議（一月

十七日から三日間）、全國都市社會教育課長會議（五月十六日より三日間）道府縣社會教育主事會議（五月十日から三日間）を召集した。その協議事項並に決議事項は次の如くである。

一、道府縣社會教育課長會議

【諮問事項】——今回公布したる女子青年團體に關する訓令の趣旨に鑑み、一層同團體の振興を促すべき適切なる方策案如何。答申——

（一）青年團體令を制定し團體振興の基礎を確立すること。（二）適當なる指導者養成に關する施設をなすと共に、學校に指導職員を設置するの制度を設けること。（三）修養施設を組織的系統的ならしむると共に適切なる修養の資料を供給すること。（四）政府、道府縣、市町村は團體の振興に要する經費を支出すること。（五）道府縣並に全國聯合團體を組織し、連絡提携を圖ること。（六）多數の女子を雇傭する工場商店等に對し、團體の設置を獎勵すること。

【協議事項】——（一）青年訓練所に青年の入所及出席を獎勵すべき適切な方法（決議略）。（二）教育映畫普及に關する案。決議——（一）道府縣に於てその管内の官廳、學校、公共團體等の所有フィルムを調査して目錄を作成し、相互貸與に便すること。（二）道府縣相互間並にフィルムとの貸與を希望する當業者に付、文部省に於て仲介の勞を取りフィルムとの普及を圖ること。（三）文部省に於て文部省推薦、認定並に製作フィルム及當業者所有のフィルム中、貸與し得るフィルムの目錄を作成し、之を道府縣に通知すること。（四）文部省に於て各官廳所有のフィルム中、貸與し得るものを調査し、之を道府縣に通知し貸與に便すること。（五）文部省より適宜巡廻して優良フィルムとの映寫をなすこと。（六）文部省に於て當業者中適當なるものに依嘱し、優良フィルム

ム巡廻映寫班を組織し道府縣の要求により實費にて巡廻映寫せしむること。(七)文部省に於て道府縣に於ける映寫技術者養成の方法を講ずること。附帶事項——全國及道府縣聯合映畫協會の設立を促進すること。

二 全國都市社會教育課長會議

【諮問事項】——都市に於ける男女青少年の社會教育上、特に緊切と認むべき事項並に方案如何。

答申——都市に於ける男女青少年は、農村に比し其の環境思想等自ら趣を異にするものあり、従つて之が社會教育の體系並に施設を整備するは、都市教育上極めて重要な時務に屬す、特に現下都市生活の情勢を按ずるに、人心動もすれば緊張を缺き、輕佻浮薄の風生じ、物質文明に眩惑し、精神文明の頹廢すら見んとするは、甚だ遺憾なりとす之が醫救の途多々あるべしと雖も、特に左記事項並に方案に留意するを以て緊切なるを認む。

事項——(一)宗教的信念の啓發に努むること。(二)敦厚禮讓の風尚を作興すること。(三)思想を健全にし内省批判の態度を養ふこと、(四)體位の向上を圖り質實剛健の氣風を養成すること。(五)愛職勤勞の精神に注意すること。(六)趣味の淨化を圖り純潔節操を保たしむること。方案——(一)男女青少年團體の體系を整へ其の普及を圖ること。(二)青年訓練所の趣旨の徹底に努め其の振興を圖ること。(三)工場會社等に於ける青少年に對する教育的施設を獎勵すること。(四)青少年會館俱樂部體團運動場其の他適切な社會教育中心を作ること。(五)登山遠足、天幕生活等を獎勵すること。(六)圖書館、博物館、其の他觀覽施設普及を圖ること(七)刊行物の改善並に取締の方途を講ずること。

(八)活動寫眞其の他娛樂休養施設の改善を圖ること。(九)公民教育的施設の振興を期すること。(十)學校教育其他各種教化事業と密接なる連繫を保つこと。(十一)都市に於ける男女青少年の指導者養成機關を設けること。

【協議題】——(一)青年訓練を義務とする件。(二)各市に於ける青年訓練所入所該當者審査方法。(三)成人教育施設に關する件。(四)少年團と學校との適當なる連絡方法如何、(五)教育映畫の普及並利用の方法に屬する件。(六)教育映畫デー設定の件。

三 道府縣社會教育主事會議

【協議事項】——(一)青年訓練所に關する件。(二)男女青少年團體に關する件。(三)成人教育に關する件。(四)社會教育講習會に關する件。

二 文部省成人教育概要

文部省主催の成人教育講座は、昨年度に於ては全國府縣及直轄學校に委囑して五十ヶ所の開設(講座數百七十四聽講者一萬二千九百六十人、内婦人一、三四〇人)を見たのであるが本年度は更に之が擴張を圖り、直轄學校に在りては北海道帝國大學外三十二校、府縣にありては京都府外十九縣に委囑し東京府にありては文部省直營の下に四ヶ所、合計五十七ヶ所に夫々特色ある講座が次の要項により開設された。

一、期間及回数——昭和三年二月迄の期間内に於て、なるべく長期に亘り夜間、休日及閉業期等適當なる時期を選び、各科目に就き十回二十時間以上連續して開設し、一週三回以内一回凡そ三時間以内を

常例とすること。

一、場所及會場——直轄學校及府縣に於て適當なる場所を選び、學校教會堂等なるべく聽講者の集合に便利なる會場を利用すること。

一、科目は修養及公民に關する事項、科學知識に關する事項、職業及家事に關する事項、趣味生活に關する事項中より適宜三科目又は四科目を選択し各一科目の講義は二十時間以上にし擔當教師は一名となすを常例とす(但し公民科は一科目として必ずこれを加ふること)。

科目題材の選定及其内容に關しては高遠なる學術及事務批判に亘るが如きことは避け、出來得る限り専門の知識を平易に授け得る様に選擇し特に職業及家事に關する科目につきては地方の實情に應じ聽講者の實生活に適切なる題目を選ぶこと。婦人又は特定の職業を有する者のみを對象とする科目を選択するも差支なきも全員に對する講座の如きは之を避くること。

一、程度——講義は凡そ高等小學校卒業程度を基準とし徒らに高きに失せず國民生活の實情に適當ならしむること。

一、講師——直轄學校、府縣關係職員其の他人格學識經驗ある適任者を本省より囑託すること。

一、聽講者男子に在りては二十才以上女子にありては十八才以上にして現に學校教育を受けざる一般職人中熱心なる希望者を募集して之を聽講者となすこと、聽講者數及男女別に關しては制限を設けざるも其の數過多にして本講座の効果を徹底せしめ難き處ある場合は相當制限を加ふること。特に女子に必要な科目を設くる際は聽講者を女子のみに限るも差支なきこと。

一、修了證書——聽講者にして所定の科目を修了したる者には本省よ

り修了證書を授與すること。

一、聽講料——聽講料は之を徴せず。但し印刷實驗等に要する小額の實費は之を負擔せしむるも差支なきこと。

三 全國教育映畫事務擔任者講習會

文部省では十月二十一日から一週間御茶ノ水東京博物館に於て、全國教育映畫事務擔任者講習會を開催した。その趣旨とするところは、活動寫眞の社會人心に及ぼす影響甚大であるに鑑み、文部省は之が健全なる發達を圖るため、一般映畫を調査し、或は認定し推薦すると共に、自ら教育映畫利用方法若くは取扱方法に於て遺憾とする所尠くないので、映畫に對する一般の理解を増し、之を教育上に利用するの途を講ぜんがためである。而して講習員の資格は各府縣教育映畫事務主任者(一府縣三名以内)公私立大學直轄專門學校映畫事務關係者(一校一名)であつた、講習科目は次の如くである。

教育と活動寫眞、教育映畫の本質と映畫教育運動、映畫と青少年心理、教育映畫と映畫檢閱問題、「フィルム」の變質及取扱法、映畫教育に關する内外狀況、興業映畫の現狀。

四 圖書館

一、圖書館統計

大正十五年三月末現在の全國圖書館數は三、九〇四であつ

て、その藏書數は七、一九一、〇〇〇冊であり、大正十四年四月から翌年三月に至る一ケ年の閱覽者數は二一、〇五五、〇〇〇人となつてゐる。これを前年に比較すれば、五〇〇館、一五三、〇〇〇冊、一、八五〇、〇〇〇の増加となつてゐるが、開館一日平均閱覽人員數は前年の二五人から二一人となり、却つて四人を減少してゐる。而して府縣別に就て見れば館數は福岡の二八五館を、圖書冊數は東京の七九五、二六六冊を、閱覽人員は同く東京の二、五〇九、三五一人を最多とし、沖繩の館數三、神奈川の圖書冊數一五、三五二冊、山梨の閱覽人員三八、三三四人を最少とする。第四部統計表第十表（其一）及（其二）を参照されたい。

尙ほ大正十五年三月末現在に圖書館の設立主體別は次の如くである。

	館數	圖書冊數	閱覽人員	開館一日平均閱覽人員
官立	一	千冊 三九五	千人 三八四	一一二
公立	二、五四	四、一八六	一六、六五九	二四
私立	一、三三	二、六〇〇	四、〇六六	三
計	三、九四	七、九二二	二二、〇五九	三

二 圖書館普及に關する建議

圖書館普及に關する建議案が第五十二議會に提出され採擇された。此の建議理由書に依れば「我國の圖書館事業が能く其の機能發揮せざる所以は先づ第一に關係法令の不備と設備の不完全及藏書の僅

少による。惟ふに近時社會教育成人教育の聲の大なるは、社會は富の階級懸隔の大なるを懼るると共に教養の階級懸隔の大ならむとするを懼るるからである。人材をしてその所を得しめ、教養の機會を均分して社會の圓滿なる發達を期する爲め茲に圖書館令を改め全國府縣市町村に圖書館を普及するの必要を認む」と云ふにあつた。

三、圖書館協議會並に職員養成

圖書館に關する全國的大會、其他各府縣に於ける協議會の開催は毎年の例であるが、本年の主要なる協議會は第二十一回全國圖書館大會である。

第二十一回全國圖書館大會 十月二十二日から三日間、南洲翁五十年祭の舉行を機會に鹿児島市に於て開催された。出席者百三十八名協議會の議題二十三、これを分類すれば（一）圖書館の普及促進に關する事項、（二）對文部省建議及他省建議事項、（三）日本圖書館協會に關する事項、（四）意見交換、（五）管理法に關する事項であつて、圖書館の普及促進に關しては「御即位大禮の記念事業として、全國道府縣市町村に圖書館の普及充實を期する爲め、當島に於て特に適當なる方法を講ぜられん事を望む」との意味を決議として文部省に建議し附帶事項として右と同様の趣旨を以て、道府縣長官及會議長並に各市長に對して開陳することとした、又文部省其他に對する建議事項は、圖書館の普及發展に對する國庫補助、圖書館令の改正等であつたが、十二月二十二日何れも可決された。

文部省圖書館講習所之は毎年帝國圖書館の一部を利用して開設されてゐたが、本年四月から第七回の講習が開始され二十二名の入所者があつた。

尙ほ圖書館員の知識向上のため各地に短期の講習會が開設された。

五 青年 團

一 青年團統計

國體數	團員數		年齡範圍	一ケ年經費	一ケ年平均一團體當り經費	一ケ年平均一人當り經費
	正團員數	其他の團員數				
男子	一六、〇九四	二、五二、七三	一三—五〇	三、〇六八、六六・二八五	三三・三四	一・二六七
女子	一三、三五五	一、二九、五〇八	一三—四〇	七四、一六・〇三八	五・三三	〇・五五九

二 青年團に關する建議

第五十二議會に提出された青年團に關する建議は次の二である。

青年團及處女會指導機關設置に關する建議

一國興隆發展ノ基礎ハ實ニ青年ノ眞面目ナル自覺ヨリスル旺盛ナル燃ユルガ如キ元氣ニ俟タザルヘカラス政府ハ青年團及處女會ノ指導機關ヲ設置シ地方ノ要求ニ依リ隨時適當ナル指導員ヲ派遣セラレムコトヲ望ム

この建議の理由とするところは、近時青年團及處女會はその内容充實して發達の見るべきもありと雖も青年處女の教養指導に付ては最善の努力を拂ふの要がある。然るに之が指導機關として目下地方に依りては社會教育主事なる指導員の設置があるが、地方の青年は之等の指導には不満足の傾向が見へる、依つて政府は人格識見共に優秀なる人物を要求に應じて地方に派遣して以て青年の意氣を旺盛ならしめ、而してその經費は國費を以てし、之が取扱規程を設けられむことを望むといふに在る。

統會局の調査によれば大正十五年三月末現在の全國に於ける男女の青年團統計は次の如くである。(昭和三年「社會局關係事務概要」に依る)尙第四部統計表第十一表(其一)及(其二)を參照されたい。

大日本聯合青年團國庫補助に關する建議

全國青年團ノ健全ナル發達ヲ助成シ青年ノ修養ト其ノ品性向上トヲ圖ルハ現時我國ニ於ケル緊急事ナリト認ム政府ハ宜シク川當額ノ補助金ヲ全國青年團ノ中心機關タル大日本聯合青年團ニ支出セラレムコトヲ望ム

三、六大都市青年團役員會議

六大都市青年團第四回役員會議は、三月四日橫濱市に開催され、出席者十七名、下の協議事項を審議した。全國青年團員の精神的團結力を一層盛んならしむるの件、滿二十歳以上の青年團員に對し實施すべき適當なる施設事項、都市青年の修養法として常時實施すべき適切なる事項。

四、第三回大日本聯合青年團大會

第三回大日本聯合青年團大會は四月十八日から三日間、福岡市に開催された。

五、青年團指導講習會

(一) 全國青年團指導者講習會

本講習會(主催大日本聯合青年團)は青年指導上必要なる諸問題の講議と共に青年團に關する相互研究を遂げ各自指導上の資料を得るを目的とし、講習員は現に直接青年團の指導に従事する指導者にして道府縣聯合青年團長の推薦あるものに限る。而してその第一回は二月十五日から八日間、日本青年館で開かれ、講習科目は(一)正科——青年團の本質並に使用、青年團指導の要諦、青年訓練に就て、若者制度の研究、青年の心理、國民體操及團體遊戲、音樂。(二)特別科——經濟問題、農村問題、人口問題、郷土論、青年と文藝、青年と宗教哲學、青年と政治教育。又其の第二回は九月二十八日から五日間日本青年館で開かれ、講習科目は經濟界の現状、農村社會問題、社會思想、政治教育、社會教育概論、青年團指導の根本精神、歐米に於ける青年運動の趨勢、青年心理、國民體操、音樂である。

(二) 第二回青年團指導者養成講習會

本講習會(主催大日本聯合青年團)は堅實なる人生觀を以て地方青年の指導並に地方開發の任に當らんとする者の養成を目的とし、資格は師範學校、農學校其他中學校の最高學年、專門學校、教員養成所、在學中及以上の學校卒業後滿二ヶ年を経過せざる者にして、身心共に強健、年齢滿十八歳以上、將來青年團指導者たるの抱負を有し、當該學校長の證明ある者、會費十一圓五十錢。講習科目は青年團問題(男女青年の指導、青年心理、社會教育、公民教育、現代社會思潮、經濟界の現状、農村社會問題、體操である。

(三) 青年團體育指導者講習會

本講習會(主催大日本聯合青年團)は青年團指導上最も必要と認むる

團體的體操競技遊戲を普及徹底せしむるを目的とし、八月七日から七日間現に直接青年團の指導に従事する者の爲めに、日本青年館に於て開催された。

六 大日本聯合女子青年團の創立及大會

大日本聯合女子青年團は四月二十九日天長節を卜して創立され、十月十日發團式が舉行された。この聯合女子青年團の創立經過及目的等は、創立と共に發表された宣言書に明かである。

大日本聯合女子青年團創立宣言書(抄録)——「願みれば本團の前身たる處女會中央部の設立せられましたのは、大正七年の此の頃でありました。來約十年、時代の趨勢は次第に女子青年團の發育を促しました。全國都鄙到る所に之が設立を見、何れも相當の勵を爲して好成績を擧げつあります。特に大正十四年畏くも 皇室より全國男女青年團體に對し御内帑金御下賜の光榮を荷ひましてから、女子青年團體振興の氣運は頓に進みました。最近の調査に據れば、全國に於ける是等團體の數は一萬三千有餘に上り、團員の數は實に百五十萬に垂んとするに至りまして、其組織並に内容も次第に整備し府縣聯合團體を組織する間も年と共に増加し、其の聯合團體は更に相互の連絡提携を圖る爲に全國的聯盟の成立を希望しつゝあるといふ情勢を呈してをります。又一面から見ますと文化の健全なる發達を促す爲には、修養ある女性の力に俟たなければならぬといふ考が般に動いて來たのであります。隨つて女子青年團體も徒に從來の因襲を墨守してはゐられなくなり、日に進み月に新なる此の時勢に程よく順應することの出来るや

う其の内容を大に改善しなければならぬのであります。されば處女會中央部を解體して新興の機運に適應し得るやうな中央機關として、新に全國の聯合女子青年團を組織しようといふ議が有識者間に起りました事は、洵に當然の事と謂ふべきであります。こゝに於て内務、文部兩省に於ても、客年十一月十一日女子青年團の振興普及に關する訓令を發布して同團體の本旨を明かにし、其の準據すべき事項を示して地方當事者の奮勵努力を期待せられたのであります。本團設立の議が纏まりましたのは畢竟右の趨勢に應ぜんが爲でありまして先般其の創立に着手致しました時此の旨を地方當事者に諮りましたところ、幸ひ何れの地方よりも續々と賛同の好意を寄せられ内務、文部兩省も此の企を後援せられ其の結果忽ちにして左記二十一團體の加盟を得ましたので茲に愈々めでたく本團の成立を見るに至つたのであります。

本團は道府縣に於ける女子青年聯合團體を以て其の加盟の單位と致します。従つて他の府縣に於ても速に聯合團體を組織して之に加盟し全國女子青年團體相互の連絡提携を圖り、其の進歩發達を期することをして使命とするのであります。其の期待する所は、畢竟するに克く聖代の治に副ひ奉つて女性本來の資質を向上せんが爲に、至純の情操確乎たる志操清明なる理性を養ひ、其の天分を完うせんとするに外ならないであります、本團は實に昭和時代の聖らかなる光を浴びて全國女子青年團體を更新すべき一大使命を帯びて生れ出たのであります。

發團式の翌十一日第一回大會が開催され、次の如き内務、文部兩大臣の諮問案に對する答申案を決議した。

〔諮問事項〕女子青年團體に關する訓令（大正十年十一月發布）の趣旨

に鑑み一層同團體の振興を促すべき適切なる施設事項如何。答申—右諮問に對し適切と認むべきもの多々ありと雖も左記各項に就きては中央地方を問はず以後特に其の實行促進に努むべきものと認む。一、訓令の本旨並に指導誘掖に關する事項の徹底に留意し特に左記事項の實行に努むること、（一）敬神崇祖體驗を積むこと、（二）勤儉節約の涵養に努め職業尊重の美風を與ふること、（三）輕佻浮薄なる時弊を矯むること、（四）經濟思想の涵養に努め職業尊重の美風を與ふること、（五）家庭及社會生活の改善を圖ること、（六）體位の向上情操の陶冶に努むること。二、女子青年團未設置の市町村に於ては速に之が設置をなすこと。特に大都市に在りては通牒の趣旨に依り各種の團體をして女子青年團の本旨に添はしむる様改めしめること、三、既設の團體に在りては團體員の増加を圖り其の充實に努むること、四、府縣聯合團の組織なき地方に於ては速に之が組織を完了すると共に本團に加盟することを歡奨すること。五、中央地方を問はず各種教化團體特に婦人團體との連絡を密ならしむること、六、主管省又は大日本聯合女子青年團に於て女子青年團指導教範其他指導上參考となるべき資料を編纂すること、七、町村單位の團體に在りては少人數の支部又は分團を設け指導訓練の單位となすこと、八、道府縣及主管省に専任女子青年團指導者を置き及適當なる婦人を指導者に囑託し指導機關を完成すること、九、中央に於て女子青年團指導者養成の方法を講じ地方に於ける各種講習會等に際しては講師の派遣其の他の方法に依り相當助成をなすこと、十、町村單位團體（又は支部又は分團）に於ては常に團員の會合し得る設備をなし研究協議、講習講演、家事實演、讀書、運動、社交、娛樂の便を與ふること、十一、政府、道府縣、市町村は團體事業に要する經費に對し

相當助成の方法を講ずると共に各團體に於ても團體の本旨に立脚して各種の事業を經營し夫れより生ずる収入を以て團體の經費に充つること)

以上施設の實績を擧ぐる爲特に左記三項に就て當局に於て適當なる措置を講ぜられんことを望む一、補習教育の制度を改善すること。二、中學校及小學校教員にして女子社會教育の爲めに活動せしめ得る様便宜を與ふること。三、大學專門學校中等學校小學校の設備を利用し女子社會教育の發展を圖ること。

第二章 教化事業

茲に教化事業と云ふのは大正十二年十一月十日の國民精神作興に關する詔書を奉戴して、國民精神の作興を期するため精神作興に關する事業を促進する團體を指すのである。社會局の調査に依れば大正十五年三月末の同事業數は

事業數		經費	資産
公設	五	六、三三七	一
私設	一五	二、二七〇、七三二	九、五五、三〇二
計	二〇	二、三六六、九六九	九、五五、三〇二

であるが、曩に、聖旨の普及徹底を圖るため社會局に組織された教化團體聯合會は、これ等各府縣に散在する教化團體を専ら府縣を單位とする聯合會に組織して、統一ある事業を遂行せんと努力してゐる。而して最近の加盟團體は總數七十三に及んでゐる。

本年に於ける教化團體聯合會の主なる活動は次の如くである。

一 教化事業振興方に關する通牒

文部省では教化事業振興方に關し昨年十二月十六日各地方長官宛に左記通牒を發した。

客月十、十一兩日教化團體聯合會主催の下に第三回教化事業代表者大會を開催せしが同大會に於ては左記文部内兩務大臣の諮問事項及教化團體聯合會提出に係る協議事項に付審議し別紙の通答申及決議をなせり從來各府縣に於ても教化事業の促進に就ては盡瘁せらるゝ所なるも我邦現下の情勢に鑑み其の振興を企圖すること愈緊切なるものあるを以て右答申並決議の趣旨を參考に供し斯事の振興方に關し今後一層御配意相成度

〔内務、文部兩大臣諮問事項〕國民の協調融和に關し教化團體の留意すべき事項如何。答申 我國現下の社會情態を見るに勞資問題、小作問題、融和問題、内鮮融和問題等、幾多憂慮すべき事例の存するは眞に遺憾に堪へざる所なり。之が解決の方途素より多岐なるべしと雖も協調融和の精神を高調し國民偕和の實を擧ぐるを第一義となす。仍て教化事業關係者に於ては特に左記事項に留意するの要ありと認む。

一、立國の大義に則り日本國民としての世界的使命を自覺せしむること。一、共存共榮の本義に立脚して相互親愛の觀念を涵養し其の實行を勸奨すること。一、以上の趣旨を徹底せしむるため左記事項の實行を期すること、(一)教化團體に於ては協調融和に關する問題を調査研究し其の解決に力を致すこと、(二)講習會、懇親會、懇談會等の開

催により相互の意志疎通を計ること、(三)講演會の開催並パンフレット、ポスター其の他の文書の刊行活動寫眞映畫等により趣旨の普及宣傳を爲すこと、尙毎年十一月十日を期し教化團體に於て一齊に國民の自覺を促す運動を起すこと、(四)均等待遇の實現に對し一層懇切なる指導後援を與ふること、(五)差別を表はす言語、動作、容姿、態度等を絶對になさざるの風を興すに努むること。

〔協議事項〕 各府縣教化團體聯合會の組織を促進する方法に關する件決議——各府縣教化團體聯合會の組織を促進するには左記事項に留意することを以て最も適切なる方法と認む、一、其の名稱に拘束せられざること——昨年十月開催に係る第二回教化團體代表者大會に於ける決議中には「道廳及各府縣に教化團體聯合會を設立し云々」とあり爾來本會並各地方教化事業關係者において此の決議に基き其の組織の促進を期し來りしか所謂教化團體聯合會とは教化を目的とする團體に外ならざるを以て團體に加はらざる其の他の教化事業關係者において此の聯合に加盟する資格なきこととなる、斯くの如きは普く各府縣に教化團體聯合會の組織を實現するに多大なる支障を及ぼすべきを以て其の意を廣義に採り教化網布設の趣旨を徹底せしむべく、當に加盟者を團體に限局せざるのみならず此の際府縣内教化事業關係者全般に涉りて其の團體なると個人なるとを問はず之に加盟せしむる大同團結を作るを以て急務とす。故に其の名稱に於ては必しも教化團體聯合會と云はず之を例へば教化事業協會と云ひ精神作興會と稱へ、教化事業聯盟と稱する等其の他適宜の名稱を用ふるも可なるべし。、民間教化事業關係者は率先して之が組織計畫をすむること(略)三、既設教化團體の活動を旺盛ならしむること(略)

二 教化事業關係者懇談會と國力振興講演會

教化團體聯合會では、かねて全國各地方に於ける教化團體並に教化事業關係者相互の聯絡提携の實を擧げむがため、一昨年六月以降全國各地方概要の場所を選び當該府縣と共同して、それら管下の教化團體代表者及教化事業關係者の參集を求めて懇談會を開き、或は國力振興に關する講演會を開く等、其の目的の貫徹に努めてゐるが、本年は長野縣(六月四日)福井縣(六月六日)石川縣(六月七日)新潟縣(六月九日)宮城縣(十月八日)の五縣下に於て開催された。而して以上五縣とも懇談會開催の午後國力振興に關する講演會を開催した。

三 全國教化事業關係代表者大會並に社會教化講習會

第四回全國教化事業關係代表者大會は十一月十日及十一日の兩日、日本青年館並に社會局に於て開催され、内務文部兩省から提出された「昭和新政に際し國民教化上特に注目すべき事項」につき協議した。教化事業從事者養成のため教化團體聯合會主催第三回教化事業講習會は三月二十六日から五日間日本青年館に開催された。

第二章 融和事業

從來部落問題に對する社會事業としての對象は、専ら部落内の改善を目的とする地方改善事業であつたが、最近水平運動の勃興に刺戟されて、現在ではその對象は逆轉してむしろ

部落外の、一般國民の有する差別觀念の撤廢を主とするに至つた。即ち同胞の融和を促進する事業乃至運動である。

然も水平運動が無産階級運動と台派し、差別事件が思想的色彩の度を強むるに従つて、益々融和運動の必要が高調されて來て、政府は地方長官會議其他機會あるごとに地方に於ける融和團體の活動を獎勵助成する様注意を與へ、地方では各融和團體の協議會に於て有効適切なる施設の考究をなしてゐる。但し融和事業並に運動は専らこれ等融和團體の統制機關たる中央融和事業協會の指導によつてなされてゐる。

融和問題の本年中の最も重要な事項は部落問題の國策確立に關する建議による融和促進施設要綱の決定、中央に於ける融和機關の合同及形式的差別事象根絶に關する建議等であるが、内務省は十一月名古屋に於ける直訴事件に鑑み、融和問題につき左の方法を徹底させることに決定したといふことである。尙ほ水平運動に關しては第五部を看らねたい。

融和事業に對する内務省の方針

融和事業に従事するため地方廳に社會事業主事または社會事業主事

地方改善並融和事業に對する國庫預算額（社會局關係事務概算）

地方改善施設
設費補助

育英獎勵費

地區整理費

地方改善融和
機關獎勵費

合計

昭和二年度	110,000	18,000	13,000	16,000	67,000
大正十五年度	110,000	15,000	13,000	16,000	65,000
同十四年度	110,000	16,000	13,000	16,000	65,000

第四部第四篇 社會教化事業

五一九

補を置くこと。融和事業に従事するため主要市町村に専務職員ならびに委員その他の機關の設置を促すこと、融和團體の設置並に活動を促進すること、（イ）中央地方に於ける融和團體相互の連絡提携を一層親密にすること、（ロ）主要府縣で未だ融和團體の設置なき向に對してはこれが設置を勸奨し、その實現を期すること、（ハ）既設團體の活動を促進し地方の實情に應じ一層適切なる施設を講ぜしむること、融和觀念の徹底に關し一層適切なる施設を講ずること、（イ）講習會、講演會、協議會、懇談會、活動寫眞會などの開催、印刷物の配布等により融和觀念を強調すること、（ロ）官公署、學校、青年訓練所、軍隊、寺院、教會等に於て教育教化に際し融和觀念の徹底につとめしむること、（ハ）會社、工場等多數の従業員を有する向に對し融和觀念の普及をはからしむること。

一 融和並に地方改善事業狀況

内務省の調によれば、大正十五年三月末現在の融和事業數は總數五七、經費三二八、〇三四圓（四六施設の經費）であつて、地方改善並融和事業に對する最近五ヶ年の國庫支出豫算額は次の如くである。

同十三年度 二〇、〇〇〇
同十二年度 二〇、〇〇〇

九四、五〇〇
六三、〇〇〇

右のうち地方改善施設費補助は大正九年度以來の累計は一、二二三、二五二圓に達する。又育英奨励中昭和二年度の奨励者中等學校二二八人、専門學校五一人、大正十二年以來奨励者累計一、一八五人に上る。昭和二年度に奨励したる融和團體は三十一團體であつた。

二 部落問題の國策確立に關する請願並に建議

部落問題の國策確立に全力を傾倒しつゝあつた全國融和聯盟では、二月部落問題の國策確立に關する請願書を貴衆兩院に提出して採擇され、更に二月二十七日日本青年館に各府縣融和團體代表者及融和問題研究會員と共同して第二回部落問題國策確立協議會を開催した。この國策確立の問題に就くは既に昨年二月の第一回協議會以來の最善努力が試みられたのであつたが、未だ不幸にしてその目的が達せられたかつたものである。

本協議會に於ては、全國融和聯盟の提出せる左の國策確立の具體案並に決議を可決し、翌日全國融和團體の代表者はこの決議文を齎らして内務、文部、司法各大臣、政友會、政友本黨の各總裁を歴訪して、部落問題の國策確立を速かにせんことを建議した。

部落問題の國策確立案 一、部落問題の根本方策を審議するため官民合同の諮問機關を設置すること。二、融和運動をして益々積極的

一一三、〇〇〇
一一三、〇〇〇

一〇六、〇〇〇
一〇六、〇〇〇

五三、〇〇〇
四九、〇〇〇

ならしむること、三、經濟施設並に教育施設の奨励助成及び經濟施設に對する低利資金の融通を圖ること。四、社會政策の實施に當りては部落問題に特別の考慮を拂ふこと。五、差別的言動に對して適當なる取締を講ずること。六、被差別者の行動に對しては濫りに壓迫を加へざること。七、官公吏の任用待遇の差別的取扱を撤廢し大に人材登用を爲すこと。

決議、全國の融和團體は我國今日の社會現象に鑑み所謂部落問題解決の急務なるを認め其の根本方策として速に本問題に關する國策を確立し諸般の施設をして改革徹底せしめ以て之れが圓滿なる解決を遂げしめむことを期す。

又全國融和聯盟創立以來嘗て二回に亘り提出された國策確立に關する建議案は、第五十二回議會に於ては各政黨の賛成を得て提出され貴衆兩院共に全會一致を以て採擇された。

部落問題の國策確立に關する建議 政府は近時の社會情勢に鑑み我が同胞間の因襲的差別觀念に基く所謂部落問題の解決に關しては舊來の陋習を打破し同胞融和の實を擧げ以て國民生活の安定を期すべく確乎たる國策を樹立し益積極的施設を講ぜられんことを望む。

三 融和促進に關する施設要綱

政府は第五十二議會に於て可決された建議の趣旨に基き六月十八日社會事業調査會に對し融和促進に關する諮問をなしたが、七月十三日の特別委員會に於てその施設要綱が決定さ

れ、越へて十一月十九日愛知縣下に行はれた大演習に際して起きた直訴事件に鑑み、一層差別觀念撤廢の徹廢を期する必要から同調査會特別委員會は十二月六日更に前の施設要綱に對する附帶決議を決定した。

〔諮問事項〕現在の社會事情に鑑み融和促進上最も適切と認めらるゝ施設に關し其の會の意見を求む。

答甲 融和促進に關する施設要綱——融和問題の解決に資すべき方途固より多岐なるべしと雖も要は因襲に基く差別的偏見を芟除し國民相互の覺醒を促すと共に地方の實情に應じ生活の向上安定を圖るの方策を樹て以て共存共榮の實を擧げしむるに在り、而して左記各項の施設を講じ之が徹底を期するは現下の社會事情に鑑み最も緊要なりと認む。

一、融和事業に關する各般の計畫調査並に獎勵のため中央地方に機關を特設し融和事業の擴張充實を圖ること。(イ)融和事業の現狀に鑑み主務省に一課を設くること。(ロ)融和事業に従事する爲め地方廳に社會事業主事又は社會事業主事補を置かしむること。(ハ)融和事業に従事する爲め主要市町村に専務職員並に委員其の他の機關の設置を促すこと。

二、中央地方の行政各部局は融和事業に關し其の連絡を一層緊密ならしむること。

三、融和團體の設置並に活動を促進すること。(イ)中央地方に於ける融和團體相互の連絡提携を一層緊密ならしむること。(ロ)主要府縣にして未だ融和團體の設置なき向に對し之が設置を獎勵し其の實現を

期すること。(ハ)既設團體の活動を促進し地方の實情に應じ一層適切なる施設を講ぜしむること。

四、融和觀念の徹底に關し一層適切なる施設を行ふこと。(イ)講習會、講演會、協議會、懇談會、活動寫眞會等の開催印刷物の配布等に依り融和觀念を強調すること。(ロ)官公署、學校、青年訓練所、軍隊、寺院、教會等に於て教育、教化等に際し融和觀念の徹底に努めしむること。(ハ)融和に關する美談、美蹟を蒐集調査し選獎其の他の方法に依り融和促進に資すること。(ニ)宗教團體、教化團體、戸主會、婦人會、男女青年團體、社會事業團體其の他各種の團體に於て協力して融和觀念を高唱せしむること。(ホ)會社、工場等多數の従業員を有する向に對し融和觀念の普及を圖らしむること。

五、融和の障礙となるべき事象の除去に努むること。(イ)官公署、軍隊、學校、銀行、會社等の職員の採用待遇等に關し取扱を異にせざるの趣旨を徹底せしむること。(ロ)祭祀、婚儀、葬禮、社交又は借家、借地、小作、金融團體の組織等に於て社會生活上の機會均等を妨ぐるが如き弊風の打破に努むること。(ハ)差別的言動は絶対に之を爲さざるの風を徹底せしむること。

六、各種各程度の教育の普及向上を圖ること。(イ)中等教育、專門教育に關する獎勵の施設を講ずること。(ロ)小學校教育、補習教育、社會教育、徒弟教育等に關する普及獎勵の施設を講ずること。

七、經濟並に文化の向上、環境の整理に關する施設を完備して融和の促進に資すること。(イ)生業資金の貸付職業の轉換、移住の獎勵、共同作業場、授産場の設置、副業の獎勵、産業組合、漁業組合の獎勵等の施設を講ずること。(ロ)隣保館、集會所、圖書館等の設置並に趣味

の向上に關する施設を講ずること。(八)地區の整理、住宅の改良、道路の改修、給水排水の設備、共同浴場、診療所の設置等の施設を講ずること。

八、融和事業従事員の養成に關する施設を講ずること。

附帶決議 (第一)融和施設要綱の各項に付ては政府、公共團體、融和團體等相協力提携して夫々必要と認むる施設を講じ之が實効を擧ぐるに努むべきは勿論なるも、現下の實情に鑑み大體左記に依り之を實施し以て速に融和促進の實績を収むるに努め、社會福祉の増進を図るに於て萬遺憾なきを期せられむことを望む。

一、主として政府公共團體に於て施設すべき事項。(一)融和問題に關する調査研究に努むること。(二)融和事業に關する機關の充實擴張を図ること。(三)融和事業に關し官公署に於て連絡上遺漏なきを期するため適當なる方法を講ずること。(四)教育上學生、徒に對し融和觀念の普及涵養に努むると共に教科書の編纂檢定に際し一層共存共榮の徳目を加へ之が徹底を期すること。(五)官公吏、軍人に對し融和觀念の普及徹底を図ること。(六)職員採用待遇に關し差別を設けざると共に一般に對し其の趣旨を徹底せしむること。(七)軍隊、學校、會社、工場其他適當なる機關を通じ差別的言動は絶対に之を爲さざるの風を徹底せしむること。(八)教育、經濟並に文化の向上に關する施設を完備すると共に融和團體其の他の斯種施設を一層獎勵助成すること(九)地區整理其の他の環境改善に關する施設を完備すると共に一層之が獎勵助成に努むること。(一〇)宗教團體、教化團體其の他社會事業團體をして融和觀念の普及徹底に努めしむること。(一一)融和團體の運動を促進するため適當なる獎勵助成の方法を講ずること。

二、主として融和團體に於て施設すべき事項。(一)一般民衆に對する融和觀念の普及徹底に努むると共に特に婦人の自覺を促進せしむる施設を講ずること。(二)宗教、教育家、教化事業團體關係者の理解を進めて融和促進に關し一層協力を求むること。(三)融和問題に關する調査研究をなすこと。(四)融和事業従事者の養成に關する施設を講ずること。(五)差別事件の調停斡旋に盡力すること。(六)祭祀、氏子關係、團體の組織其の他社會的差別事象の芟除に努むること。(七)教育、文化並に經濟的向上に關する施設を講ずること。(八)融和團體相互の連絡を緊密にして其の協力活動を促進すること。

(第二) 内鮮融和問題に關しても國民融和の精神に則り相當調査攻究を遂げ之が解決に關し適切なる施設を講ぜられむことを望む。

四 融和問題研究會の國策樹立宣言

昨年五月貴衆兩議員を以て創立された融和問題研究會は、創立以來融和問題に關する國策の研究及び融和運動の進展策として中央に有力なる融和團體創立に就き研究協議した結果屢々政府と懇談を重ね、一月二十六日には第五十二議會に際し愈々國策の確立を期するため、建議案並に全國融和聯盟の請願書提出其他の問題を協議し、更に二月二十七日全國融和團體協議會を終つて後、第一回總會を開催して、豫算及事業調査機關の設置、差別的觀念打破並に國民融和促進、經濟的施設等に關して協議し、左の宣言を決議した。

宣言 明治維新の大業成り一部國民に對する制度上の差別撤廢せられ

てより特に六十年に垂んとす。今日猶封建時代の囚襲に泥み差別觀念に禍ひせられて一部國民に對し物心二面の痛苦を感じしめ社會生活上自らその處を得しめざるは洵に遺憾とする所なり。然かも輓近社會思想の變遷に伴ひ社會問題の激成すると共に所謂部落問題も亦漸く紛糾するに至れり。顧みれば我が國は外に向つては人義正道を高調し

内に對しては社會の共存共榮を理想とす。是正に全國民の一大精神と謂ふべきなり。然かるに未だ不合理なる同胞差別の現象その跡を絶たず、往々にして忌はしき差別事實を見るが如きは國民全般の深く反省すべき所にして、又これが眞の解決を期すべきは國家社會當然の任務と謂はざるべからず。惟ふに本問題解決の方策一にして足らずと雖もその根本とするところは、國民全般の自覺を喚起して不合理なる差別觀念を打破すると共に尙政府に於て、本問題に對する確乎たる國策を樹立しその施設の改革徹底を期するに在りと信ず。我が融和問題研究會は創立後日尙淺くその活動も未だ十分ならずと雖も、堅くこの方針を持しこれが目的達成のために最善の努力を傾注せんと欲す。幸に本會の主張に對し全國民の深き共鳴と協力とを得相提携して俱にこの不當なる社會上の差別待遇を撤廢し國民融和の實を擧げ以て社會幸福を増進し國家の病源を根絶することを得ば、それは單に吾等の本懐たるのみならず、又實に國家全體の爲めに深く慶賀すべきところなりと信ず。今茲に第一回融和問題研究會總會を開催するに當り我等の所信を披瀝し今後彌々所期の目的達成に向つて更に邁進せんことを期す。

五 融和問題研究會と政府との懇談會

五月十六日田中首相は融和問題研究會員を首相官邸に招待して懇

談會を催した。席上融和問題研究會側は左の融和問題に關する建議を提示して政府の意向を質し之に對し政府側は篤と考慮の上然るべく取計ふべき旨を答へて散會した。

融和問題に關する建議 融和事業に關する豫算を増額して益々積極的對策を講ぜられたし。

要綱 一、差別觀念の打破、融和促進に關する事項――(一)融和運動をして益々積極的ならしむるため現行地方改善費中「地方改善融和機關獎勵費」を増額されたし、増額高三〇〇、〇〇〇圓。(二)差別觀念を打破し融和親善の氣風を促進するため速かに左記事項を實行されたし(二月二十七日全國融和團體協議會にて可決された部落問題の國策確立策と同様)。二、經濟的施設に關する事項――(一)部落の産業狀態の改善向上を圖るため特に社會局取扱大藏省預金を融通し、社會局低利資金中より資金融通の途を開かれたし、右に關する一箇年所要の見積額は百六拾萬圓とし、其貸付方法としては各府縣の融和團體に對しても貸與されたし。(二)部落の經濟生活をして機會均等ならしむるため左記事項を改善せしむるやう十分獎勵並に注意せられたし。(イ)借地借家金融等の貸借關係において差別を設けしめざること。(ロ)産業組合同業組合及び漁業組合等において差別を設けしめざること。(ハ)民間の會社工場等において雇傭上の差引を設けしめざること。三、其他略

六 中央に於ける融和機關の合同

從來融和運動の中央機關として帝國公道會、同愛會、全國融和聯盟、中央融和事業協會の四機關があり、地方には大和同志會、岡山縣協和會、信濃同仁會等があつて夫々その同一

目的たる差別觀念の撤廢融和親善の事業に努力しつゝあつたが、融和問題の本質が全國民の覺醒運動であり、決して地方的の問題でないといふことが高調さるゝに至るや、かくの如き分裂状態は協同力の發揮、協同目的の達成上遺憾なる點多

きを感じしめ、特に諸中央機關の相對立して存在することは地方團體との連絡上にも支障を來し到底統一ある全國的活動を不可能ならしむることが多かつた。そこで中央團體を打つて一丸とする連絡機關の必要が高調され、融和問題研究會其他の方面に於ても熱心に之を唱道し、遂に合同問題が具體化するに至つた。而してその合同の形式に就て種々研究交渉の結果、愈々七月三十日を以て同愛會と帝國公道會との解體し

て中央融和事業協會に合同することとなり、之を機會に全國融和聯盟も亦解散して實質上中央融和事業協會がその事業の全部を繼承することとなつた。斯くして各方面から希望された中央機關の統一の問題は何等の障礙もなく實現され、唯一の中央機關たる中央融和事業協會が成立したのである。

合同後の中央融和事業協會は從來の會則を改正して新に評議員會を新設し役員を増加した。

七 形式的差別事象根絶に關する建議

全國融和團體合同後その合同機關たる中央融和事業協會は十月二十一日社會局に第一回評議員會を開催し、來秋舉行さ

るべき御大禮迄に少くとも形式的差別を根絶すべき具體的方法を講ぜられたき旨政府に對し建議することに決し、十二月八日會長平沼驥一郎氏より左の如き建議書を内務大臣宛に進達した。

建議 國民多年の因襲に基く差別事象の今尙其の跡を絶たざるは洵に聖代の恨事なり、政府は明年舉げさせらるべき御大典を期として此の際一層有効適切なる方途を講じ特に祭祀、氏子關係、團體の組織其他に關する社會的差別事實を根絶すべき相當の措置を取らしむることを望む。

八 中央融和事業協會の事業概要

昭和二年に於ける中央融和事業協會の事業概要は次の如くである。

一、調査研究 差別の原因及事實、部落の起源沿革、融和運動の變遷、融和事業の現況融和促進方法等の研究調査を進めてゐるが、この結果として本年申發表されたものは「昭和二年版融和事業年鑑」融和問題研究叢書第一編猶太人問題」の二である。

二、講師派遣 各府縣主催の融和事業講習會、講演會其他の會合、會議へ六十一回講師を派遣した。

三、融和事業講習會開催 融和事業従事員の養成のために單獨若くは各府縣及融和團體との共同にて開催したもの九回

四、協議會及懇談會 學務部長協議會、第一回評議會、教化事業代表者協議會。

五、功勞者選奨 全國各地に於て多年融和事業の爲に盡瘁した個人に

感謝の意を表するため地方長官の推薦により功勞者四十五名に對し二月十一日感謝狀並記念品贈呈。

六、産業獎勵 産業上の獎勵を要すべきものに對し關係地方長官の進達による二十六件中適格のもの二十五件に對し參千五百八拾八圓の助成金を交付した。

七、教育獎勵 補助教育又は高等小學校教育の補助を要すべきものに對し、地方長官の進達による五百三十九件(八府縣)に對し參千五拾八圓九拾五錢の獎勵金を交付した。

八、小冊子發行「中央融和事業協會要覽」「融和の契」「我等の使命」「融和問題に關する歴史的考察」「社會事業に於ける融和事業の地位」「融和事業の精神」「建國の精神と融和問題」「融和促進」以上計一五二、五〇〇部の小冊子を發行した。

第五編 社會事業に關する

調査

第一 一般に關する調査

社會事業調査會は、兒童保護、改正感化法及び融和事業對策等につき各特別委員會を設けて審議せしむるところがあつた七月二十九日には六大都市社會事業關係委員の連絡會議が東京に開催され、事業及調査等に就き相互連絡を保つことの申合せをなした。又東京市は「都市社會行政」なる大都市の社

行政を比較せしむるものを刊行した。

愛知縣社會課に於ては「農村社會事業調査」を行つた。

社會事業關係年報類しては「第二日融和事業年鑑」及中央社會事業協會の「全國社會事業名鑑」が刊行された。

第二 細民に關する調査

▲「不良住宅地區調査」―東京府社會課大正十五年六月調査發表、▲「不良住宅地區に關する調査」―愛知縣社會課大正十五年調査發表▲「貧困者に關する調査」―京都市社會課調査發表▲「少額所得者の衛生狀態」―新潟市社會課大正十五年一月調査發表▲「細民生活狀態調査」―靜岡縣社會課大正十四年調査發表、▲「極貧階級の生活調査」―臺中州社會課、▲「東京市小石川區白山御殿町社會調査」―櫻楓會託兒所。

第三 乳幼兒に關する調査

▲「乳兒調査」―愛知縣研究所、▲「第三回東京府乳幼兒死亡調査」―警視廳衛生課、▲「特定地域に於ける乳幼兒死亡調査」―東京市社會局大正十四年調査發表、▲「都市妊産婦保護事業に關する調査」―東京市政調査會刊行、▲「乳幼兒の死亡調査」―神戸市社會課大正十五年五月より一ヶ年間調査、▲「乳幼兒審査會成績第一回」―三重縣社會事業協會▲「赤坊審査會の統計的觀察第四日」―大阪兒童愛護聯盟大正十五年九月調査發表、

第四 社會教化事業に關する調査

▲「市町村青年團調査」―日本青年館大正十五年七月調査發表―▲全國女子青年團に關する調査―文部時報第二五五號 ▲「小中學生と活動寫眞」―文部省社會教育課

第四部 統計表 第一表 社會事業費統計

第一表(其一) 內務省關係社會事業費豫算調(第四十回內務省統計報告)

(經 常 部)		昭和二年度	同 元年度	大正十四年度	同十三年度	同十二年度
社 會 局 費	五五、八六五	四三六、九〇五	二五、二六三	三九六、三七	五五、八六〇	三九五、六二
國立感化院費	三、六七四	五二、六〇六	五、五八	五五、九二五	九六、九八一	八三、四四
癡 兵 院 費	一一、八二四	一一、三八七	一一、三〇	一二、九五三	一七、五七七	九〇八、七五
職業紹介事務局費	一七、二六五	一四〇、一四九	一四〇、三一	一一、五〇、七六一	一一、七六〇	一一、七六〇
軍 事 救 護 費	一、〇一〇、一一〇	九六、二七六	一一、七六〇	一五七、〇〇〇	一九七、五一七	二、〇三五、一二一
地方感化院	一一、七六〇	一一、七六〇	一九七、五一七	二、〇三五、一二一	一、八三三、五五三	一、八二九、七七九
補助費	職業紹介所	一五、二二九	二七、五五	二、〇三五、一二一	一、八三三、五五三	一、八二九、七七九
精神病院	二〇七、五五五	二七、五五	一九七、五一七	二、〇三五、一二一	一、八三三、五五三	一、八二九、七七九
計	二、四三四、三〇二	二、二四七、六〇七	二、〇三五、一二一	一、八三三、五五三	一、八二九、七七九	一、八二九、七七九
(臨 時 部)						
保健衛生調査及獎勵費	六八、四五七	六八、四五七	六八、四五七	二九七、八二六	二八、四二六	
社會事業調査及獎勵費	一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	一一八、八二一	一〇〇、〇〇〇	四八三、七二八	
教化事業調査及獎勵費	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	四九、八八五	一〇六、三六四	一〇五、〇八〇	
地方改善費	六二、〇〇〇	五八五、五〇〇	五五二、四八三	五三、五〇〇	四八三、七二八	
勤儉獎勵費	一〇〇、〇〇〇	二四八、〇四〇	二四〇、九一五	一〇六、三六四	一〇五、〇八〇	
公益質屋建設費補助	一〇〇、〇〇〇					
不良住宅改良費補助	六九、九一〇					
計	一、八三五、三六七	一、〇七二、〇〇七	一、〇三〇、五〇一	一、〇二六、六八〇	八七、二二四	
合 計	四、二九、六六九	三、三九、六二四	三、〇五、六三三	二、八八〇、二二三	二、七〇七、〇〇一	

【備考】昭和二年度豫算は「社會局關係事務概要」に據る

第一表(其二) 公私別社會事業施設費調(大正十四年度)

	公的事業		私的事業		合計	
	施設數	經費	施設數	經費	施設數	經費
社會事業機關	1	1円	34	429,162円	35	429,162円
調査、養成機關	3	6,657	43	73,235	46	73,892
助成機關	1	1,170	40	1,190,048	41	1,191,218
救護事業	106	4,710,160	334	14,454,136	440	19,164,296
官公恤救	1	1,105,566	1	—	2	1,105,566
養老事業	7	584,748	45	1,285,124	52	1,869,872
育兒事業	3	98,535	18	880,784	21	979,319
救療事業	5	117,348	194	5,231,692	199	5,349,040
軍事救護	1	1,150,560	3	6,358,350	4	7,508,910
罹災救助	1	1,398,819	1	—	2	1,398,819
水難救助	1	—	105	100,000	106	100,000
一般窮民救助	15	14,588	126	547,103	141	561,691
方面委員	47	140,036	7	51,084	54	191,120
失業保護事業	170	6,794,993	116	2,999,239	286	9,794,232
職業紹介	142	55,820	47	166,848	189	72,668
失業救済	7	5,776,071	1	—	8	5,776,071
失業共済	1	—	2	40,825	3	40,825
職業輔導	7	13,909	2	230,914	9	353,823
授産事業	3	13,978	49	2,019,579	52	2,133,557

小資融通	二	二六、二五	一六	五四、〇四	一八	七七、二八
經濟的保護事業	五六	三、二四、六〇一	二四〇	五、〇三、八五七	八〇八	八、三〇七、四四八
住宅	一七三	九四、七二〇	四〇	三、七五、二三〇	二二三	四、七三〇、九五〇
共同宿泊所	三三	六二、九七〇	一〇九	七六七、三二二	一三九	八四九、二八二
公益質屋	四	六三八、〇二七	一七	一〇八、九一九	六二	七四六、九四六
簡易食堂	五	六二七、〇八〇	三三	三九、七〇六	七八	九六六、七八六
公益市場	二四	一、〇一一、八〇四	五	一一、六九〇	三七	一、〇三三、四九四
セツルメント	一〇	一七、四二九	五	七七〇、六四八	五	八九八、〇七七
司法保護事業	一	—	七九	五七四、五八	七九	五七四、五八
矯風事業	一	—	六七	三九三、三五六	六七	三九三、三五六
兒童保護事業	二四	一、三三二、三八〇	四一〇	一、七五四、九四九	六四四	三、〇七六、三三九
產院及產婆	一六	一四二、三三四	五	二四四、七六五	一七二	三八六、九九九
兒童相談	一五	三三、六六四	四九	六二、六五六	六四	九四、三二〇
託兒所	五	一八七、二七九	三八	七四九、四八一	二九三	九三六、六六〇
就學施設	一	—	二四	一〇八、九〇九	二四	一〇八、九〇九
就學獎勵助成	一	四三、一八七	一	一八、九二二	一	四六二、〇九九
病弱兒保護	一	—	二	二三四、七二四	二	二三四、七二四
感化院	七	五二六、二六	二八	二五、五七八	五	七三一、六九四
其他	一	—	一四	一一〇、九二四	一四	一一〇、九二四
社會教化事業	五	六、二六七	二八、六六七	七、〇〇一、五八〇	二八、六九二	七、〇〇七、八四七
青年團	一	—	二八、四七九	四、四〇二、八三四	二八、四七九	四、四〇二、八三四
教化事業	五	六、二六七	一五二	二、二七〇、七二二	一五六	二、二七六、九九九
融和事業	一	—	五七	三三八、〇三四	五七	三三八、〇三四
其他事業	三	四八、六五八	一三三	四八九、二六六	一五	五七、八九四

人事相談	元	四、四六四	七七	二〇、九五	六六	六九、四五九
慰安施設	一	一	一七	六七、三九四	一七	六七、三九四
不具癢疾救護	一	一	二三	三〇一、二〇四	二三	三〇一、二〇四
雜	二	一九四	二七	九九、六三三	二九	九九、八三七
合 計	一、三三	一六、三〇一、三五	二、七〇九	三五、八二二、九八三	三、八三〇	五三、二四、二九八

【備考】 本表は社會局の「社會事業一覽」(昭和二年版)、其他に依つて作製したものであるが、一團體で數種の施設をなしてゐるものがあるのでその經費は或は重複してゐるものがあると思はれる。

第二表 社會事業施設統計

第二表(其一) 恤救狀況(大正十五年)(社會局關係事務概要に據る)

	前年より の越人員	本年 新救助	恤救人員				救助金			
			計	死亡	廢停	計	年末現在	國庫費	補給	地方費
癢疾	一、二三	三六八	一、四九一	一八三	一六三	三四五	一、二四六	一六、八二三	五、八〇九	三五、六四三
老衰	三、一八一	一、四九二	四、六七三	六六〇	三九二	一、〇五二	三、六三〇	二三、三五二	一、九二三	二六、三四六
疾病	二、二七	一、八四	三、九五一	六四八	九四	一、五九三	二、三五八	一二、一九五	一〇、〇五八	一〇八、五八三
幼弱	一、五四〇	八四	二、三六五	一〇八	五八一	六八九	一、六九六	四、七五六	二四、四三三	六八、九三四
其他	五七二	六三六	一、二〇八	四八	三五三	四〇一	八〇七	一	一	二一、七九四
計	八、五五三	五、一五四	一三、七〇七	一、六四七	二、四三三	四、〇八〇	九、六二七	五七、二四	四三、二三三	三六一、二九〇
大正十四年	七、六〇二	四、四五一	一二、〇五七	一、四二九	二、〇六一	三、四八〇	八、五七七	五〇、七三九	四九、八〇六	三〇〇、五〇〇

【備考】 救助金の項補給とは國庫費救助の者に地方費を以て補給するもの、地方費とは國庫費に非ざる道府縣市區町村費を云ふ

第二表 其二） 養老事業狀況（大正十五年三月末現在）（昭和二年社會事業一覽に據る）

	市營		私營		計	收容人員	經費	資產
	市營	私營	市營	私營				
北海道	—	三	—	—	三	二九	三〇、九七三	一三、三〇六
東北	—	—	—	—	—	—	—	—
東京	—	五	—	—	六	九五	一、五九九、九二五	八、〇九八、四八五
京都	—	—	—	—	—	—	—	—
大阪	—	—	—	—	—	—	—	—
神奈	二	—	—	—	二	三六	六、四八六	三、六〇一
兵庫	—	—	—	—	—	—	—	—
長崎	—	二	—	—	二	二六	三〇、一三六	一〇四、二四九
新潟	—	—	—	—	—	—	—	—
群馬	—	—	—	—	—	—	—	—
栃木	—	—	—	—	—	—	—	—
奈良	—	—	—	—	—	—	—	—
三重	—	—	—	—	—	—	—	—
愛知	—	—	—	—	—	—	—	—
静岡	—	—	—	—	—	—	—	—
岐阜	—	—	—	—	—	—	—	—
長野	二	—	—	—	二	三三	二、一九八	二、一八一
山形	—	—	—	—	—	—	—	—
秋田	—	—	—	—	—	—	—	—
石川	—	—	—	—	—	—	—	—
富山	—	—	—	—	—	—	—	—
島根	—	—	—	—	—	—	—	—

第四部 統計表

岡	山	廣	島	和	歌	山	德	島	高	知	福	岡	大	分	佐	賀	熊	本	鹿	兒	計
一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	七
一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	五
一〇	三	三	三	一〇	一〇	三	三	三	二〇	四	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
二、七七八	五、九四五	六、〇三七	一、二七九	一、〇六六	三、二五三	七九	一〇、三三四	三、〇一〇	三、四三三	一、八六九、八三二	二、二六六	二、二六六	二、二六六	二、二六六	二、二六六	二、二六六	二、二六六	二、二六六	二、二六六	二、二六六	二、二六六
五、〇〇〇	一六、六〇〇	七八二	一	二、五七五	三、三六	五、四八一	一一、六五〇	一一、〇〇〇	八、九四、六三三												

【備考】 收容人員中男女別の明かなるもの一、三一八人中男六五八人、女六六〇人。

第二表(其三) 育兒事業狀況(大正十五年三月末現在)(昭和二年社會事業一覽に依る)

北	海	道	市	私營	計	現在收容人員	經費	資産
一	二	三	八	一四	二六	七九、一五四	三三、三四	三三、三四
一	二	三	六	五	七六八	二八、五六一	四、五五九、〇五二	四、五五九、〇五二
一	一	一	五	六	三五〇	三二、五一	二四八、三五一	二四八、三五一
一	一	一	四	五	三六八	六八、五九五	二二〇、八九一	二二〇、八九一
一	一	一	四	四	三三四	九一、七六一	二四〇、二〇三	二四〇、二〇三
一	一	一	四	四	一九七	三三、八三三	一五〇、二三四	一五〇、二三四
一	一	一	七	四	一六四	二八、六九六	八六、六四一	八六、六四一
一	一	一	五	一	一二五	一三、九〇四	七五、〇九一	七五、〇九一
一	一	一	一	一	三	四、八八四	一七、〇八五	一七、〇八五

第四部 統計表

廣岡島島富石福秋山青岩福宮長岐滋靜愛三奈枋茨千群

島山根取山川井田形森手島城野阜賀岡知重良木城葉馬

1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
2	2	2	2	2	1	2	2	1	1	3	1	2	3	2	2	1	3	3	2	3	1	1	1	2
2	2	2	2	1	2	2	1	1	3	1	2	3	2	2	1	3	3	4	3	1	1	2	2	
八	七	五	五	一	一七	九	二五	六	七	二	一〇	四	四	三	六	九	四	一三	八	一七	一五	九	九	
一七、三五四	四、〇八三	一一、五三三	二〇、〇〇〇	九、〇一四	三三、〇二〇	三、八八三	八、七七八	七、四〇一	一〇、三四九	六、〇五四	五、七一九	四、四三八	一三、七二六	一〇、八二六	四、二四二	一五、五三三	二二、〇〇九	一〇、〇三九	一八、一〇七	五、八八〇	五、二九九	四二、七〇四	一一、三五一	
五七、六九三	一一、九八五	四九九、二五一	四八、〇九三	五二、六一	一五、六〇一	二二、四四四	一七、八七五	三三、三〇〇	二五、三三三	—	二五〇、〇〇〇	二二、六六一	二七、六六七	六、一、一〇一	二〇、六〇〇	六、一、八〇九	一九〇、四七八	八四、五三五	三七、九〇〇	四八、四三三	二二、六五五	三三、八三五	二九、三六八	

山	山口	二	二	二	四、三八	三、二四
和	山歌	二	二	二	一、六九	二九、一八七
德	島	一	一	一	九、六三	四六、七八六
香	川	二	二	二	五、〇〇五	九、五五九
愛	媛	一	一	一	四、三三	八、七〇〇
高	知	一	一	一	二七、三三四	八四、三三
福	岡	一	一	一	一五、八九三	三三、八五五
大	分	二	二	二	二、七八七	六、〇〇
佐	賀	一	一	一	四、六七	三三、三〇〇
熊	本	五	五	五	三五、二七	一九〇、四五
宮	崎	一	一	一	一六、九〇	一三七、六七
鹿	島	二	二	二	一三、六七	三六、五五
計		三八	三二	四、六七	九七九、三九	八、六六一、五一

第二表(其四)罹災救助基金(内務省第四十回統計報告に據る)

前年度越高	益金其他	計	救助金	其他	計	年度末現在高
大正十三年度	三、七二、八四	三、四二、二八	一、三九、八二	三三六、九四	一、七五、七六	六九、四〇七、二〇
同十二年度	三、〇六、七	三、三六、三	二、三六、八	三九四、九四	二、六二、七五	六七、七二、八四
同十一年度	三、〇一、二	三、二四、八	二、三六、九	四四、五九	六五、二九	六七、〇六、七八

第二表(其五) 全國方面委員設立主體別、方面數表(昭和二年九月末現在)(社會局社會部調に依る)

道府縣	市	町	村	私	計	設置方面數	委員一人當平均世帯數(約)	委員數
北海道	一	六	一	一	六	一〇四	七〇	一九

五三五

奈

形手島城野阜賀梨岡知重良木城葉馬玉湯崎庫川阪都京

— | — — — | — — — — | — — — | | — — | — — |

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000 1001 1002 1003 1004 1005 1006 1007 1008 1009 1010 1011 1012 1013 1014 1015 1016 1017 1018 1019 1020 1021 1022 1023 1024 1025 1026 1027 1028 1029 1030 1031 1032 1033 1034 1035 1036 1037 1038 1039 104

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22

1 1 1 1 1 1 - 1 1 1 1 1 - 1 1 1 - 1 1 1 1 1 1 1 1

Figure 6

三 八 ? 三三 ? ? 二〇九 ? 四六 八四 一三 二二 四一 二九 二〇 一六 三六五 一一 三三 四四 七 四四 二九 六九

	五五〇
一三〇	二六〇
三八〇	六七〇
六四〇	四一〇
四八〇	五五〇
一〇〇	一〇〇
三〇〇	三〇〇
三〇〇	三〇〇
一二〇	一二〇
五五三	五五三
五三一	五三一
八〇三	九七七
?	?
六五	六五
五〇	五〇
五四〇	五四〇
三、一〇才	三、一〇才
一、四五〇	一、四五〇
一、一四才	一、一四才
?	?

500
九三
八六三
一八四
五五六
二三九
四八
六四三
三三八
C150D
二九
二五五
C111D
八八
三三三
八〇
?
二、一五五
10三
四四四
四〇
三六
八
111

備考	鹿	熊	佐	福	高	愛	香	和	山	廣	岡	鳥	富	石	秋
人員中括弧内の數字は豫定人員	兒							歌							
	鳥	本	賀	岡	知	媛	川	山	口	島	山	取	山	川	田
元	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	一	二	一	一	一
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
番	一	一	一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一
二、三、四	一	一	一	一	一	一	二	一	二	三	一	一	三	一	一
八七七	三三	七	一三三	六〇	九	六	一一	二四	二四	六	四〇	九	一〇三	二二	九
三、八四九	一、二五二	四二二	三〇	四〇〇	?	五七〇	二〇〇	九四	三三〇	四八〇	二一五	一〇、四九四	二七〇	二五〇	三、三八七
三、四一〇	一六	一六	三三	六〇	六〇	六	六	二〇四	五六	一六	二、四六七	四	一七三	一六	七

第三表 職業紹介統計

第三表(其一) 職業紹介所經營主體別道府縣現在數(昭和二年末現在)(中央職業紹介事務局調)

東 北		海 道		公 立		私 立		合 計	
六	六	市立		七	三	町立		九	一
一	一	村立		三	九	計		七	一
三	三	法人		九	七	其他		一	一
		計				計		六	二
三	三			九	七			六	二

第四部統計表

大阪地方職業紹介							東京地方職業紹介事務管内																		
大阪	兵庫	奈良	滋賀	鳥島	岡	計	秋	山	青	岩	福	宮	新	長	山	栃	茨	千	群	埼	神	奈			
二	一	一	一	一	一	七	二	四	四	一	三	一	一	三	一	二	三	一	二	一	一	三	一	八	
								元	六	一	一	一	一	一	一	一		一		一		二	二	一	
二	一	一	一	一	一	七	四	四	三	八	七	四	二	二	四	二	三	三	二	二	二	一	五	三	九
一							六	五																	
一						一		六	八																
二						一			六																
四	一	一	一	一	一	八	四	三	〇	一	七	四	二	二	四	二	四	三	二	二	二	一	五	三	九

福岡地方職業紹介事務局							名古屋地方職業紹介事務局管内							管内事務局				
山 福 長 大 佐 熊 宮 鹿							愛 靜 三 岐 福 石 富							廣 和 德 香 愛 高				
兒							計							計 歌				
島 崎 本 賀 分 崎 岡 口							山 川 井 阜 重 岡 知							知 媛 川 島 山 島				
一 一 一 二 六 二 二							二 一 一 二 三 四 八 四							一 三 一 一 一 五				
八 一 三							三 一 五 三											
一							一											
一 一 一 一 二 六 二 二							三 四 一 二 六 五 八 四							一 七 一 一 一 五				
一							一 〇 一 一											
四																		
一 五														一 一 一				
二 一 一 一 二 七 二							三 四 一 二 七 六 二							六 二 八 二 一 一 六				

管内 沖 計	總 計	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	合 計
1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
15	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
16	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
17	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
18	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
19	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
20	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
21	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
22	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
23	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
24	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
25	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
26	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
27	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
28	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
29	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
30	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
31	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
32	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
33	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
34	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
35	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
36	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
37	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
38	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
39	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
40	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
41	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
42	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
43	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
44	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
45	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
46	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
47	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
48	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
49	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
50	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
51	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
52	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
53	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
54	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
55	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
56	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
57	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
58	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
59	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
60	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
61	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
62	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
63	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
64	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
65	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
66	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
67	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
68	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
69	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
70	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
71	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
72	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
73	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
74	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
75	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
76	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
77	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
78	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
79	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
80	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
81	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
82	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
83	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
84	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
85	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
86	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
87	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
88	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
89	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
90	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
91	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
92	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
93	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
94	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
95	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
96	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
97	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
98	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
99	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

【備考】他に大阪事務局管内に臨時労働職業紹介所一ヶ所あり

第三表(其二) 昭和二年中職業紹介所紹介数月別表(職業紹介公報に據る)

紹介 所数	求人 数	求職 者数	就職 者数	求職 超過	求人 数ニ對スル 求職者割合(%)	求職 者数ニ對スル 就職者割合(%)
1	180	47,182	60,627	14,924	13,435	142
2	180	47,359	55,538	15,359	8,179	127
3	180	68,234	71,291	20,373	2,957	104
4	183	59,877	75,081	21,155	15,204	135
5	186	54,007	76,666	20,145	23,669	142
6	192	52,475	71,684	18,915	19,209	137
7	193	50,541	64,672	18,455	14,131	128
8	195	53,721	66,061	18,853	12,340	133
9	195	54,553	73,723	19,694	19,170	135
10	195	53,427	69,889	18,272	16,472	131
11	196	47,392	64,006	16,253	16,614	135
12	196	35,792	45,549	13,388	9,757	127
合 計		634,549	794,686	225,606	170,137	127

第三表(其三) 昭和二年日傭勞働紹介數月別表(職業紹介公報に據る)

昭和二年一月	紹介所數	求人數		求職者數		就職者數				
		男	女	男	女	男	女			
一	三	二八三、二四六	三、五〇八	二八六、七五四	三七、八七三	三、五〇七	三四一、三八〇	二八二、四三三	三、三四〇	二八五、八五三
二	三	三三〇、七九三	四、九五五	三三五、七二八	三七〇、二二八	四、八八一	三七五、〇〇九	三二六、二五〇	四、八二二	三三一、〇六二
三	三	三七九、四三四	四、〇三三	三八三、四四七	四〇八、六二五	四、〇六四	四二二、六八九	三七八、二六九	三、九六六	三八二、二六五
四	二	一四三、七五三	一、四八二	一四五、二三五	一七五、七〇五	一、五六七	一七七、二七二	一四三、四〇六	一、四八二	一四四、八八八
五	二	一四一、七五二	一、八〇一	一四三、五五三	一六五、〇〇七	一、八六八	一六六、八七三	一四一、三七六	一、七七四	一四三、一五〇
六	二	一三五、七〇八	一、七二四	一三七、四三三	一五四、〇三一	一、八二五	一五五、八四六	一三三、七四一	一、七〇一	一三五、四四二
七	二	一四一、〇九六	一、八四二	一四三、九三八	一五八、三四五	一、九四四	一六〇、二八九	一四〇、一三六	一、八二三	一四一、九五八
八	三〇	一四三、九七二	一、九二〇	一四五、八九二	一六一、九八七	二、〇二〇	一六四、〇七七	一四三、六五二	一、八九四	一四五、五四六
九	二	一三五、五三二	二、六二八	一三八、一五〇	一五四、五三七	二、七六二	一五七、二八九	一三五、一四五	二、五九三	一三七、七三八
十	三	一五四、六五七	二、八五五	一五七、五二二	一七七、一一七	二、九八〇	一八〇、〇九九	一五四、二〇七	二、八四九	一五七、〇五六
十一	三	一四三、六九九	二、一一三	一四五、八二二	一七二、七三五	二、二五二	一七四、九八七	一四三、六三六	二、一一三	一四五、七四九
十二	三	三三〇、〇六二	三、七二六	三三三、七七八	二八三、〇〇四	三、八二三	二八六、八二七	三三〇、〇三三	三、七〇八	三三三、七四一
合計		二、三三三、六四四	三三、五五七	二、三八六、二二二	二、七一九、〇八二	三三、五四三	二、七五二、六三五	二、三四二、二七四	三三、一七四	二、三七四、四八八

第四表 住宅統計

第四表(其一) 住宅建設戸數調(大正十五年三月末現在)(社會事業一覽による)

府縣	市	町	村	私	計	府縣	市	町	村	私	計
東京	一	一、三八一	一	六、七〇二	八、〇八二	山形	一	一	一	一	六
京都	二〇	二六〇	三	一	三三三	秋田	一	一	一	一	三
大阪	一	一、七九二	一	一	一、七九二	福井	一	一	一	一	三

青森	長野	山梨	静岡	愛知	奈良	群馬	埼玉	長崎	兵庫	神奈川
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	196	102	125	273	72	48	1	372	337	3,432
1	104	1	33	210	1	8	6	1	1	696
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	59
60	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1,272
90	302	102	138	383	72	103	7	372	337	5,457
合 計	鹿 兒 島	熊 本	佐 賀	高 知	香 川	德 島	和 歌 山	山 口	廣 島	島 取
3	1	1	1	1	1	1	3	1	1	1
9,531,295	17	24	4	4	5	1	5	28	25	1
8	1	1	1	1	1	1	3	1	1	9
8,021,903	17	24	4	4	102	4	16	28	25	9

【備考】 北海道不明

第四表(其二) 住宅組合調(昭和二年九月末現在、昭和三年版「社會局關係事務概要」)

北海道	東京都	大阪府	神奈川	兵庫	長崎	新潟
5	3	3	25	25	50	2
797	4,809	1,055	2,331	1,627	449	373
1,644,833円	15,251,870	1,580,400	4,352,100	3,781,594	1,178,388	675,100
埼 玉	群 馬	千 葉	茨 城	栃 木	奈 良	三 重
3	9	7	6	20	13	25
198	199	298	227	225	144	335
404,140円	381,484	47,300	368,500	499,270	305,300	609,434
愛 知	知 重	知 重	知 重	知 重	知 重	知 重
3	2	2	2	2	2	2
1,134,400	1,134,400	1,134,400	1,134,400	1,134,400	1,134,400	1,134,400

第四部統計表

兵	長	新	埼	群	茨	三	愛	靜	山	岐	長	宮	岩	青	秋	鳥	廣	山	和	福	計
庫	崎	湯	玉	馬	城	重	知	岡	梨	阜	野	城	手	森	田	取	島	口	山	岡	
二	一	一	一	一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	一	一	一	三	一	一	六	一	一	一	三	一	一	一	一	一	三	一	一	三	二〇九
五	一	一	一	三	一	一	七	三	一	四	一	四	一	一	一	一	三	一	一	三	二四二
四七一	一	三	八	二五	一	一三	一〇八	三一	一五	四	三	六	一	一	三	一	三六	二	二	二〇	八、七四五
四、二九八	一〇	六〇八	一一一	四四〇	五二一	二、八三六	一一、〇八六	二、一〇六	二、六〇三	五五〇	六七	一一、三三七	一	五七八	一	一九五〇	八、六二四	二六九	一	七、三五三	八四九、二八三
六八、七五九	一	一	一	一	一	九、二〇〇	四、三三三	一	三、五〇〇	一	一	五、四〇〇	一	三五〇	一、七二〇	一	三、一九四	五、〇〇〇	一	二、〇〇〇	三、二五、七七七

公設	私設	計	一ヶ月平均 宿泊延人員	東京	京都	宿 都 大 阪	神 奈 川	兵 庫	愛 知
三	五	六	一七五、八六九 一日平均五、八六二	無 料	無 料	拾錢—拾參錢	拾五錢	貳拾錢	無 料

第四表(其四)全國不良住宅地區調(大正十四年六月內務省社會局調)

地區數	總面積	所在家屋 棟數	世帶數	人 口
北海道	一〇、五一	二〇六	四一五	一、七六九
東京	三三、九六一	一二、三六三	二〇、〇六二	九〇、一〇六
京都	一四、九二四	一、八六三	三、三三六	一四、二三五
大阪	一八、一七三	七、五三三	一五、三三六	六四、七三〇
神奈川	五、三〇〇	一、六四九	二、八二四	一二、二六八
兵庫	一五、八二一	一、五九六	六、一四三	一七、七九六
長崎	一三、三〇〇	二八〇	三六三	一、八二九
栃木	六、五四〇	四四八	八三八	二、七四四
三重	三、五〇〇	三五〇	六六〇	三、三三〇
愛知	四、八四〇	一、九九五	三、四四九	一二、六六六
靜岡	二、六九〇	五四〇	五九〇	三、〇六三
青森	七、八二七	五七七	一、二六七	六、九〇三
山形	一、五〇〇	五三	七七	三九一
福島	五、三三八	一、三五二	四、〇九六	六四三
富山	二、五〇〇	一〇〇	一五〇	六八三
岡山	六、八九五	一五	四二〇	一、四八〇

廣	山	和	德	香	愛	福	大	熊	鹿	沖	計
島	口	山	島	川	媛	岡	分	本	島	繩	
六	五	六	二	八	一	一六	三	三	三	四	二七
七、六〇〇	四三、二七五	九八、七二〇	二五、五〇〇	七六、二五一	三三、〇〇〇	四三六、八八八	三五、〇〇〇	一六、一〇〇	三、三五〇	一三、六五八	二、〇〇九、〇八一
一、八四九	六三五	一、五八九	三五五	二、〇四一	三五〇	二、七〇五	四三六	五三〇	一七二	二八二	四二、七四四
二、一一一	九五〇	三、二二三	五六〇	一、九三七	三五八	四、四八七	三六七	六〇〇	四三	三六一	七二、六二二
八、八三二	四、一五一	一三、四七九	二、五三〇	九、五七〇	一、六八二	二〇、四六三	一、七五九	三、〇〇〇	一、七三一	一、三九五	三〇九、〇八五

第四表(其五) 借地借家調停件數月別表(官報に據る)

(昭和二年)			受理總數			既濟			未濟
一	二	三	舊受	新受	計	調	不調	其他	
月	月	月	一、〇七五	六八一	一、七五六	四八五	三	八九	一、一六〇
月	月	月	一、二六〇	八二五	一、九七五	六三九	三〇	九	一、二七
月	月	月	一、二二七	九七二	二、一八八	八二〇	二六	二七	一、二三五
月	月	月	一、二三五	八六一	二、〇九六	七四二	六	一六	一、二八
月	月	月	一、二八	九三八	二、〇六六	七六八	九〇	二六	九四二
月	月	月	九四三	一、〇三五	一、九六七	八八八	四	一三	九七一
月	月	月	九七一	八二八	一、七九九	六二二	四	五	一、〇三〇
月	月	月	一、〇三〇	七二二	一、七五二	四四	三	七〇	一、二四五
計									

九	十	十	十	合
月	月	月	月	計
二	一	一	二	計
1,255	1,276	1,093	1,086	1,075
97	97	81	71	10,381
2,266	2,133	1,974	1,770	2,566
860	851	733	724	8,454
50	48	75	44	566
130	151	118	136	1,570
1,020	1,050	926	924	10,520
1,176	1,093	1,048	866	866

第五表 公益質屋(大正十五年三月末現在社會事業一覽による)

北海道	東京	京都	大阪	神奈川	長崎	群馬	茨城	岐阜	宮城	岡山	廣島	愛媛	宮崎	沖縄	計
市	7	1	4	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	26
町	1	1	1	1	1	1	4	1	1	1	1	1	1	1	7
村	1	1	1	1	3	1	1	1	2	1	1	1	1	1	23
私	9	2	1	1	1	1	1	1	1	3	1	1	1	1	27
計	2	16	4	4	14	3	1	4	2	3	2	2	1	1	62
貸付資金	50,000	408,000	—	300,000	506,966	25,000	5,000	49,500	70,030	44,000	6,500	34,500	5,000	5,000	1,577,896
貸付金總額	13,646	19,772	—	113,785	297,650	19,671	641	36,340	10,001	19,787	3,599	5,291	1,005	—	755,946

第六表 公益市場統計（大正十五年三月末現在社會事業一覽による）

府縣	市	町	村	私	計	一ヶ月總賣上高 円
北海道	四	一	一	二	六	一八七、〇五八
東京府	六	一	一	三	一〇	一、〇三七、六二三
神奈川縣	七	二	一	三	一三	二五二、六一九
大阪府	五	三	一	一	一〇	二、九六〇、七四二
兵庫縣	二〇	四	一	一	二六	一〇三、八五三
長崎縣	八	一	一	一	一一	四〇六、〇〇〇
群馬縣	一	一	一	一	四	一八七、六二九
千葉縣	一	一	一	一	四	四四四
茨城縣	一	二	一	一	五	三三、二四三
奈良縣	二	四	一	一	八	二六、一五六
三重縣	二	一	一	一	五	四八、三五八
愛知縣	三	七	一	一	一二	九、〇三三
靜岡縣	五	一	一	一	八	三八一、四二四
滋賀縣	一	四	一	一	七	二〇、一八六
岐阜縣	一	一	一	一	四	二八、九四一
長野縣	一	一	一	一	四	六、〇五六
宮城縣	一	一	一	一	四	一六、三二八
福島縣	一	一	一	一	四	一四、二五〇
岩手縣	一	一	一	一	四	六、四七八
青森縣	一	一	一	一	四	三、四三九
計	一八	一	一	一	二一	一、九八六

山 秋 福 石 富 鳥 島 岡 廣 山 和 德 香 愛 高 福 大 佐 熊 宮 鹿
計 兒 歌

形 田 井 川 山 取 根 山 島 口 山 島 川 媛 知 岡 分 賀 本 崎 島

四																					
二〇八	一		三	六	一	八	一	二	一	二	五		七	二	二		二	五	五	一	
四				二	一	一						二			三	二					
九									一										二		
五四		一																			二
三八	一	一	三	九	二	九	一	二	二	二	五	二	七	二	五	二	二	五	七	一	二

一一、一五〇
一〇、三七四
三、六七六
一六、三三三
二〇、三五四
二、五二〇
一一、一六九
三三、〇〇〇
一五、七三三
一、九〇〇
五、一九四二
一四、一七三
七、五九六
一一、〇四一
二五、〇三三
一四、四三〇
二八、〇二九
二四、五一六
三九、五九四
—
三三、二五〇
六、三七六、五九

第七表 簡易食堂統計(大正十五年三月末現在社會事業一覽による)

市	町	私	計	一日平均 入所人員	同上 賣上高	經 費
一	一	一	二	二二	九七	七九
二	一	三	二四	三、七四	二、六三	六四、七四休止四ヶ所
二	一	一	二	一、九五	三三	一、二六
五	一	一	五	二、九七	三八	二、三三
六	四	五	一五	二、一四	六二	六六、三四
五	一	一	五	五、四六	五五	一九、七四
三	一	一	四	八〇	五七	二〇、九三
一	一	一	一	二四	一	一
一	二	一	三	三九七	三八	一
三	一	一	四	一、三八	一七四	二三、九二
一	一	一	二	八一	二三	八二
一	一	一	二	二〇一	六	七六
一	一	一	一	一〇〇	一五	一
一	一	一	一	一〇〇	三	七、九三
二	一	一	二	八二〇	九	一
一	一	一	一	一一	一	一
一	一	一	一	三〇〇	九	一
三	一	一	三	九七	一七三	四
四	一	一	六	四、七六	五、二二	九六、七六

第八表 司法保護事業統計

第八表(其一) 司法保護事業團體調(輔成會調)

年度	團體數	會員數	支出總額	資產總額
大正十一年度	六七	一三〇、二四	二八六、四三	一、三〇五、九三九
同 十二年度	七五	四三、六三	三〇七、九九	一、四九五、四四七
同 十三年度	七七	三三、四〇〇	三七九、二五	一、七四一、九三三
同 十四年度	七三	一	一	一
同 十五年度	七九	八七、四七二	五七四、五八	二、二六五、〇八七

第八表(其二) 全國保護會成績調(輔成會調)

年度	總保護人員	收容保護人員	間接保護人員	一時保護人員
大正十五年度	六、〇八	四、七五二	二八、一二	三三、〇八四
同 十四年度	五、七六	五、三八六	二五、九四八	二七、四四四
同 十三年度	五、八六	四、三七三	二四、二四六	二六、二五〇
同 十二年度	五、九八〇	四、四一八	二五、三二〇	二三、五〇四
同 十一年度	五、八九五	四、〇六〇	二七、四七五	一九、三六〇

第九表 兒童保護事業統計

第九表(其一) 妊産婦保護事業調(大正十五年三月末現在社會事業一覽による)

經營主體別	市	町村	私	計	經費	資產
北海道	一	一	四	五	一、四三六	三、〇五〇
東京都	二	一	九	二	三三八、七四	一八、五三六
京 都	一	三	二	四	六、一〇八	七、六〇〇

第四部統計表

大兵長埼群千茨枋三愛靜長福岩秋福石岡廣山和徳愛福

歌

阪庫崎玉馬葉城木重知岡野島手田井山川島山口島媛岡

| | | | | - | | - | | | | - | - | | | | | - 三

| | - - | | 七 | 吾 - | | 〇 三 | 三 | | | 三 - 四 | |

- 二 | 二 - | 三 - | - - - 三 - 二 | - - - - 四 | - -

- 二 - 三 - - 〇 - 五 二 - - 三 五 二 四 - - - 四 五 四 二 四

五五一

六、六五四	六、三九	四〇〇	二八〇	一三、九一五	九、九三三	一四一	一、五〇〇	三、七五六	四、二八五	八、九七二	一、七九七	二九九	雪九			一、八九八	八九八	二五	四五〇	一四、二〇三	六八、二六七
一四、八三八					一、八八六	八、九四										二〇七、一六					一四三、三六

熊

本

一

一

二

二

五、三六

一四、五五

計

二〇

二〇六

二五

一七二

三八六、九九

八九五、八二

第九表(其二)

兒童相談事業調(大正十五年三月末現在社會事業一覽による)

經營主體別

市

町

村

私

計

經費

資産

東京

京都

七

一

九

二六

三四、九四

四八、七五

大阪

一

一

一

四

五

一八、三〇

一

神奈

川

一

一

一

二

七〇〇

一

兵庫

庫

一

一

一

一

一

一

愛知

岡

一

一

一

二

二、八〇〇

一

滋賀

賀

一

一

一

一

一

一

長野

野

一

一

六

七

八、九七

二〇〇

宮城

城

一

一

一

一

一、二四

一

石川

川

一

一

一

一

一、〇七

一

秋田

田

一

一

一

二

一、〇七

一

岡山

山

一

一

四

四

二、七〇

一、八三

廣島

島

一

一

一

一

二、五七

一〇〇

山口

口

一

一

一

一

一

一

和歌

山

一

一

一

一

八、二四

一

愛媛

媛

一

二

一

二

四〇〇

五〇

佐賀

賀

一

一

一

一

一、三三

一

宮崎

崎

一

一

一

一

五、八八

二六、一四

鹿兒島	一	一	一	一	一	五八七	一
計	三	四	四	四	四	九四、三三〇	七、一一七

第九表、其三）市町村兒童就學獎勵經理狀況表（文部時報二三九號）

		（大正十年度）				市町村數				收 入				支 出				年度末殘高				
						道府縣支市町村費				寄附金其他				就學獎勵					其他			
						計				計				計					計			
						支 出 額				共益學務補助額				其他				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				
						計				計				計				計				

第四部 統計表

日本勞働年鑑

五五四

新	湯	二五	二六二・三	二八一・〇七	一六・四九	五六〇・〇九	三三・八九	一〇九・五七	—	四三二・四六	二七・三
富	山	五二	二、二五〇・〇〇	二、三〇四・三六	三五・〇〇	四、五八九・三六	四、三二・九七	—	—	四、三二・九七	二七六・三九
石	川	三八	二、〇七二・八二	六、七八九・三三	七九〇・三八	九、六五二・四二	八、七〇一・六〇	一四二・三六	—	八、八四四・九六	八〇七・四六
福	井	四二	二、〇六七・〇〇	一、〇五〇・二七	四三・三〇	三、五三〇・五七	二、三七一・三四	七六・〇〇	二五九・八四	三、三四七・一八	一八三・三九
山	梨	一一	一、〇三六・〇〇	三〇八・〇〇	—	一、三三三・〇〇	一、三三三・〇〇	—	—	一、三三三・〇〇	—
長	野	三八七	六、六〇〇・〇〇	二、三〇二・〇〇	五七八・四四	九、四八五・〇四	九、一八八・九五	—	—	九、一八八・九五	二九六・〇九
岐	阜	三四四	二、六〇〇・〇〇	一六、〇五二・七七	一、二六五・九六	一九、九五八・七三	一五、二〇二・四三	一六六・八四	—	一五、三六九・二九	四、五八九・四四
静	岡	三三三	八、一五七・〇〇	七、二六〇・四三	一、七八八・〇八	一七、二〇五・四七	一〇、七二二・三九	—	二〇〇・〇〇	一〇、九二二・三九	六、二九三・〇八
愛	知	二四八	二、〇一一・〇〇	六、二五・六八	二、六〇四・八一	一〇、七四一・四九	九、〇六三・〇一	—	—	九、〇六三・〇一	一、六七八・四八
三	重	一四二	五、〇〇〇・〇〇	三、九六〇・〇三	一、二五〇・三三	一〇、二二〇・六六	八、一九〇・一〇	一七八・五三	三、二〇	八、三七一・八三	一、八三八・八三
滋	賀	一四二	三、四九四・四三	五、八二三・五一	一、六五九・八二	一〇、九六七・七五	七、七〇四・四四	六五九・一四	九〇・二七	八、四三三・七五	二、五二四・〇〇
京	都	二五	一、〇〇三・〇〇	二、三三六・七四	—	三、三三〇・七四	二、六七四・二七	—	—	二、六七四・二七	六五六・四七
大	阪	一〇八	二〇、〇九六・〇一	二五、〇三三・〇一	五、〇〇	四三、一二六・〇一	三八、六五六・三三	八六〇・〇〇	—	三九、五一六・六三	五、六〇九・三八
兵	庫	一五三	一三、九八八・〇〇	八、二五一・〇〇	五五五・〇〇	二二、七四四・〇〇	一一、二五三・五〇	—	—	一一、二五三・五〇	一〇、五三〇・五〇
奈	良	一五三	一、九八八・九四	六五八・三七	三八七・三〇	三、〇四三・六一	二、九二二・五四	—	—	二、九二二・五四	一一二・〇七
和	歌	三〇	七九〇・二六	二、六三三・七五	四五五・二九	三、八八九・三〇	二、六九二・九二	—	—	二、六九二・九二	一一七五・三八
鳥	取	一五	一、一三九・〇〇	一、三三一・三三	—	二、五八〇・三三	二、五四〇・三三	四〇・〇〇	—	二、五八〇・三三	—
島	根	一六二	三、二七七・〇〇	五、二六七・〇一	一、六三三・七八	一〇、一七六・七九	八、二五七・四四	三〇・〇〇	—	八、二八七・四四	一、八八九・三五
岡	山	一四三	五、七五八・一〇	五、四八八・九八	六、三三五・六〇	一七、五六二・六八	九、五二二・一四	一、七九一・二〇	三〇・七〇	一一、三四三・四四	六、二二九・六四
廣	島	七六	二、二八四・六二	二、八六四・七五	五七九・八一	五、七三九・一八	三、七二五・九〇	—	—	三、七二五・九〇	二、〇二三・二八

山	德	香	愛	高	福	佐	長	熊	大	宮	鹿	沖	總
口	島	川	媛	知	岡	賀	崎	本	分	崎	兒	繩	計
九四	二五	五	一八四	二六	七六	一三	九	四九	二二	八	一四	五	六、二〇五 ×三、三四五
七、二九一・五〇	三、八四〇・六九	二、九七九・二六	一〇、三三二・〇〇	一、九六一・〇〇	六、五七九・〇〇	三、四八〇・〇〇	二、八三三・〇〇	四、二四九・〇〇	五〇〇・〇〇	一、八二六・〇〇	二、〇〇〇・〇〇	二、四三〇・〇〇	三三、一五四・五九
七、三七三・四六	八、七五五・七二	二、七五九・四八	一五、五五〇・九七	二、四七四・一六	七、六〇六・二三	六、〇〇六・二〇	二、二八五・三五	三、三八三・二八	六八五・〇〇	四、五七・六四	七、二五・〇〇	三、三九七・八〇	二七五、一五九・七一
七三六・一八	—	三三〇・〇〇	八三・五九	五六・二三	—	二、九八二・七五	五五二・八四	四三・八・二	—	八四・四九	—	五三・七二	三七、四六九・三九
一五、三九一・一四	一二、六六・四二	五、九五八・七四	二五、九五六・五六	四、四九二・二八	一四、一八五・二三	一二、四六八・九五	五、六八一・一九	八、〇六〇・四九	一、一八五・〇〇	六、四三八・一三	九、一二五・〇〇	五、八七一・五一	五四、二三六・三九
一二、四八七・八九	九、七〇五・九八	五、九三三・七四	二二、一八一・七三	二、八三五・四三	一四、一八五・二三	七、六六一・一九	四、一〇七・四六	七、九三二・二五	一、一八五・〇〇	四、七三八・二三	九、一二五・〇〇	三、八一五・四七	四三、六八九・七一
—	—	二五・〇〇	—	—	—	—	二五・〇〇	—	—	—	—	—	一四、九〇三・七三
—	—	—	—	—	—	三〇一・八四	五三二・七五	—	—	—	—	—	二、五九五・五一
一二、四八七・八九	九、七〇五・九八	五、九五八・七四	二二、一八一・七三	二、八三五・四三	一四、一八五・二三	七、九一八・〇三	四、七六四・二一	七、九三二・二五	一、一八五・〇〇	四、七八八・二一	九、一二五・〇〇	三、八一五・四七	四四、二八七・九五
二、九〇三・二五	二、九一〇・四三	—	三、七七四・八三	一、六五五・八五	—	四、五五〇・九二	九一六・九四	一三九・二四	—	一、六四九・九二	—	二、〇五六・〇四	一〇一、〇三五・七四

〔備考〕 ×印を附したるは就學獎勵を要せざる市町村数

第九表(其四) 不良少年要視察人員調(昭和元年末社會局調)

視察人員		年 内 移 動 種 別				年末現在
越人員	新視察人員	視察解除	感化院入院	入	監行衛不明其他	計
六〇七	三、一二	九、一八	五八	三六	七六	一、〇八一
二、〇三	七、一七五					
年末現在員内譯						

犯罪行為を爲したるもの		犯罪行為をなす虞あるもの		感化院收容の 要否(再掲)	
前科者	執行猶豫	不起訴	少年法の保護 を受けるもの	其他	計
六	四	一、八三六	七四	一、三四〇	三、九八二
警察説諭					
其他		計	合計	必要	不必要
二、〇二七		一、一六六	三、一五三	七、一七五	五七九
					六、五九六

第九表(其五)少年審判所保護處分別統計(官報に據る)

[illegible]

第十表 圖書館統計

第十表(其一) 圖書館累年表(大正十四年度文部省文書課調査)

官立	公立	私立	總計	大正十三年度	同十二年度	同十一年度	同十年度	同九年度
館數	一	二、四六	一、三五七	三、四〇四	三、四〇四	二、三九〇	二、〇五五	一、六七〇
圖書冊數 千冊	三九五	四、一八六	二、六二〇	七、二九二	七、〇三八	五、九四〇	五、六五四	五、一六二
閱覽人員 千人	三六四	一六、六五九	四、〇二六	二、〇五九	一九、二〇九	一四、八三八	三、七〇二	二、〇九二
開館一日平均閱覽人員	一一八二	二四	三	二	二五	二五	二四	二五

〔備考〕館及圖書冊數は大正十五年三月三十一日現在、閱覽人員は大正十四年四月より大正十五年三月に至る事實。

第十表(其二) 圖書館府縣別表(大正十四年度文部省文書課調査)

館	圖書冊數	閱覽人員	館	實事圖書冊數	閱覽人員
北海道	二六	一七五、九五四	滋賀	一二三、二六三	八四、三〇五
青森	一四〇	二五、六五三	京都	一三五、五八八	一七二、九三四
岩手	一八三	一六、七六六	大阪	二四、二五五	七三、四〇三
宮城	一〇九	四二、五八三	兵庫	一五九、三五九	三三九、四七〇
秋田	一六	二四〇、八二四	奈良	一四〇、三七六	一九三、六四八
山形	二九	四三〇、六二八	和歌山	五七、七四一	八二、二八九

福島	八四	一六二、五三	二三、七九二	五	六八、一六二	五五、九四七
茨城	四九	一一八、五三	二五、四三八	二八	一五〇、八〇一	一五、一三七
栃木	二六	五五、六八一	一〇三、七二四	一一	三三、二五八	一、四三、五〇五
群馬	一六	二〇四、七五	四九、九一九	二五	一三、〇七三	四一一、八三三
埼玉	一七	一五二、五三	五〇三、六四九	二七	四六、五〇〇	一、〇九一、〇〇〇
千葉	五九	一六二、三五〇	二八、八三八	六七	八四、一七三	二六五、三〇六
東京	一六	四〇〇、〇一〇	二、二五、六七五	一〇八	一六六、一五三	五二七、六七一
神奈川	一〇	※三九五、二五六 一五、三五二	※三八三、六七六 四三、七二〇	一〇	六九、九三二	一五四、二四四
新潟	二三	三三四、一四七	二、二七六、四〇三	八四	八八、五三七	三三四、七八三
富山	一四	一一〇、五二〇	二六九、三七五	二八五	二三四、六三九	一、〇四〇、八二六
石川	一六	二〇〇、六五九	九八八、四九九	九七	七三、五七九	二七九、八〇七
福井	二三	八九、二二七	八九、二四二	九〇	一二三、四三二	八四八、九二九
山梨	五	二九、八九三	三八、三三四	九九	九九、三八	八三四、七四九
長野	二〇	二九七、〇九〇	四三三、二七九	四三	九〇、八八一	一五八、三六六
岐阜	三〇	五九、八七七	一〇七、五一	五八	六五、六六〇	二三六、七八六
静岡	一二	八九、二八一	三八五、七三〇	五九	六五、三八八	三九四、八二五
愛知	五	三五二、六二〇	六八四、八六八	三	一七、二八四	五〇、五八四
三重	四	一二六、七九四	一五四、〇二八	三、九〇四	七、一九一、五三三	二一、〇五八、四二六
總計						

本表※印は官立帝國圖書館に係るもの

第十一表 青年團統計

第十一表(其一) 地方青年團一覽表(男子)(大正十五年三月末現在社會局調)

道 府 縣	團 體 數	正 團 員		計	一ケ年經費	平均經費	一ケ年一人當經費
		正 團 員	其他團員				
北海道	二、三六一	八六、三三九	一五、六九一	一〇一、〇三〇	二五、五三八	九五	二、三
東 京	二二〇	九八、〇六五	四三、二九八	一四一、三六三	一九六、六〇四	八五四	一、元
大 阪	三六六	五二、九六八	七、五六七	五九、五三五	一〇六、二二一	二六八	一、七八
神 奈 川	五五	一八、七〇八	三九、〇七五	一五七、七八三	四七二、〇一一	九一六	二、九
兵 庫	三六三	五三、六四八	三八、七〇九	九一、三五七	九四、六八六	二六〇	一、〇三
長 崎	五五二	二八、七四四	三、四八四	一三二、二五八	一七〇、六四四	三〇九	一、二九
新 潟	三四三	五三、六五五	三、八二三	五六、四八八	六六、三一	一九三	一、一七
埼 玉	四六四	一一、五三二	一二、七〇四	一二四、二六六	一一七、三七	二五二	〇、九四
群 馬	三七四	五、八〇九	七、六三二	六二、四四一	七三、九〇二	二〇〇	一、一
千 葉	二二七	二八、五九八	一三、二二八	四一、八二六	六六、五三九	三〇六	一、五
茨 城	三五〇	四八、九三四	八、五九	五七、四四三	五六、〇四三	一六〇	〇、九七
栃 木	四〇〇	五〇、七三六	六、九〇八	五七、六四六	四五、三六五	一一三	〇、七八
奈 良	一九六	三七、〇六六	五、七三〇	四二、七八六	四二、六〇〇	二二	〇、九
三 重	一五七	二九、〇六六	二、六八九	三一、七五五	三五、五二七	二二六	一、一一
愛 知	三四三	五八、三六九	六、三三五	六四、七二四	九二、六九〇	二七〇	一、四七
靜 岡	三六九	七二、二八一	六、四七一	七八、七五二	一七〇、六三八	四六二	二、一六
山 梨	三三四	六三、六九三	七、六二〇	七一、三二三	九六、九〇五	二九〇	一、三五
山 梨	二六六	二六、六三一	三、二二一	二九、七五二	四六、九四二	一九八	一、七

第四部 統計表

滋賀	二〇四	二五、七六九	—	二五、七六九	六二、九三三	三〇三	二・五〇
岐阜	三五七	四四、五八二	六五七	四五、二三九	六九、六八七	一九五	一・五五
長野	三三二	一一一、〇一一	二、五〇〇	一一三、五二一	一六二、一七一	二六〇	一・五二
宮城	二・六	三四、六八一	一、九六五	三六、六四六	四九、三四九	二三八	一・三四
福島	四六六	四八、五九五	五、三三一	五三、九二六	六一、六四八	一三二	一・〇六
岩手	二・六	五〇、九一八	一、九八六	五二、九〇四	四五、五〇七	一七一	〇・八六
青森	一七〇	三五、八六九	六、三六九	四三、二三八	四三、三九二	二五五	一・〇二
山形	二二七	四八、九二九	—	四八、九二九	六三、九四四	一六九	一・五〇
秋田	二七六	四九、五八三	—	四九、五八三	四〇、八八六	一四八	〇・八二
福島	一八七	二三、四六六	三、一五五	二六、五八一	三四、〇〇〇	一八一	一・二七
石川	二二二	一八、二一八	一九、二二二	三七、四三〇	五〇、七七六	二一九	一・五五
富山	二八一	四五、二二七	一〇、三〇八	五五、五二五	四九、八〇三	一七七	〇・八二
鳥取	一九四	一七、八一七	二、六〇二	二〇、四一九	二九、二八八	一五〇	一・五三
島根	二八六	三五、七一〇	二、一九五	三七、九〇五	四六、九五〇	一六四	一・二三
岡山	四四四	六四、五九三	四、七九四	六九、三八七	七八、二五七	一七六	一・二三
広島	四七五	六四、二五八	九三四	六五、一九二	六六、九八六	一四一	一・〇二
山口	二六一	四一、四七九	一三四	四一、六一一	三六、七五二	一四〇	〇・八八
和歌山	二六〇	三二、二九五	四、三七七	三五、六二二	二八、七〇九	一一〇	〇・八〇
徳島	一四六	二九、二九〇	一、〇八五	三〇、三七五	二三、三四〇	一五九	〇・七六
香川	一九四	二七、〇五六	五、六九二	三二、七四八	二八、二三九	一四三	〇・八六
愛媛	三三九	五三、七六四	三、六七一	五七、四四五	五四、八三三	一七一	〇・九五
高知	二〇三	二九、〇六四	四、六二八	三三、六二二	二五、八六三	一二七	〇・七六
福岡	四四九	七三、一三九	—	七三、一三九	九八、七八三	二二〇	一・三五
大分	二六九	五三、八二八	六、三七八	六〇、二〇六	三七、二六三	一六八	〇・六一

佐賀	一七八	二七、五三三	四、〇五七	三二、五八九	二五、八二三	一四五	〇・八一
熊本	三五九	五六、八二三	八、六八四	六五、五〇七	三五、九九八	一〇〇	〇・五四
宮崎	一四二	二九、九五八	三、七五三	三三、七一一	二五、八七四	一八三	〇・七六
鹿児島	一四三	八二、二三三	一、九二六	八四、一三九	五二、一八四	三六四	〇・六二
沖縄	六〇	二七、一六六	五、四三〇	三二、五九六	二九、六	四九	〇・九〇
計	一六、〇九四	二、四五一、七二五	三三、一八七	二、七九四、九二二	三、六〇八、六六六	二三四	一・二九

第十一表(其二)地方青年團一覽表(女子)(大正十五年三月末現在社會局調)

北海道 東京 京都 大阪 神奈川 兵庫 長崎 新潟 埼玉 群馬 千葉 茨城 栃木	團體數	團 員 數		計	一ケ年經費 円	一ケ年一團 平均經費 円	一ケ年一團 平均一人當 り經費 円
		正團員	其他團員				
		人	人				
道	九四〇	四、八四六	四、一〇八	三八、九五五	二八、三七四	三〇	〇・七三
京	一三七	一五、九〇〇	一、五〇三	一七、四〇三	一四、〇五八	一〇二	〇・八〇
都	三〇〇	二六、四二七	—	二六、四二七	二八、六九七	九五	一・〇八
阪	一二四	二五、七六六	一、二六三	二七、〇二九	二九、七五四	三三九	一・一〇
奈川	一九六	二二、九八三	七〇六	二三、六八九	一七、九八〇	九一	〇・七九
兵庫	七三	七、六〇八	一五五	七、七五三	三、二〇一	四三	〇・四一
崎	二〇一	二四、四三三	一、六九二	二六、一三五	一〇、五〇六	五三	〇・四〇
湯	三三二	三八、三〇五	二、三三四	四〇、六三九	一〇、八五〇	三三	〇・二六
玉	三七四	四七、七〇六	四、七九八	五二、五〇四	三五、九二七	九六	〇・六八
馬	二二一	二六、六九七	八、〇九三	三四、七九〇	三〇、四六四	一四四	四・八七
葉	三七六	三三、五四一	三、四六〇	三六、〇〇一	二二、五三八	五九	〇・六二
城	三七八	三五、九六六	三、六七二	三九、六三八	一五、八一三	四一	〇・三九
木	二五八	二三、五四三	一、一二四	二四、六五七	一六、四九九	六三	〇・五九

奈	良	一六八	一六、四九六	一、一七九	一七、六六六	一〇、九一八	六四	〇・六一
三	重	三三六	四三、四二四	一、八二二	四五、二四六	二一、三三三	六三	〇・四七
愛	知	二六二	三六、八三二	二二六	三七、七五七	一九、〇七一	七二	〇・五〇
靜	岡	三五六	三八、一七九	五、〇三二	四三、二二一	一九、〇七〇	八一	〇・五〇
山	梨	二三八	二三、一七九	二、二〇二	二六、〇一九	一六、七三三	七一	〇・六四
滋	賀	二〇三	二三、五五五	—	二三、五六二	一八、一七一	八九	〇・七七
岐	阜	三六八	三三、四八〇	三八九	三三、八六九	一九、一二九	五一	〇・二九
長	野	二二〇	五一、二九六	四〇二	五一、六九八	二二、七六一	七五	〇・二九
宮	城	二二九	一九、八四八	三二四	二〇、一六一	一二、三三八	五三	〇・六一
福	島	四五一	三五、三三三	二、二〇三	三七、五五六	一九、四九七	四三	〇・五一
岩	手	三〇六	二二、五四九	六五二	二三、二〇一	九、二二九	三〇	〇・三九
青	森	一六九	一九、九二四	一、九四五	二一、八六九	一一、四九一	六七	〇・五二
山	形	二四六	三三、三〇二	—	三三、三〇二	二〇、一三六	八一	〇・六四
秋	田	二七九	二三、六八二	—	二三、六八二	一〇、六四九	三八	〇・四六
福	井	一九五	一七、一四三	一、〇二九	一八、一七二	一二、二二九	六二	〇・六七
石	川	三三四	一八、四〇三	一〇、七九三	二九、一九六	一一、〇九八	六三	〇・六八
富	山	三九七	三三、六三六	五六、五五三	八九、一八九	一一、四八九	七九	〇・三五
島	取	一九一	一一、八〇五	一、一八七	一三、九二二	二〇、六〇〇	四九	〇・六七
島	根	二九四	二二、一四八	二七二	二二、四二〇	一五、三〇六	四一	〇・五六
岡	山	三四〇	三三、〇三三	一、四〇七	三三、四四〇	一五、五六二	三三	〇・三二
廣	島	五一	三三、八五七	六六三	三三、五二〇	一〇、七三三	四〇	〇・六一
山	口	二八九	二二、六三三	—	二二、六三三	一一、二七八	五二	〇・二九
和	山	二八二	三〇、三七三	四、八三三	三五、二〇六	一九、三六九	五五	〇・四二
德	島	一六三	一五、二九四	一、〇六三	二〇、三三八	七、一六六	六五	〇・二〇

香	愛	高	福	大	佐	熊	宮	鹿	沖	
川	媛	知	岡	分	賀	本	崎	島	縄	計
二九一	三二三	一七二	三六二	二六一	一四七	三六一	一一四	六二三	六四	一三、三八五
一八、八六八	二九、八三三	一七、一六二	四六、〇六一	二七、八八五	二〇、三三六	三五、〇〇一	一〇、三六六	三七、二三八	一六、八六九	一、二七三、五〇八
二、二五八	一、四三八	一、八三三	—	一、五九七	一、九六八	二、六二四	二二四	二八二	—	一五〇、六三四
一一、〇三三	三三、一四〇	一八、二二五	五八、〇六一	二五、四六二	三三、三〇五	三七、六一六	一〇、五二〇	三七、四〇〇	一六、八六二	一、三二〇、一五二
四一、〇二二	一五、三三三	四、一六六	四一、〇二二	一〇、三六六	一一、一三二	二一、五〇二	四、〇三二	三、二四二	一、〇〇四	四、二四、一六八
五二	六一	四一	一〇四	三二	八三	五二	二六	六	一五	五二
〇・三三	〇・六一	〇・三二	〇・八五	〇・三五	〇・五五	〇・六六	〇・二八	〇・一〇	〇・〇五	〇・五八

